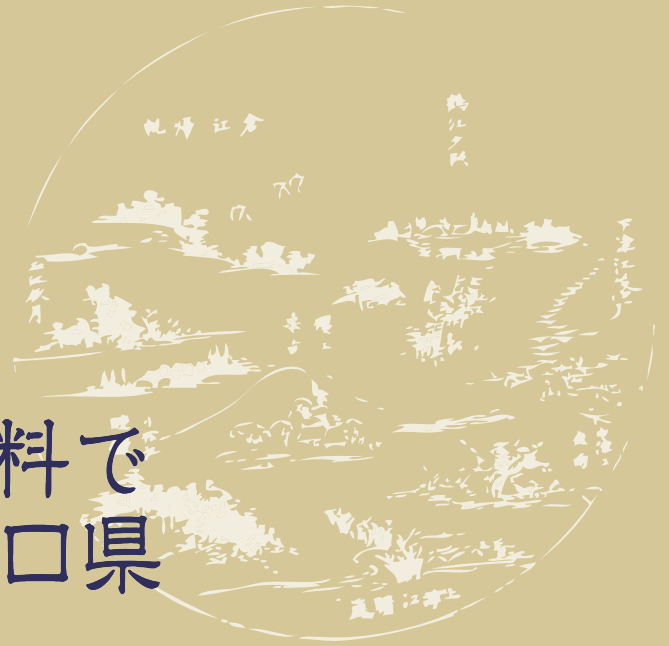


防長紀行

2026年
6月6日(土)・7日(日)
アーカイブズ展示

文書館資料で
旅する山口県



解説シート

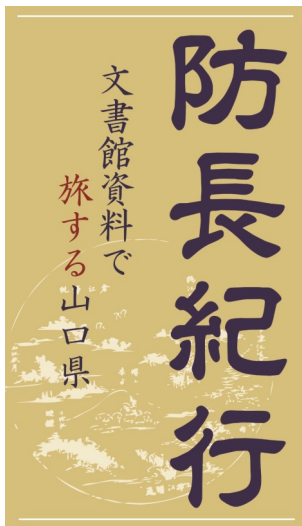
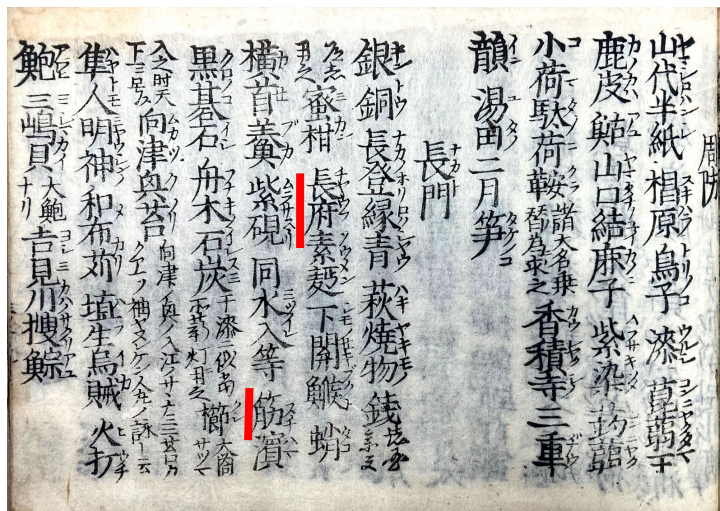
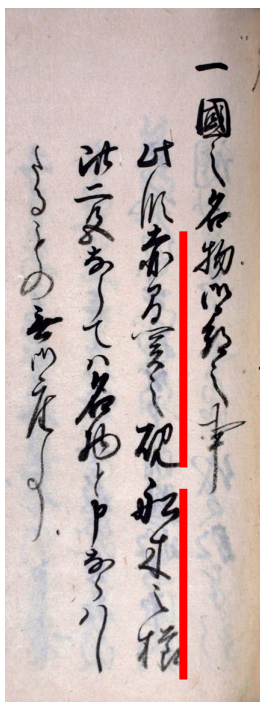
＊山口県文書館アーカイブズウィーク＊

防長紀行 ～文書館資料で旅する山口県～ 解説シート目次

柱	No	シート名	担当
名物	01	防長両国の名物を聞かれたら？	山本
	02	幕末維新期の山口とビール(1)	山崎
	03	幕末維新期の山口とビール(2)	山崎
	04	幕末維新期の山口とビール(3)	山崎
	05	山口の土産物(1)	河村
	06	山口の土産物(2)	河村
名所	07	中世山口の歩き方 ～注意事項編～	田村
	08	中世山口の歩き方 ～夜編～	田村
	09	幕府役人の来藩と錦帯橋(1)	吉田
	10	幕府役人の来藩と錦帯橋(2)	吉田
	11	周防長門名所和歌をたどる(1)	重田
	12	周防長門名所和歌をたどる(2)	重田
	13	「映える」描かれた Yamaguchi	浅川
	14	大正～昭和初期の湯田温泉(1)	真木
	15	大正～昭和初期の湯田温泉(2)	真木
	16	山口県のスキー場	山本
	17	いろいろな観光冊子	河村
移動	18	The road to 中世山口 ～業務報告編～	田村
	19	The road to 中世山口 ～周防国五社参詣編～	田村
	20	徳山を行き交う人々と徳山藩(1)	吉田
	21	徳山を行き交う人々と徳山藩(2)	吉田
	22	徳山藩主の海路下向(1)	吉田
	23	徳山藩主の海路下向(2)	吉田
	24	藩政時代の島々をめぐる絵図	山崎
	25	萩藩領の往来手形(1)	山崎
	26	萩藩領の往来手形(2)	山崎
	27	明治初期山口県の旅の手続き	真木
集客	28	「つなぐ」「めぐる」鉄道と観光	浅川
	29	「おいでませ山口へ」はいつから？	山本
	30	山口県のイメージと吉田松陰 ～肖像の利用傾向から～	重田

印刷の関係上、画像が鮮明でない写真もありますが、このシートは後日、当館のウェブページ(右 QR コード)上にカラーで掲載しますので、合わせて御覧ください。





無尽集(毛利家文庫16叢書40(89の26))(左)・毛吹草(小田家文書(柳井市金屋))和漢102(右) **名物** ①

防長両国の名物を聞かれたら？

《寛文7年の巡見使への対応》

寛文7年(1667)、幕府は全国の施政や人々の暮らしぶりを査察するために、全国へ巡見使を派遣しました。

各藩にとって、巡見使の受け入れは非常に気を遣うもので、「無尽集」(毛利家文庫16叢書40(89の26・27))には、この時の萩藩の対応の様子が詳しく記されています。

巡見使は、およそ2週間をかけて藩内を視察しますが、その間に巡見使から出される質問に対し、あらかじめ回答を用意しておくことも大切な準備の一つでした。

質問事項は、「国中仕置御尋之事(藩内政治に関する質問について)」から始まり、石高、日照りや水害による被害の様子、郡数・村数・人口・牛馬数など多岐にわたっています。

《防長両国の名物を聞かれたら？》

上の写真(左)は、国の名物についての質問に対する模範回答です。

一、国之名物御尋之事

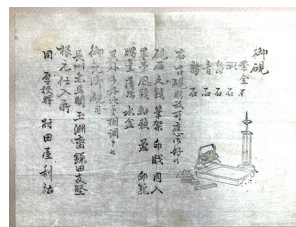
此段、赤間関之硯、船木之櫛、此二色ならて八、名物と申なら八したるもの無御座事

訳：このことについては、赤間関の硯と船木の櫛。この二品以外のものを名物と呼ぶ慣わしはございません。

防長両国の名物として、赤間関の硯と船木の櫛(以下、「赤間硯」・「船木櫛」と表記)があげられており、江戸時代初期における萩藩の名物が窺えて、興味深いです。

赤間硯は、今なお、山口県を代表する伝統工芸品として生産が続けられており、その技術保持者の堀尾信夫氏(下関市)は山口県の無形文化財の指定を受けています。

船木櫛は、セルロイド製の櫛に押されるなどして、昭和中期に生産を中止しますが、藩政期から明治期にかけては、櫛職人や櫛問屋の数も多く、隆盛を極めました(船木は現宇部市)。



赤間硯の引き札
(塩田家文書1173)

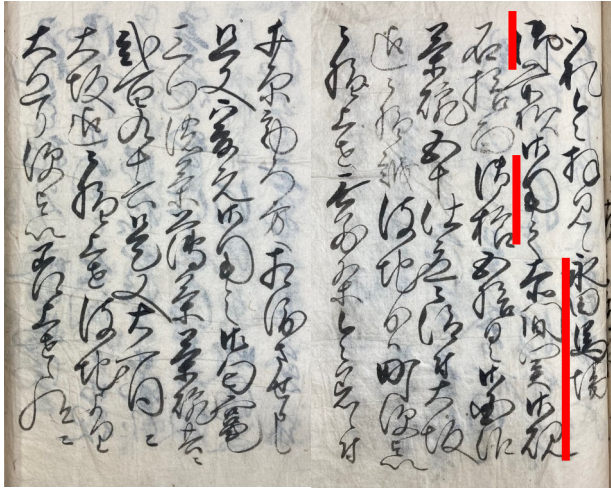
赤間硯の引き札(広告)です。硯司は赤間関の玉淵齋鎌田友堅、硯石の仕入れ業者は厚狭の村田屋利祐です。

黒一色の引き札で、この引き札から、硯ばかりでなく、文鎮ほか、様々な文房具を扱っていたことが分かります。

《『毛吹草』(けふきぐさ)》

『毛吹草』は、正保元年(1644)に刊行された俳諧の手ほどき書です(前頁写真(右))。著者は松江重頼(江戸時代初期の俳人)です。

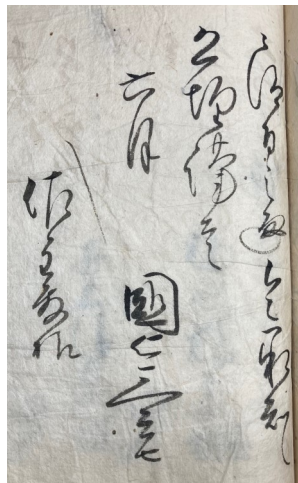
巻4に諸国の名物が列挙されており、長門国の名物として「紫硯」(赤間硯)と船木の「櫛」が見えます。船木櫛については「太閤サツマ入之時、天下一二号ス」との伝承が書かれています。



《贈答品として》

上の写真は、元禄10年(1697)、当役国司与三兵衛から、当職佐世主殿にあてた書状です。

「永田馬場御前様」(2代萩藩主綱広の次女品姫)の用命により、赤間硯10面、櫛50具、茶碗50個が萩から江戸へ送られ、それらが無事、到着したことを告げています。櫛は船木櫛、茶碗は萩焼と考えられ、数量からして、贈答品として使われたのでしょう。永田馬場御前様は村上藩主内藤弍信に嫁い



御札令拝見候、永田馬場御前様御用之赤間硯御硯石拾十面・御櫛五拾十具・御国作茶碗五十仕立被仰付、大坂迄被指越、彼地を八町便を以被指上せ、無別条令着候付、井原勘右衛門方へ相渡させ申候、且又爰元御用之御句籠三つ、濃茶・薄茶茶碗共二式百九十六、是又、右一同二大坂迄被指上せ、彼地より大廻り便を以差上せ候様二、被仰付之通令承知候、恐惶謹言
六月 国(司)与三兵衛 佐(世)主殿様

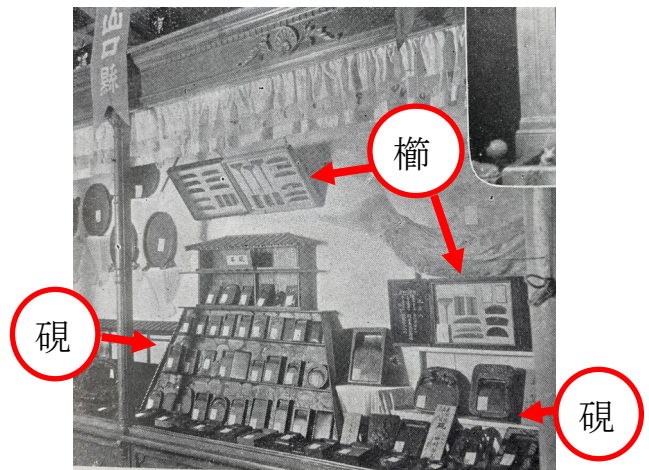
で12年が経ってもなお、実家である萩藩の名物を贈答品として使っていたのかもしれませんが(「御用状控(国司与三兵衛書状控)」毛利家文庫49状控類2(56の36))。

《近代の資料から》

このように、江戸時代初期には名物として認識されていた赤間硯と船木櫛ですが、近代に入っても、引き続き名物として重要視されています。

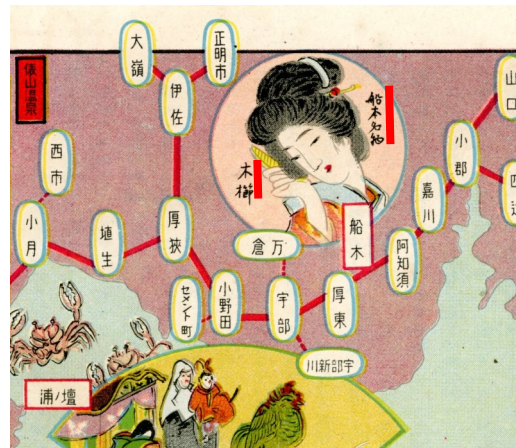
大正3年(1914)、東京大正博覧会が上野公園で開催されました。山口県からは63種1,695点の特産物が出品され、その展示記録として『東京大正博覧会山口県写真帖』(1910年代内務2)が作成されました。

下の写真は、その一部で、赤間硯と船木櫛が、同じコーナーに並べて展示されている様子を紹介しています。



また、下の写真は、大正13年に鉄道省が発行した『鉄道旅行案内』(山根家文書(山口市)52)です。鉄道営業案内を初め、沿線の観光地や旅行ルートなど、鉄道で旅行をする人の参考となる情報が掲載されています。吉田初三郎の手による鳥瞰図が見る人の目を楽ませてください。

山陽本線の解説箇所では、「船木名物」、「木櫛」とイラストで紹介されています。





文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

✳️ 02

旧山口藩庁写真（戦前内務部写真169-1）

名物 ②

幕末維新时期の山口とビール(1)

《幕末維新时期の山口とビール》

幕末、開港により横浜に外国人居留地が出来ると彼ら向けにビールが輸入され始めます。明治には横浜や東京に西洋料理店や牛鍋屋もでき、ビールなど西洋の酒が提供されました。明治3年(1870)、ノルウェー人コーブランドにより横浜にビール工場が建設されるなど、次第に国産ビールも出回りはじめます。しかし明治初期、ビールはまだ高級品で、社会の富裕層が特別な時、特別なもてなしのために飲むものでした(参考:キリンビール株式会社編『ビールと日本人』『図説ビール』)。

当館には、幕末～明治初年の山口において、毛利敬親・元徳父子、および維新の三傑大久保利通・西郷隆盛・木戸孝允とビールとの関わりを伝える史料が数多く残っています。幕末維新时期、地方都市山口でもビールが飲まれていたこと、ビールが贈り物として重宝されていたことがわかります。すでに江後迪子『萩藩毛利家の食と暮らし』で触れられた事例も含め紹介します。

《木戸孝允と山口とビール》

明治2年末、山口藩は、それまで藩の軍事力を担ってきた諸隊を解隊し、兵士を精選の上、常備軍の設置を図ります。この時の選抜に漏れ、不満を抱いた旧諸隊士たちが不穏な動きを示し、明治3年1月下旬には山口の藩庁を包囲する事態となります。いわゆる脱隊騒動です。藩を揺るがし、他藩からもそのなりゆきが注目されたこの事件に対し、2月木戸孝允は自ら軍を率いて反乱を鎮圧し、11日藩庁の囲みを解きました。3月には90名を超える関係者に斬首などきびしい処罰を下しました。その後も不穏な状況は続き、4月初め、上関や徳地で再挙した脱隊士が鎮圧されています。

2月13日、敬親は、騒動を鎮圧し脱隊兵らによる藩庁の包囲を解いた木戸に対し、シャンパン1瓶を下賜しています。感謝と慰労の気持ちでしょう(「奥日記」毛利家文庫19日記50)。

さらに、各地の騒動が鎮静化した後の4



木戸孝允(毛利家文庫81写真史料97より)



木戸孝允肖像絵葉書(雨村家文書299(9の5))

月10日および12日、敬親と知藩事毛利元徳が木戸および広沢真臣を招いて宴を催します。「奥日記」によれば、10日敬親が御屋形(敬親居所・藩庁)で木戸・広沢に食事と酒を振舞い、12日元徳が御屋形に近い伊勢門前の五十鈴御殿(元徳居所)に両名を招き、食事と酒、そしてビール2本を振る舞っています(下記写真)。

『木戸孝允日記』4月12日条には、この日の出来事が次のように記されています。

「御夫婦様(注：元徳夫妻のこと)御揃にて御酒を賜ふ、不覚大酔、十二字頃退散、広沢も同様なり」

この日木戸は、知藩事元徳夫婦の前で不覚にも「大酔」し、夜中12時に退出したといえます。脱隊騒動を武力鎮圧し、多くの者を厳罰に処した後、木戸が山口で飲んだ酒とビール。それはどんな味がしたでしょう。「大酔」した、この時の木戸の心中とは。

なおこの日広沢は、敬親に「サンパン酒(シャンパン)」6本および海苔1箱を献上しています。

4月18日夕方、元徳はふたたび木戸・広沢を招し、両名に菓子と「サンパン」を下賜しています。

《萩町人鹿島家から木戸へビールの贈り物》

藩政期、萩呉服町に居を構えて商売を営み、幕末には藩から山口に屋敷地を与えられ活動した町人鹿島正右衛門が、明治3年3月2日に木戸孝允にあてたと推測されている書状があります(『木戸孝允関係文書』3)。『木戸孝允日記』同年3月5日条には「鹿島庄右衛門より書状を送る」とみえています。

書状は、注文された煙草312玉2箱を木戸へ送った際のもので、この時木戸は山口に、鹿島正右衛門は下関にいたようです。鹿島は注文の煙草とともに、「ビール」(ビール)3本、「唐筆」(中国製の筆)10本などを木戸に贈っています。「どうぞお試しください。よろしければ何本でも送ります」と記しています。ビールは下関で購入したのではないでしょう。

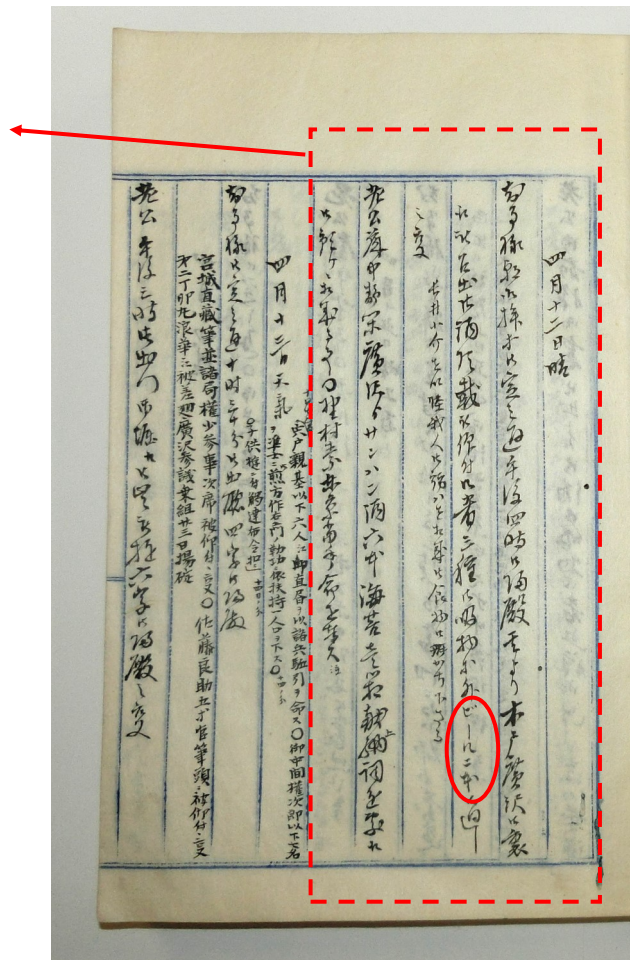
なお、この書状は含まれていませんが、鹿島家の活動を示す「鹿島家文書」が当館に寄託されています。

四月十二日晴

(毛利元徳) 知事様朝御拝等御定之通、午後四時御帰殿、其より木戸・広沢御裏江被召出、御酒頂戴被仰付、御肴三種御吸物等外**ビール二本**御廻し之事 長井小介を以怪我人御訪ハセ相成、御食物御辨かち下さる

(木戸孝允) (広沢真臣)

(毛利敬親) 老公殿中静閑、広沢方**サンパン酒六本**・海苔壹箱献上、調進処江御預ケニ相成る事○野村素東京当年ノ命を奉ス



○「奥日記」明治3年4月12日条



勅使岩倉卿御下向一件（毛利家文庫1雲上68）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

✳️ 03

名物 ③

幕末維新期の山口とビール(2)

《大久保利通・西郷隆盛と山口とビール》

【明治4年1月】

明治4年(1871)1月7日、勅使岩倉具視が、参議大久保利通、鹿児島藩大参事西郷隆盛を伴い山口を訪れます。同2年6月の版籍奉還後、次の政治課題として廃藩が意識される中、毛利家の協力を得るべく、明治天皇の宸翰を携えての岩倉の来藩でした。

「勅使岩倉卿御下向一件」(毛利家文庫1雲上68)は、この岩倉来藩時の一件記録です。これによれば、9日岩倉は宸翰を毛利敬親に渡し、11日敬親は協力を約束する請書を提出しました。同日、山口で岩倉をもてなす宴会が開かれます。この宴会に大久保と西郷は出席していませんが、毛利家から両名に料理とビール5本ずつが届けられています。料理は「御吸物肴」「御さしみ」「御煮物」「御すし」が入った御小重(提重箱)、ビールは「上ノ分」と注記されており、最上級のものであったよう

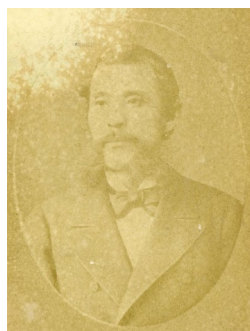
です(シート冒頭写真)。

来藩時、大久保は山口道場門前町の安部平右衛門家、西郷は安部彦十郎家に宿泊しました。『大久保利通日記』によれば、11日、大久保は西郷の宿を訪問したのち、温泉に入るため宿を湯田に移しています(「湯田村え転宿、温泉に浴す」)。翌12日、時間は別ですが、山県有朋、岩倉らが湯田の大久保の宿を訪れています。夜には木戸も来ています。記録には残っていないのですが、11日、12日両日の大久保、西郷、木戸らが、宿で毛利家から届けられた料理やビールを一緒に口するといった場面は無かったでしょうか。

山口を離れる一行へは、毛利家からお土産として、岩倉に「鯨南蛮煮」と「粕漬瓜」が、大久保と西郷らには「鯨南蛮煮」が贈られています(裏面写真)。

【明治4年5月】

明治4年3月28日毛利敬親が急逝します。藩内がまだその悲しみに包まれるなか、5月12日、参事大久保利通および西



大久保利通
(田中保彦文書33)



大西郷隆盛翁銅像
(雨村家文書115-4)

郷隆盛がふたたび山口を訪れ、帰藩中の木戸と面談しています。廃藩置県を見据え、木戸の東京帰還、山口藩からの御親兵派遣を求めるためでした。木戸は上京を承諾し、御親兵派遣も決まります。

この時、毛利家が久保に対し「ビール」10本を贈ったことを示す記録が残っています（「諸御買物并諸役所其外江物々払切渡其外諸沙汰帳」9諸省343<3の2>）。14日公館で久保・西郷をもてなす宴席があり、15日には木戸が久保・西郷の宿を訪れています。久保らはこののち山口を発し、17日に木戸とともに三田尻から船で東京へと向かいます。

12日はとても暑い日だったといえます（「今日の熱気尤甚敷」『木戸孝允日記』）。毛利家から贈られた10本のビール、久保は暑い山口滞在中に口にしていたのではないのでしょうか。

覚
一、御吸物肴
二、御さしみ
三、御煮肴
四、御すし

一 御小重壺組充

一 **ビール五本充**
但、上之分

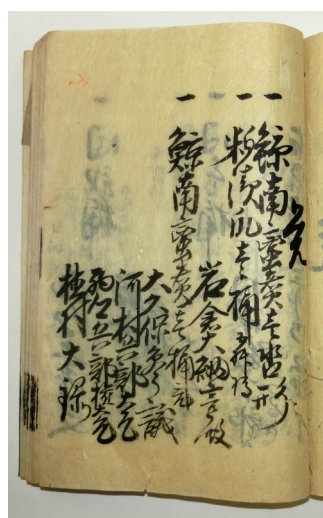
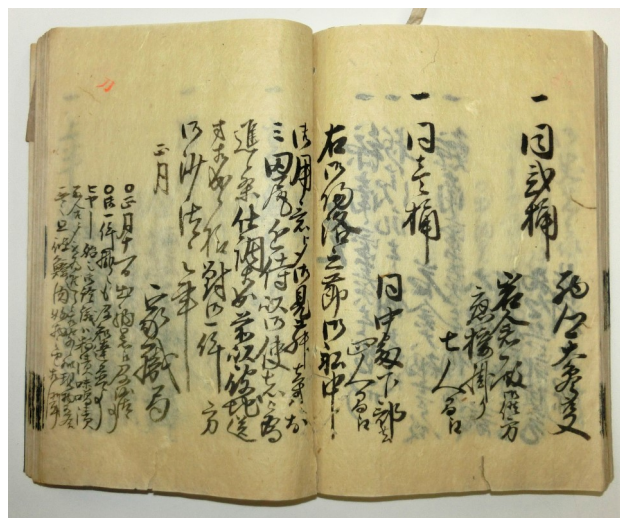
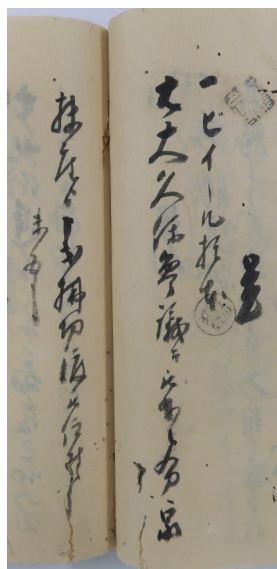
右 今日岩倉殿御出二付、御招をも可被成候処、其義無之二付、前書之通、今昼後近侍

御使者を以被差贈候条、对御一件方江仕出御沙汰之事

正月十一日 家職局

大久保参議
西郷大参事

「勅使岩倉卿御下向一件」シート冒頭写真の釈文



「勅使岩倉卿御下向一件」より岩倉一行へのお土産

「諸御買物并諸役所其外江物々払切渡其外諸沙汰帳」より

覚
一 **ビール拾本**
右 **大久保参議江被下候分、家**
扶座方申出、払切渡被仰付候事
(明治4年) 未五月

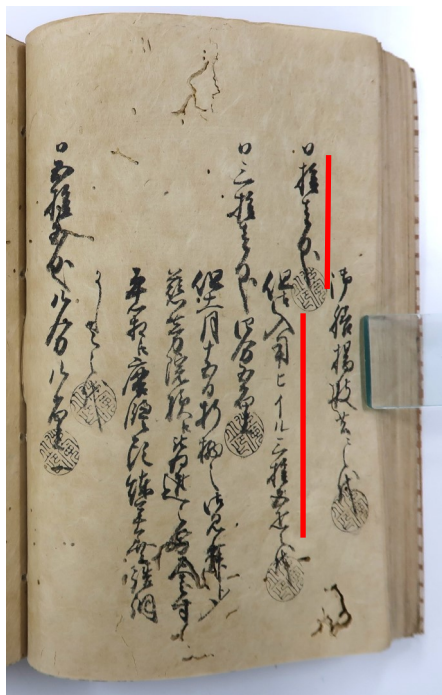
覚
一 鯨南蛮煮 杏杵形
一 粕漬瓜 壺桶 五升樽
岩倉大納言殿 (岩倉具視)

一 鯨南蛮煮 壺桶充
大久保参議 (大久保利通)
河村兵部大允 (河村純義)
西郷兵部権大允 (西郷従道)
植村大録 (植村正直九)
西郷大参事 (西郷隆盛)

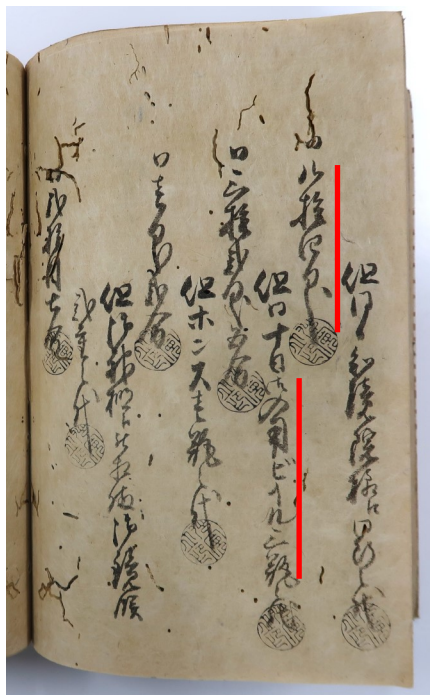
一同式桶
岩倉殿御供方
応接掛り
七人間江

一同壺桶
同中番下部共
四人間江

右御帰洛之節御船中御用意トシテ御見舞旁於三田尻近侍以御使者被為進候条仕調相成、前以彼地送方相成候様、对御一件方御沙汰之事
(明治4年) 正月 家職局



明治2年11月「御入用ヒール三拾五疋」



明治3年4月10日「御入用ビール三瓶」

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

✳️ 04

御銀請払御一紙 五十鈴御殿厨房署（9諸省261（2の2））

名物 ④

幕末維新期の山口とビール(3)

《毛利家と山口とビール》

慶応元年(1865)の元治の内戦終結から明治4年(1871)6月毛利元徳の東京移住までの間、毛利家の拠点は山口でした。この間、毛利敬親・元徳父子とビールとの関わりを示す史料が多く残っています。

「御銀請払御一紙 五十鈴御殿厨房署」(9諸省261<2の2>)は明治2年7月～3年8月、山口藩知事毛利元徳の居所五十鈴御殿内の厨房署(毛利家内で使う食品、医薬品、日常品の購入担当部署)が作成した帳簿です。この中に明治3年4月「御入用ビール三瓶」84匁の購入記事があります(上写真)。「御入用」とあり、元徳が飲むビールとみてまちがいないでしょう。1瓶は銀28匁。かなり高価なものでした。同年3月には「召上り極上サンハン酒式瓶」120目(匁)も記載されています。極上シャンパンは1瓶60匁もするさらに高価な飲み物でした。

同帳簿には明治2年11月に「御入用

ひいる三拾五疋」11匁の記事があり、これもビールを指すと考えられます(上写真)。ただし単位は「瓶」ではなく、「疋」表記です。「疋」は銭や布の単位で用いられた字です。あるいはこの「ひいる」は、ビール樽からの量り売りでの購入で、この「疋」とは、たとえば「g」「cc」など外国人の用いる容量単位を表しているのかもしれませんが。

慶応3年9月～4年(明治元年)1月29日の内容を記した「御銀払御一紙 新御殿御台所」(9諸省261<2の1>)にも、慶応3年12月8日の購入品として、「御入用御薬六品」「酢耆合」とともに「ひいる七拾疋」の記載があり、その合計が18匁7分1厘と記されています。ここでも「ひいる」の単位は「疋」です。この「ひいる」もビールであれば、現時点これが毛利家とビールの関わりを示すもっとも早い事例となります(当館所蔵文書中)。

なお、慶応3年と明治2年では「ひいる」1疋の値段が異なるようですが、これはビールの品質の違いのせいかもしれません。



毛利敬親
(吉富家文書156)



毛利元徳
(柳原家文書220)

12月8日、京都での朝議において「朝敵」毛利家の処分が許され、つづく9日には王政復古が唱えられて新時代への幕が開いていきます。この情報は13日には山口の敬親・元徳の元に届きます（「柏村日記」）。両名がこの「ひいる」を口にしたのは何時だったでしょう。

《明治3年の毛利家とビール》

脱隊騒動の終結後、明治3年4月21日、毛利元徳は木戸孝允・杉孫七郎ら10数人を伴って山口を発ち、5月2～6日鹿児島島の島津家を訪問します（帰山口は12日）。脱隊騒動鎮圧に対する島津家慰問への御礼、および今後も共に朝廷へ協力することを約束するための訪問でした。元徳が山口へ戻ると、間もなくして今度は敬親が、5月22日山口を発ち10月まで東京に滞在します。政府の要請によるものでした。

慌ただしかった明治3年、以下の記録中に敬親・元徳とビールとの関わりを示す記述が見えます。「サンパン(シャンパン)」「洋酒」の事例も含め紹介します（シート(1)(2)で紹介のものは略。このほか「ロウエン」というオランダの酒の記載もありますが省略）。

- a「御奥日記」(19日記50)
- b「敬親公御旅中東京日記」(4忠正公86)
- c「日帳 大殿様家従座」(19日記49)

【在山口の敬親・元徳】

[5月15日:a]近々東京へ帰還する木戸を元徳が招き、酒を振舞う。この席の酒としてビール4徳(瓶の意味か)あり。またこの日、元徳が鹿児島お土産として敬親へビール、「御杉重」(菓子折)、カステラ1箱を進上。

[6月7日:a]元徳が菓子と「サンパン」を口にします。

[9月3日・5日:a]元徳、ビール1瓶を飲む

[閏10月13日:c]東京から帰国した敬親が、豊浦藩知事毛利元敏へ東京滞在中のお見舞いへの御礼として蕎麦切三重と洋酒3瓶を贈る。

[閏10月24日:c]敬親が徳山藩知事毛利元蕃へ上記同様の御礼として蕎麦切三重と洋酒3瓶を贈る。

[12月12日:ac]敬親がビール5本を飲む。

[12月12日:ac]神戸本陣の専崎弥五郎が敬親・元徳へ広東風腸肉2斤、猪肉味噌漬1樽と共に「シャンパン」半ダースを献上。

[12月13日:ac]元徳が前日の献上品を口にします(シャンパンは3瓶)

【東京滞在中(5～10月)の敬親】

[7月28日:b]「ヒワ(ビール)」1瓶飲む

[7月29日:ab]平岡平吉がビール2瓶献上

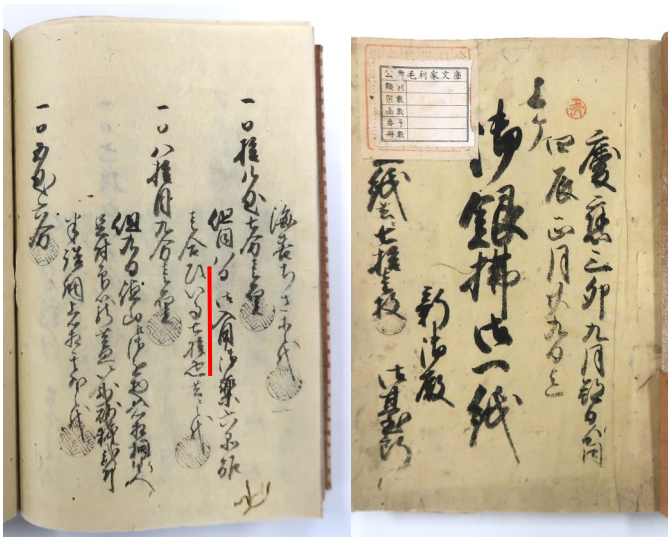
[7月30日:ab]「ヒワ」2瓶飲む(1本は「東京出来」とあり。日本製造のビールか)

[8月2日:a b]「ヒイル」1瓶飲む

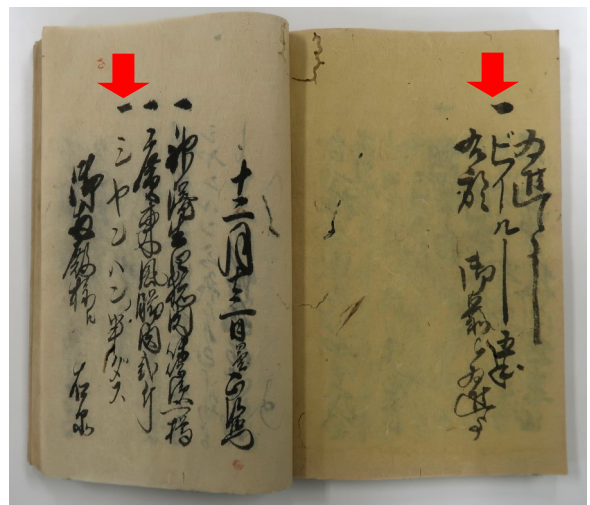
[9月3日:a b]「ヒイル」1瓶飲む

[9月5日:a b]「ヒワ」1瓶飲む

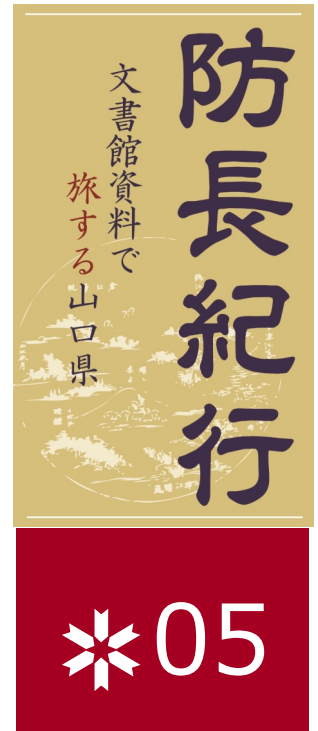
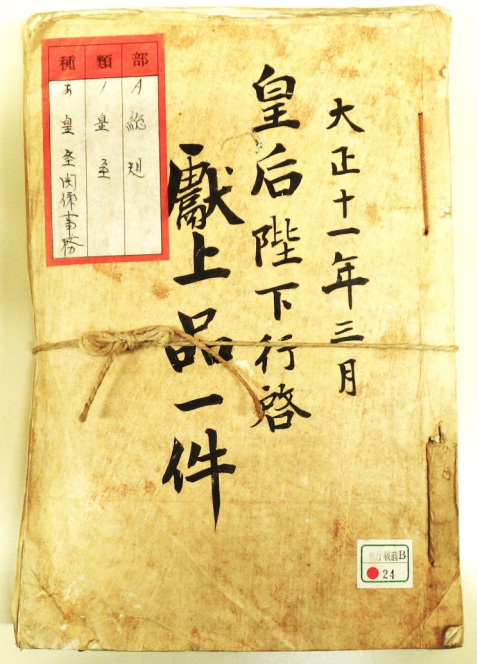
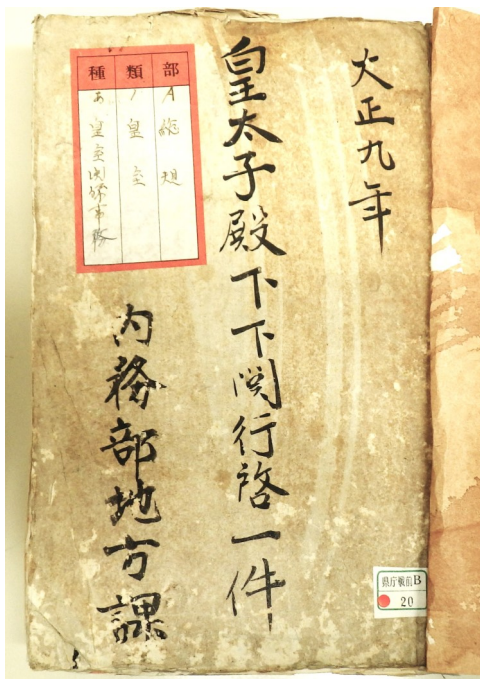
敬親がビールを頻繁に口にしていますが、本来酒を多く飲む人ではありませんでした(側近の回顧)。各記録には敬親がビールを飲む前、薬を飲んだことも記されています。18世紀後期の蘭学者大槻玄沢は著書「蘭説弁惑」で、ビールは食後に飲み、消化を助けるものと記しています。敬親はビールを舶来の嗜好品、酔うための飲み物としてではなく、胃の状態がすぐれない中、薬の一種として(あるいは医師の勧めで)積極的に口にしていたのではないのでしょうか。



○「御銀掛御一紙 新御殿御台所」慶応3年12月8日条「ひいる七拾疋」



○「日帳 大殿様家従座」明治3年12月12～13日条「ビール五本」「シャンパン半ダース(ダース)」



皇太子殿下下行啓一件（県庁戦前B人事課20）/皇后陛下啓献上品一件（県庁戦前B人事課24）

名物 ⑤

山口の土産物(1)

《名高い土産物》

天皇皇后両陛下、皇族の行幸啓およびお成りの際には県内の観光地や地域を代表する特産品、産物を紹介する場が設けられました。

献上品とは、来県への感謝や敬意を表して贈る品のことです。天覧品とは、天皇皇后両陛下が、台覧品は他の皇族が、観覧する品のことをいいます。天覧・台覧された産物は後にお買い上げされる場合もあります。

こうして皇族に献上され、紹介またはお買い上げされた品々は、県内外で名高い土産物としての支持を獲得することに繋がりました。

《献上品・天覧品・台覧品》

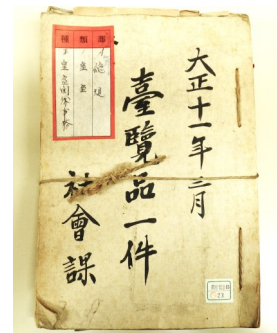
献上品・天覧品・台覧品は県内すべての産物を御覧いただけるわけではなく、先に選定が行われます。

①行啓事務章程により、県庁各部にそれぞれの係が振り分けられ、関係する事

務を分掌します。献上品や天覧品・台覧品に関する係は献上品係・天覧品係・台覧品係または秘書係が担当します。

②献上品係は、県からの献上品を選定し、他の献上品に対しては、知事において伝献願（献上品説明書付のものが多い）として手続きをします。伝献願には、献上の目的（奉迎の気持ちを表すためが多い）・製作者や生産者の住所と氏名・献上品名・献上品に関する由来・沿革（物に対して、生産所や関連地域の歴史など）・産額（1年間分の生産額）・販路（大体の方面のみ）と項目立てて記載されています。伝献願を提出する者（献上者）は、市町村長や企業の組合長など地域の代表者や会社社長、自営業者で、献上品は主に地域の特産品や土産品として有名なものが多いです。

③献上品係・天覧品係・台覧品係は伝献願をもとに産物が相応しいか審査し、必要であれば主に製造人氏名・製造人の性格・製造人の経歴・産物の沿革・産額・販路などを網羅した調査書を作成しま

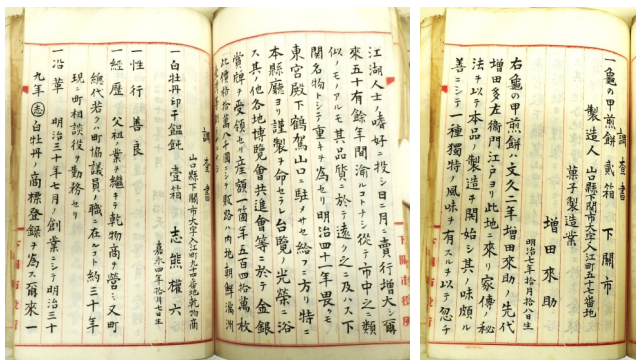


台覧品一件
（県庁戦前B人事課23）

大正11年(1922)に貞明皇后が福岡県へ行啓の途次に防府へ寄られたときの台覧品についてまとめられた資料です。農産品(11品)・工業品(77品)・水産品(20品)が台覧されました。資料の中には“台覧品御買上目録”が綴じられ、台覧品を御覧になった貞明皇后がお買い上げされた産物をみることができます。

す。これらは④の目録作成の際の参考とされました。

④説明書と目録を作成します。説明書は天覧、台覧の際に添えることが多いようです。品名・数量・単価・産地・製造人の住所氏名・沿革由来・備考(主要産地・年産額・主要販路)が記載されます。



皇太子殿下下関行幸一件(県庁戦前B人事課20)

献上品とするものには明確な指定がありました。「澄宮殿下御成一件 三の一」(県庁戦前B人事課48)の「澄宮殿下御成ノ際各郡市町二通牒シタル献上品ニ関スル写」によると、献上品は「一、都市其外団体ヨリスル其ノ地方特有ノ生産物又ハ製作品 二、地方ニ於ケル著名ナル産物 三、高齢者ノ自製品 四、発明又ハ新案ニ係ル物ニシテ特ニ優秀ナルモノ」に該当するものに限ることとあります。

一方で献上を不可とされたものとしては、「一、容積ノ大ナルモノ 二、広告的ノモノ 三、草鞋、足袋、袋物ノ類 四、腐敗ノ虞アル物品 五、伝染病其外悪質患者ノ製造品 六、道徳上其他悪評アル者ノ生産又ハ製作シタル物品 七、不敬ニ渉ル虞アル物品」とされています。



澄宮殿下御成一件 三の一(県庁戦前B人事課48)

下表は、行幸啓における献上品の情報が、簿冊内で体系的にまとめられている特定歴史公文書の県庁戦前B人事課資料の中で確認できた皇族の行幸啓及びお成りの際の献上品数をまとめたものです。

昭和13~20年(1939~1945)は、戦時下であったためか特に少なく、宮内省側の意向により、贈呈の実施がない場合もあったようです。

献上品は、大内塗・柑橘・野菜・エビ・スルメ・竹籠・萩焼・赤間硯、菓子等の地域を代表する特産品と呼べるものです。たとえば、菓子は外郎、萩ノ薫、亀ノ甲煎餅、泡雪等、今日でも山口県の土産物としてよく知られる品々です。

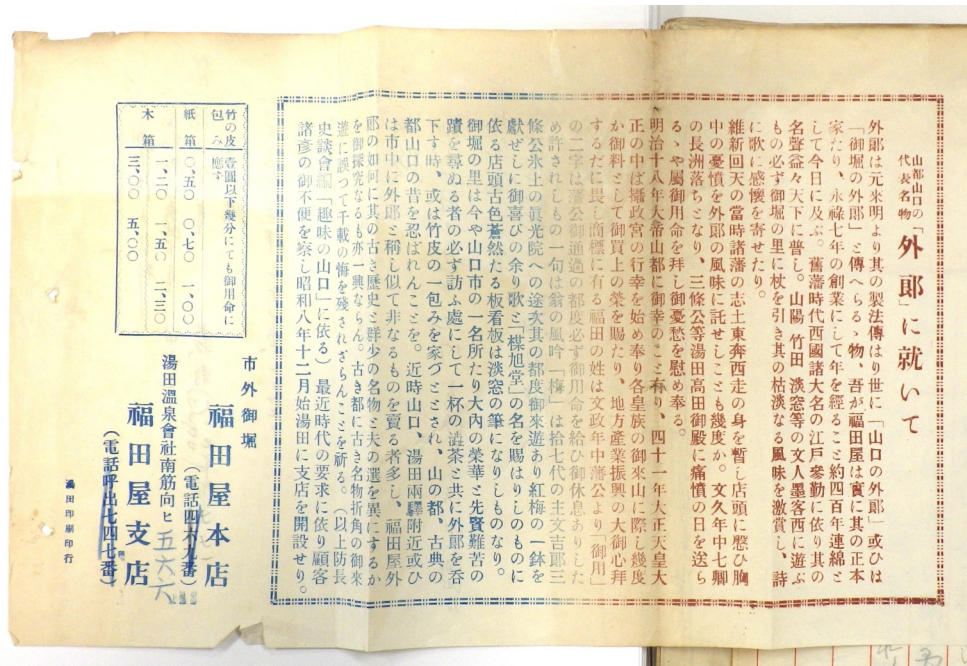
和暦	西暦	山口県行幸啓及び御成方	献上品数	備考
大正9	1920	皇太子殿下(後の昭和天皇)	40	
大正11	1922	貞明皇后陛下	38	
大正15	1926	閑院宮載仁親王殿下	9	
大正15	1926	高松宮宣仁親王殿下	7	
昭和3	1928	秩父宮雍仁殿下・高松宮宣仁殿下	4	
昭和4	1929	閑院宮載仁親王殿下・閑院宮春仁王殿下	38	
昭和4	1929	秩父宮雍仁親王殿下	25	
昭和4	1929	閑院宮載仁親王殿下	7	
昭和4	1929	梨本宮守正王殿下	7	
昭和6	1931	梨本宮守正王殿下	29	
昭和8	1933	澄宮崇仁親王殿下	34	
昭和9	1934	秩父宮雍仁親王殿下	1	
昭和9	1934	伏見宮博恭王殿下	10	
昭和10	1935	閑院宮春仁王殿下・春仁王妃直子殿下	2	
昭和10	1935	東伏見宮妃周子殿下	14	
昭和11	1936	閑院宮載仁親王殿下	5	
昭和11	1936	閑院宮春仁王殿下・春仁王妃直子殿下	6	
昭和13	1938	竹田宮大妃殿下	1	
昭和14	1939	朝香宮鳩彦王殿下	1	
昭和14	1939	東久邇宮稔彦王殿下	1	
昭和18	1943	朝香宮鳩彦王殿下	1	
昭和19	1944	照宮成子内親王殿下	0	意向による

出典：皇太子殿下下関行幸一件(県庁戦前B人事課20)、皇后陛下行啓献上品一件(県庁戦前B人事課24)、閑院殿下御成一件(県庁戦前B人事課34)、高松宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課33)、秩父宮殿下高松宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課40)、閑院両宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課43)、秩父宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課44)、梨本・閑院両宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課45)、梨本宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課47)、澄宮殿下御成一件 三の一(県庁戦前B人事課48)、秩父御名代宮殿下御渡満記録(県庁戦前B人事課54)、伏見宮一件(県庁戦前B人事課55)、閑院宮春仁王同妃両殿下御成一件(県庁戦前B人事課59)、東伏見宮妃殿下御成一件 二の一(県庁戦前B人事課58)、閑院宮載仁殿下御成一件(県庁戦前B人事課61)、閑院宮春仁王同妃両殿下御成一件(県庁戦前B人事課62)、竹田宮大妃殿下御成一件(県庁戦前B人事課63)、朝香宮鳩彦王殿下御成一件 二の一(県庁戦前B人事課65)、東久邇宮稔彦王殿下御成一件(県庁戦前B人事課68)、朝香宮鳩彦殿下御成一件(県庁戦前B人事課74)、皇室関係御成一件(県庁戦前B人事課76)

防長紀行

文書館資料で
旅する山口県

❁ 06



伏見宮一件（県庁戦前B人事課55）

名物 ⑥

山口の土産物(2)

《土産物の価値》

皇族に献上したことや天覧、台覧によりお買い上げされた産物は、製作者・製造者にとってとても栄誉なことです。産物の由来書や広告にその栄誉に関する記載をすることで土産物・特産品としての価値を広く喧伝し、箔づけしました。

伝献願や産物について調べる調査書とともに由来書や広告が添付されているものもあります。

上の資料は、「伏見宮一件」(県庁戦前B人事課55)に献上品の調査書と一緒に綴じられていた外郎の広告です。山口の外郎の元祖といわれる大内御堀の福田屋本店のもです。昭和8年(1933)頃の資料で、福田屋の外郎についての記載の中に「明治十八年大帝山都に御幸のこと有り、四十一年大正天皇大正の中ば摂政宮の行幸を始め奉り各皇族の御来山に際し幾度か御料として御買上の栄を賜たり、…」とあるように、皇族へ献上品として贈呈されたほか、御買上の栄誉を

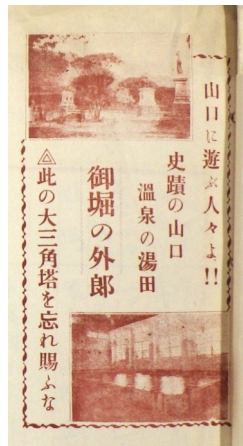
賜ったことが示しており、“御堀の外郎”に箔づけがなされています。

昭和9年3月に来県された伏見宮殿下には、マーマレード(1ダース)・外郎(1折)・大理石製華台(3面)・亀の甲煎餅(1缶)・清酒関娘(2瓶)・長寿飴(1箱)・雲丹瓶詰(半ダース)・大理石製風鎮(2組)・改良干鰯(1箱)・赤間関硯(1面)の10点が献上されました。その中の外郎が福田屋の外郎です。当時は「山口の外郎」や「御堀の外郎」といえば福田屋の外郎でした。広告左端には、購入した外郎の数によって、包装を竹の皮・紙箱・木箱と選べることも書かれています。

《萩焼の由来書》

由来書に、献上品や御買上の栄誉を記載する場合があります。

次頁の資料は「閑院両宮殿下御成一件」(県庁戦前B人事課43)に綴じられている、閑院載仁親王殿下と閑院春仁王殿下が昭和4年10月16～25日に陸軍工兵特別演習視察で来県した際の伝献

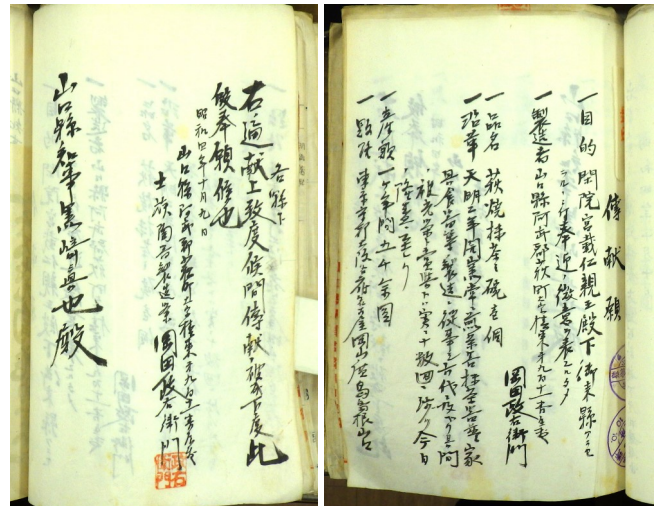


伏見宮一件
(県庁戦前B人事課55)

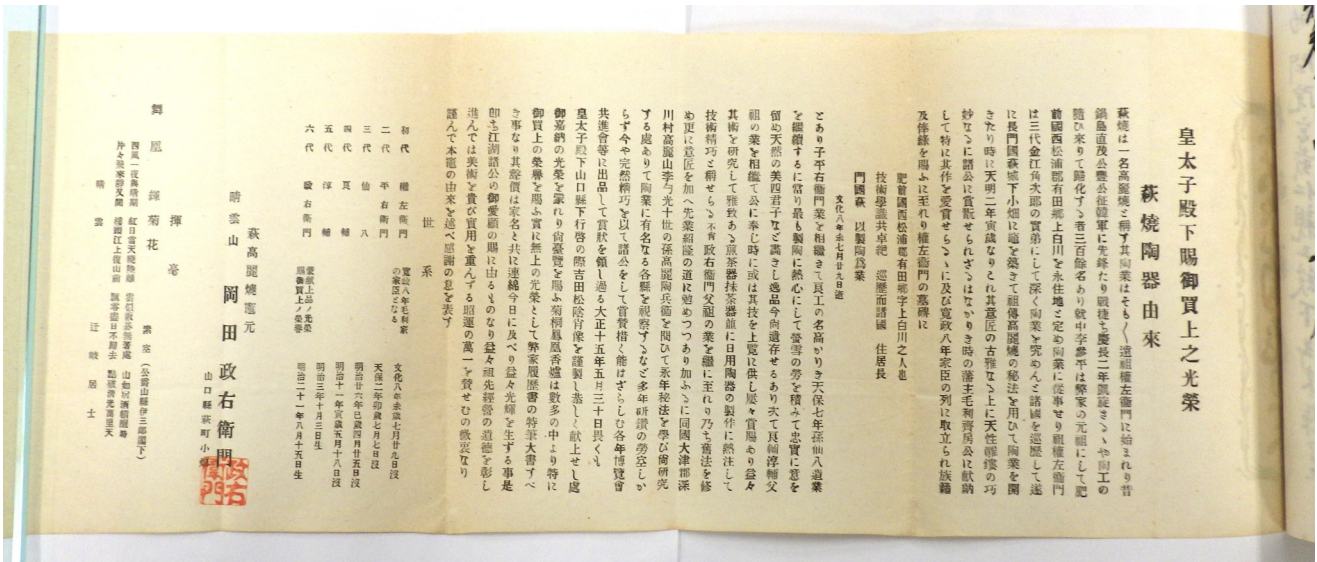
福田屋本店(御堀)の広告の一部分です。昭和8年12月始めに湯田に支店を開設します。山口で遊ぶ人達へ“此の大三角塔を忘れ賜ふな”というキャッチフレーズで2店舗目目の宣伝をしています。

願です。萩高麗焼作家の岡田政右衛門が萩焼の抹茶茶碗の献上を伺うもので、岡田政右衛門の窯元の萩焼由来書が添付されています。

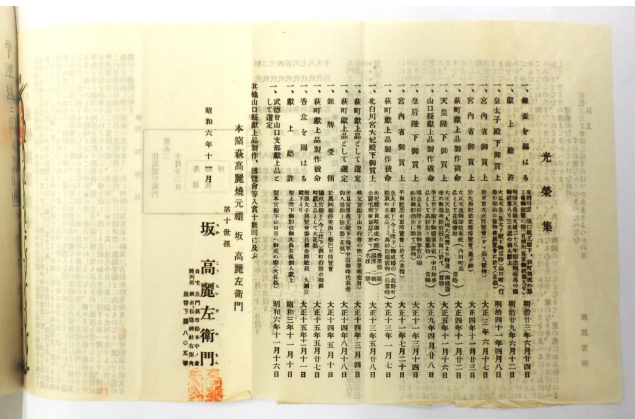
下掲載の萩焼由来書には文頭から「皇太子殿下賜御買上之光荣」とあり、萩焼の付加価値の向上が図られています。由来書に書かれている皇太子殿下は大正15年(1926)5月に山口県へ行啓された、裕仁親王殿下(後の昭和天皇陛下)のことです。その際に吉田松陰肖像を献上品として謹呈し、台覧品の中の菊桐鳳凰香炉をお買上されたということを由来書の中に盛り込んでいます。「…実に無上の光荣として弊社履歴書の特筆大書すべき事なり…」とあり、大きな榮譽として記載されています。



岡田政右衛門伝献願
閑院両宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課43)

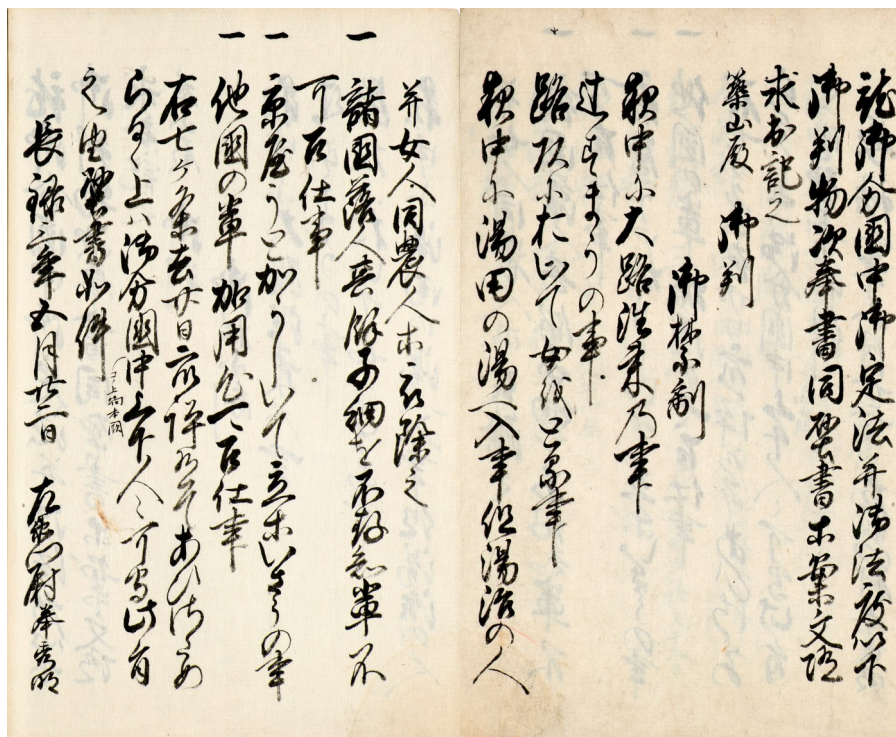


岡田政右衛門萩焼由来書 閑院両宮殿下御成一件(県庁戦前B人事課43)



坂高麗左衛門萩焼由来書 裏面
竹田宮大妃殿下御成一件(県庁戦前B人事課63)

左の資料は「竹田宮大妃殿下御成一件」(県庁戦前B人事課63)にある、献上品の調査書の後ろに綴じてあった萩高麗焼作家の坂高麗左衛門の萩焼由来書です。表面には窯元の歴史や坂家の正系等が書かれています。裏面は「光榮集」と題し、明治23年(1890)から昭和6年(1931)まで皇族が来県の際に、献上品として贈呈したものや、お買い上げになられたもの、他博覧会等で宮内省に買い上げられた事等が一覧になっており、窯元の権威付けをしているようにもみえます。「其他山口県献上品製作、博覧会等入賞数十回に及ぶ」とあり、高い矜持がうかがえます。



大内家諸掟留書（毛利家文庫27諸家4）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

*07

名所 ①

中世山口の歩き方 ～注意事項編～

《はじめに》

旅行の計画を立てるとき、それも初めて降り立つ土地である場合、事前にその土地の情報を収集して、どこをどのように歩こうかと思案するのではないのでしょうか。

ここでは、いまから約500年前の山口を歩くとしたら、どのようなことに気を付けるべきか、ということに注目して「中世山口の歩き方」を紹介していきます。

《服装に御用心》

現代を生きる私たちには、表現の自由が認められています。しかし、大内氏の法令集「大内氏掟書」(以下、「掟書」)をみると、服装に関係する次のような禁止事項が記載されています。

「京やうとかうし、いて立等、いさうの事」

大内氏は、京都風だと称する奇抜な格好を禁止しました。よく大内氏は京都文化を山口にもたらしたといわれます。しかし、山口の風紀を乱さないために、ファッションといえども何でもありにはしていません

でした。

《路頭での注意事項》

「掟書」で確認することのできる、路頭＝公共の場での禁止事項には、①辻相撲、②辻捕(人さらい)、③薦僧(虚無僧)、④大道芸などがあります。これらはどことなく現代とも通じる部分がありそうです。

《狩りに行く前に》

鷹狩とは、鷹を使って野兔などの禽獣を捕らえる狩猟行為のことです。山口で狩りに行く場合、他所で行う以上に気を付けなければならない独自ルールがありました。

まずは、鷹に与えるエサです。大内氏は鷹餌として、スッポン・亀・蛇を禁止しています。これらは「氷上山に仕えたる者」とされています。氷上山は、大内氏の氏寺興隆寺と氏神妙見菩薩があるところ。大内氏の信仰する妙見は北極星が神格化した存在です。その北方の守護として玄武がいますが、玄武は亀と蛇が合わさった姿をしているため、大内氏はこれらを餌にすることを禁止しました。



大内氏掟書(毛利家文庫27諸家3~4・近藤清石98(28の15))

当館には、文書名を異にする「掟書」がいくつか収蔵されています。

「掟書」は、分国法ではなく、都度発布された法令を後世に何者かが取りまとめたものです。

「掟書」から、大内氏の支配のありようがみえるだけでなく、人々の暮らしも浮かび上がってきます。

もしこの法令を破ったならば、家臣は所領没収(所領を持たない場合は追放)となり、身分の低い者の場合は、即逮捕、あるいは即処刑という厳しい罰則規定が設けられました。

山口では餌の規定のほか、殺生が禁止されている日があります。それは、将軍足利義尚の命日である3月26日です。趣味としての狩猟は当然禁止ですが、例外的に商売としての殺生は認められています。

こうしたことに注意してようやく狩りに行けるようになるわけですが、もうひとつ注意しなければならないことがあります。それは、氷上山での狩猟が禁止されていることです。さきほど述べたように、氷上山は大内氏の氏寺、そして氏神がいるところ、つまり聖域となります。そのため、ここでの殺生は神罰の対象となるというわけです。

あわせて、氷上山近隣の山野でも狩猟が禁止されています。その理由は、捕らえ損ねた手負いの禽獣が氷上山に逃れ、そこで行き倒れてしまう恐れがあるためです。

ちなみに、「掟書」では都濃郡鷲頭(現下松市)の妙見山でも狩猟が禁止されていますが、これも大内氏の妙見信仰に基づく禁止法令とみられます。

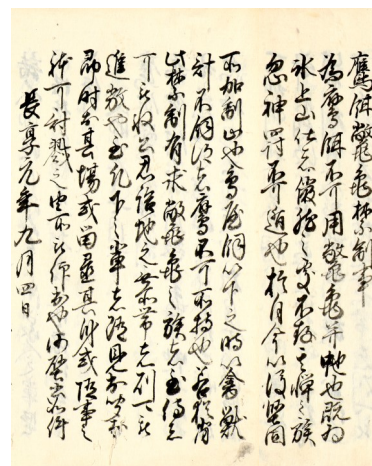
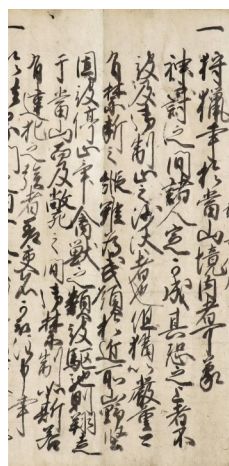
《おわりに》

地域独特な規則、いわゆるローカルルールは、その土地を歩く際には事前に情報を確認しておきたいものです。

中世山口の場合、支配者である大内氏が定めたルールに則って歩かないといけません。現代と似通う禁止事項がある一方で、大内氏独自のローカルルールにも注意を払わなければなりません。

一見すれば、これらは息の詰まる規制にもみえますが、当時の人びとは時に豪放であり、大内氏の定めたルールを堂々と破って大内氏を困らせました。とはいえ、中世山口を歩く際にはルールを事前に確認しておくべきです。

- ▶大内政弘興隆寺法度条々(興隆寺 13-1)
- 定
- 氷上山興隆寺法度条々
- (中略)
- 一、狩猟事、於当山境内者、可蒙神罰之間、諸人定可成其恐之上者、不被及御制止之沙汰者也、但猶以嚴重可有禁断之、縦雖為武領於近所山野、堅固被停止畢、禽獸之類被驅馳、則翔走于当山、而及斃之間、御禁制如斯、若有相犯之族者、差交名可被注申事、
- (後略)



- 〔口絵〕大内家諸掟留書(毛利家文庫 27 諸家4)
- 築山殿 御判
- 御禁制
- 夜中に大路往來の事、
 - 辻すまうの事、
 - 路頭において女をとる事、
 - 夜中に湯田の湯へ入事、但湯治の人并女人・同農人等、被除之、
 - 一、諸国落人其余子細を不存知輩、不可召仕事、
 - 一、京やうとかうし、いて立等いさうの事、
 - 一、他国の輩、加用心可召仕事、
- 右七ヶ条、去廿日衆評有て、あひさためらるゝ上八、御分國中上下人々可守此旨之由、壁書如件、
- 長録〔禄〕三年五月廿二日 左衛門尉 奉美明

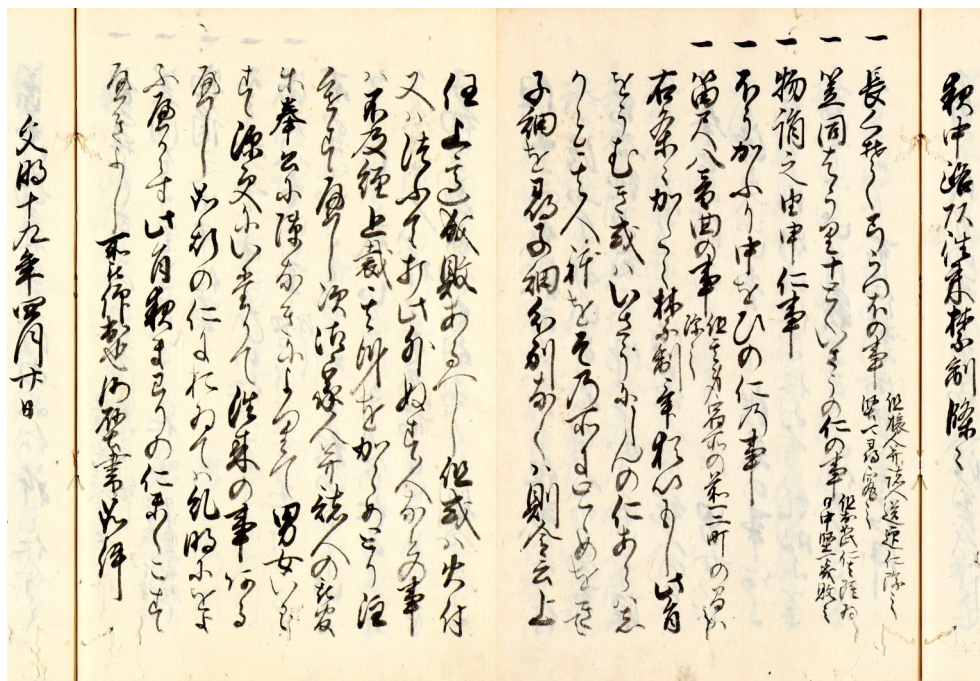
鷹餌鼈龜禁制事、

▲大内家諸掟留書(毛利家文庫 27 諸家4)

鷹餌鼈龜禁制事、

為鷹餌不可用鼈龜并蛇也、既為氷上山仕者儼然之處、不存其憚之族、忽神罰不可遁也、於自今以後、堅固所加制止也、鳥屋飼以下之時、以禽獸計不飼得者、鷹不可所持也、若猶背此禁制、有求鼈龜之族者、至侍者可被収公恩給地之、無所帶者則可被進(追)放也、至凡下之輩者、隨見出聞出、即時於其場、或留置其身、或隨事之跡可討〔誅〕戮之由、所被仰出也、仍壁書如件、

長享元年九月四日



防長紀行

文書館資料で
旅する山口県

✳️ 08

大内家諸掟留書（毛利家文庫27諸家4） **名所** ②

中世山口の歩き方 ～夜編～

《はじめに》

ここでは、中世山口の歩き方について、とくに、夜の歩き方を紹介します。

《夜の入湯》

「掟書」によれば、「夜中」に湯田の湯に入ることは禁止されていたようです。この場合の「夜中」が何時を指すのかはわかりませんが、少なくとも深夜には入湯不可であったことがうかがえます。

ただし、湯治の者や女性、それから農民は「夜中」に入湯することが認められていました。

なぜ、彼らは制限から外れているのでしょうか。はっきりとしたことはわかりませんが、当時は入湯する目的・性別・職業によって、入湯の時間が異なっていたということが考えられます。

《夜の往来》

「夜中」の「大道」の往来についても禁止事項が設けられました。

夜に寺社参詣することは禁止され、当然といえば当然ですが、「異相不審之者」（異様な格好をした不審者）は往来禁止とされました。ただし、旅人の場合は宿所がきちんと決まっていれば、往来を許可するという例外規定もあわせて設けられていました。

服装とは少し異なりますが、夜に具足や弓などの武装することは禁止され、さらに尋問の対象となりました。ただし、例外規定があり、旅人と「諸人送迎之仁」（護送人）はある程度の武装が認められていたようです。

さらに、夜における音についての禁止事項があります。笛・尺八・音曲といった音楽を夜に奏でることは禁止されていました。ただし、宿所から約200mの間を除くとあり、夜の音楽は限定的な範囲でのみ許可されていました。

夜の音について、少し毛色が異なりますが、「夜中」に「大道」で念仏を唱えることも禁止されています。



夜廻/大内家掟書(近藤清石文庫98<28の15>)

電気の発達していない時代の夜は、私たちが想像する以上に暗闇であったに違いありません。

闇夜に隠れて悪事を働く者がいないとも限りませんが、大内氏は家臣で「夜廻」という見回り番を組織し、夜の山口を巡回させました。

《山口の夜を守る》

禁止事項を設けるだけでは、山口の風紀は守れません。そのため、大内氏は家臣にパトロールさせることとしました。

「掟書」には、「夜廻人数番帳」というパトロール隊の名簿が残されています。隊は、一番から十番まであり、二人一組となって夜の山口を巡視します。

彼らは、現代でいう警察のような役割を果たしていました。不審者がいれば、職務質問をし、その理由によっては大内氏当主に報告して「成敗」を仰ぎました。時に悪質な火付けや「ついでうち」(石を投げること)、盗人を発見した際には、大内氏当主の許可を経ずに身柄を確保することができました。

《おわりに》

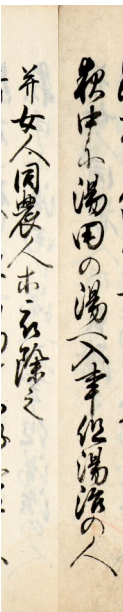
夜はいつの時代も漆黒が街を支配します。電気のない

時代であれば、闇夜はいっそう深くなります。

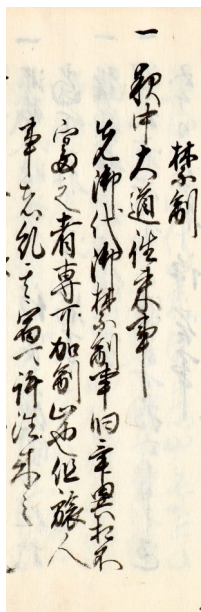
大内氏は、山口の風紀を守るために、夜の街歩きに制限を設けました。これらのなかには、住民へのとても厳しいルールといえるものもありますが、「掟書」を注意深く読んでみると「旅人」や「他国之仁」といった山口からみて外部の人間に向けた内容の法令もあります。

そうした法令は、大内氏の成長＝都市としての山口の成長に伴う訪問者の増加に対応するために、山口在住の人々にはもちろん、来訪者も含めて風紀維持を堅守させることが目的であったと考えられます。

その一方、夜の山口を自由に歩ける者がいました。それは、大内氏家臣の者たちです。彼らは、男女を問わず「深更」に至っても街を歩くことができました。「夜廻人」は、彼らを発見しても尋問する必要がないとされており、大内氏家臣は夜のまちを歩くことができるとい、他の職業と比べてみれば特権を付与されていたといえるでしょう。

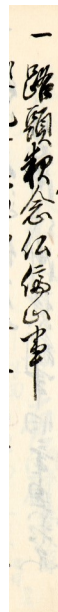


◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）
夜中に湯田の湯へ入事、但湯治の人并女人・同農人等、被除之、

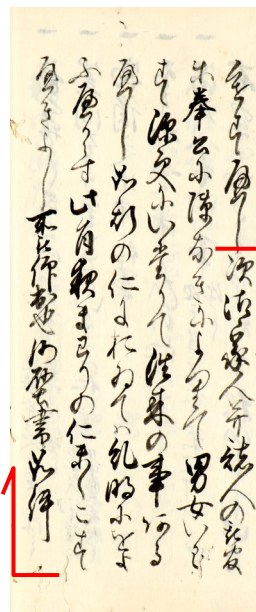


一、夜中大道性来事、
禁制
先御代御禁制事旧畢、異相不審之者專可加制止也、但旅人事者糺其宿可許往来之、

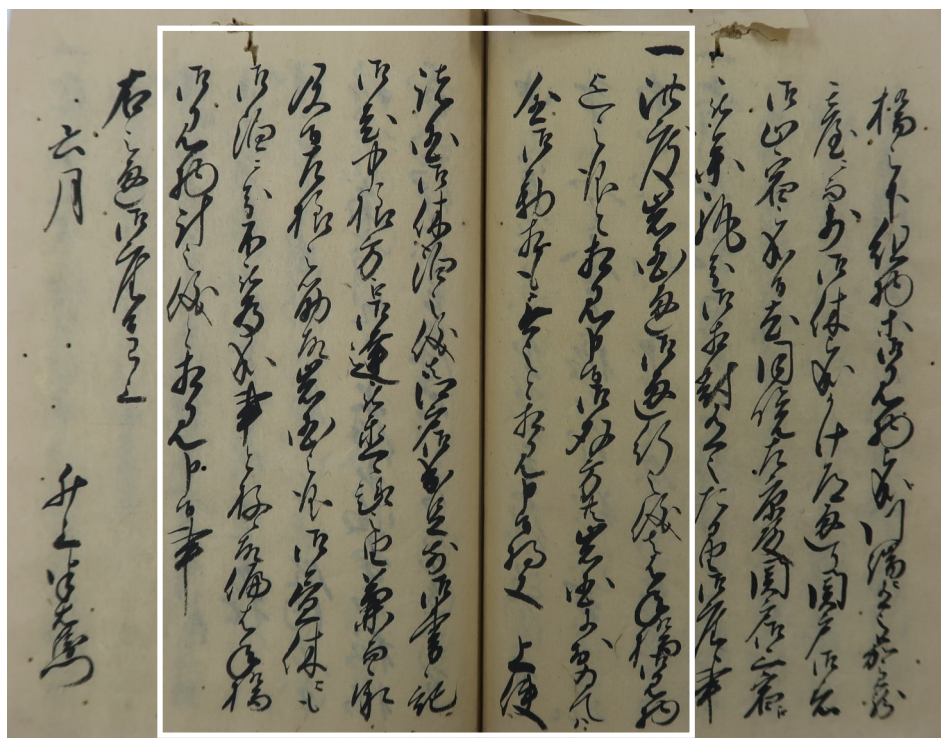
◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）



一、路頭夜念仏停止事、
◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）



◀大内家諸掟留書（毛利家文庫 27 諸家4）
次御家人并諸人の被官等、奉公に隙なきによりて男女いわす、深更にいたりて、往来の事あるへし、如斯の仁におみて八、糺明にをよふへからず、此旨夜まわりの仁かくこすへきよし、所被仰出也、仍壁書如件、



錦帯橋一卷（毛利家文庫30地誌29）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

*09

名所 ③

幕府役人の来藩と錦帯橋(1)

《幕府巡見使、来たる》

江戸時代、幕府は大名の監察のひとつとして、「諸国巡見使」(以下、「巡見使」)を、将軍の代替わりごとに全国へ派遣しました。巡見使は、全国を8ブロックに分け、3人1組で巡見しました。その形が定型化したのは天和元年(1681)以降で、天保9年(1838)まで行われていました(以上、『国史大辞典』より)。

萩藩への巡見使来訪は9回あったと言われています。彼らは中国地方を監察する一行で、萩藩領へは石見国(現島根県)から領内に入り、反時計回りに萩藩領をめぐる、山陽道を使って安芸国(現広島県)へと抜けていくのが一般的なルートでした(シートNo.10参照)。

ところが、延享3年(1746)に萩藩領を来訪した巡見使が、急に「錦帯橋を見たい」と言い出しました。先例にはない事態に、萩藩はどのように対応したのでしょうか。

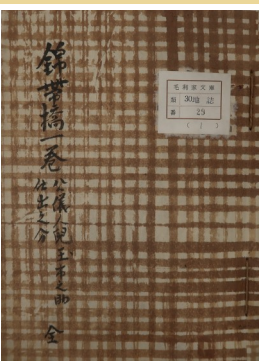
《巡見使、錦帯橋へ》

裏面の図は延享3年のものではありませんが、錦帯橋周辺の状況を確認してみましょう。

赤色の道は山陽道で、西から、柱野村→御庄村→関戸村→小瀬村へと至るルートが示されています。ところが、柱野村と御庄村の途中から黄色で示された道(岩国道)があり、錦帯橋見物に使われた道であることを示します。明らかに、当初ルートから外れています。

延享3年5月23日に萩藩領へ入った巡見使ですが、6月8日高森に到着すると、明日、錦帯橋を見物すると言い出します。

この時の巡見使に随行していた萩藩の井上半右衛門ですが、主君からは前回巡見使が来藩した享保2年(1717)の例に違ふことなく案内せよ、との命を受けていました。一方で、巡見使の錦帯橋を見たいという要望は、ほとんど命令であり、それを無下に断ることはできません。井上は巡見使による要望を受け入れざるを得ず、6月9日、高森を出立した巡見使一行は、柱野村で休息を取り、錦帯橋を往復してから



錦帯橋一卷
(毛利家文庫30地誌29)

延享3年に巡見使が急遽錦帯橋見物を行ったことについて、江戸の公儀人であった児玉市之助が、江戸での交渉のいきさつをまとめたものです。巡見使に随行していた井上半右衛門からの調書も含まれます。錦帯橋見物を先例としないよう巡見使から書面の提出を求めたものの不調に終わったことからまとめられました。

河原へ降りて下から橋の組み物を見物し、山際の道を東に進んで関戸に到着、宿所としました。この時の様子を井上は、錦帯橋見物のために岩国へ迂回したに過ぎず、その様は巡見使の業務とは思えない。江戸出立前に巡見使の休泊地は幕府老中に届け出ている以上、岩国で昼休みも宿泊もできないので、そうしたことを岩国では行わず、予定していた関戸へ向かったのだ、と記しています。珍しい橋を見物できた彼らは、翌10日、関戸から小瀬川を越えて安芸国へと向かったのです。

《錦帯橋見物の影響》

巡見使による錦帯橋見物は、萩藩には後味の悪いものとなりました。

例えば、巡見使錦帯橋見物の報を受けた江戸では、6代藩主毛利宗広が問題視し、幕府老中酒井忠恭(ただずみ)へ内々ながら申し入れを行って、場合によっては訴訟にまで及ぼうとしました。ただし、この計画は大事にし

ない方がよいとの判断で断念しています。

そこで、今度は江戸に戻った巡見使たちに、錦帯橋見物は前例とはしない旨の書面を求めます。しかし、萩藩が望むような文面の作成には至らず、これもうまくいきませんでした。

巡見使の錦帯橋見物は、萩藩にとって単なる前例破りにとどまらないものでした。一例を挙げれば、巡見ルート上になく岩国へわざわざ迂回したのは、岩国の吉川家からの要請によるものか、との憶測を呼びました。あるいは、巡見使が吉川家家臣に直接意思を伝えたこと(通常は萩藩ルートで伝達)も問題となりました。吉川家の処遇は、萩藩にはセンシティブな事案でした。

なお、巡見使に随行していた井上半右衛門は、その不手際の責任を問われ、罰せられています(300石の内200石没収の上、隠居)。

【図】家斉公・家慶公御代替將軍宣下(毛利家文庫2柳営10<5の1)に見える岩国周辺図

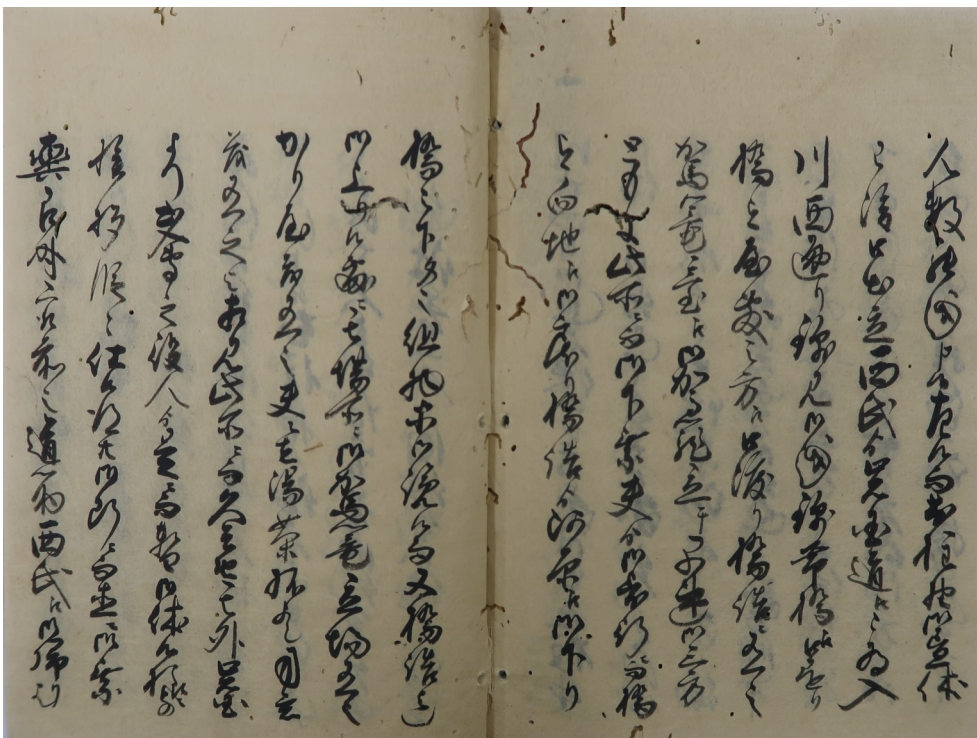


巡見使たちは、その業務として「はね橋」(錦帯橋)を視察するために迂回したのではなく、見物に向いたに過ぎないと、巡見使に随行していた井上半右衛門の目には映っていたことが窺えます。また巡見使の休泊地は事前に老中に届け出ていたため、巡見使の独断で変更することはできないことから、岩国で休息も宿泊もしなかったと言っています。



一、此度岩国通御通行之儀者、はね橋見物迄之儀と相見申候、御双方共岩国におゐてハ全御勤相も無之と相見申候、将又上使諸国御休泊之儀者江戸御出足前御書記、御老中様方江御達被置候趣之由兼而承及候、左様之筋故、岩国之儀御昼休二も御泊二茂不被為成事と存候故、偏はね橋御見物計之儀と相見申候事、

【表面翻刻】



御巡見一事（毛利家文庫2柳營32（5の4））

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

* 10

名所 ④

幕府役人の来藩と錦帯橋(2)

《宝暦11年の場合》

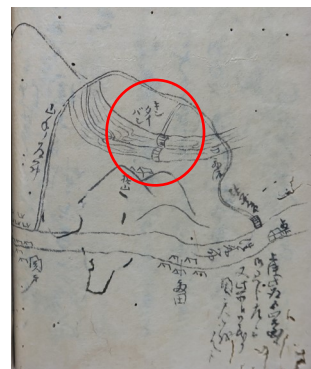
延享3年(1746)の巡見使来藩に際しては、巡見使の思わぬ申し出に従わざるを得ず、当初ルートにはなかった錦帯橋見物要望を実施せざるを得なかった萩藩。対応の不手際を責められ、巡見使に随行していた井上半右衛門は処罰を受けました。

この次の巡見使来藩となった宝暦11年(1761)では、どのような対応となったのでしょうか。

6月10日に萩藩領へ入った巡見使は、前回同様、反時計回りで領内の巡見を行いました。その途中、彼らに随行して御用掛を務めていた萩藩の有福庄右衛門は、巡見使に対して、錦帯橋見物を行うか否かを問い合わせます。ただし、余り早くその判断を仰ぐと、見られては都合の悪いものを隠すつもりかと、痛くもない腹を探られるので伺いのタイミングにも気を遣いました。6月17日、小月においてそれとなく伺ったところ、翌18日の船木での宿泊の際、

今回の巡見は延享の例に従って行うよう命じられているので、それに従って錦帯橋も視察すると巡見使から回答を得ました。もちろん、萩藩もすんなりそれを受け入れる訳ではなく、錦帯橋へ回る場合、その道筋にない御庄村と多田村の巡視は行えないことから(延享の巡見使は、「川向こうから見た」と主張しています)、錦帯橋見物は取り止め、享保以前のとおり、山陽道を進んでほしいとの要請を試みますが、「延享時のおり実施」を盾に、聞き入れられませんでした。こうした行動を萩藩がとったのは、前例にはないコースを通ることへの抵抗であることに加え、巡見使の錦帯橋見物が単なる物見遊山、珍しい橋を見たいという個人的欲求に過ぎないと見抜いていたからです。

結局この時も錦帯橋の見物は実施されず。6月24日高森を出立した一行は一旦山陽道を離れ、錦帯橋へ向かいます。錦帯橋に到着すると、橋を渡り、河原に降りて、橋の組み物までも見物しています。なお、その後は来た道を戻り、御庄村・多



巡見使御通路記
(毛利家文庫2柳營
42<102の1>)

巡見使が錦帯橋をめぐる際の経路を示した図です。その中に、錦帯橋が描かれています(上図囲部分)。数は足りませんが、錦帯橋の特徴であるアーチ構造が見取れます。なお、今日では「錦帯橋」は「きんたいきょう」と呼ばれますが、ここでは「キンタイバシ」と書かれています。

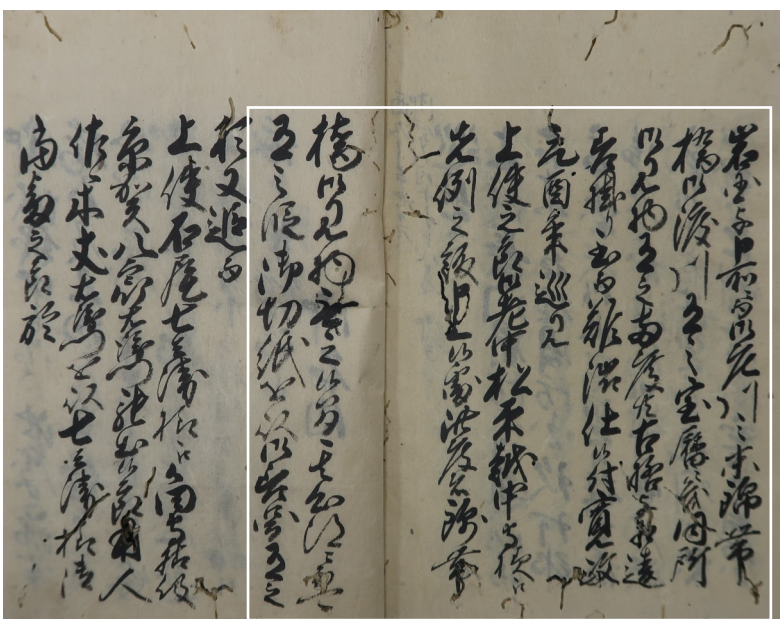
田村を通過して関戸村で宿泊、翌25日に小瀬から安芸国へと向かいました。このコースは延享の時とは異なり、享保以前のコースをたどったことを意味します。つまり巡見使は、延享時の実施事項(錦帯橋見物)を行いつつ、旧例に従った順路を通るといふ、これまた前例にはない行動に出たのでした。

《その後》

2回続けての巡見使による錦帯橋見物は、萩藩にとって迷惑な話でした。寛政元年(1789)の巡見使派遣に際して、萩藩は時の老中、松平定信に、巡見使による錦帯橋見物を行わないよう指示してほしいと掛け合います。これを受けて定信は、巡見使による錦帯橋の見物はない

旨を萩藩に知らせてきます。そこで萩藩は、江戸出立前の巡見使に、定信の指示を伝え、錦帯橋見物を申し出ないように釘を刺します。この結果、寛政の巡見使は、5月26日に萩藩領に入り、錦帯橋見物をする事なく、6月14日安芸国へと向かいました。

続く天保9年(1838)の巡見使来藩に際しても、萩藩は事前に江戸において、老中水野忠邦に対して、寛政時の松平定信との遣り取りと彼の判断を伝え、その時と同様に巡見使による錦帯橋見物を行わないよう申し入れました。その結果、忠邦は、寛政時と同様に錦帯橋見物を行わない旨萩藩に回答しています。こうしたことから、寛政と天保の巡見使は、錦帯橋見物をする事なく、山陽道を抜けて、周防・長門両国の巡見を終えたことでしょう。



(困い部分)

岩国与申所二而、御庄川の末錦帯橋御渡川有之、宝曆二茂同所御見物有之、一兩度共古格与相違差掛り、至而難洪仕候付、寛政元酉年巡見
 上使之節、御老中松平越中守様江先例之趣申上候処、此度者錦帯橋御見物無之候間、其心得二而可有之段御切紙を以御差図有之、

▲天保9年の巡見使が錦帯橋を見物しないよう、老中水野忠邦に願い出た書面の写です。延享と宝暦の巡見使が錦帯橋見物をしたことを「難洪」と述べ、寛政9年の巡見使派遣に際して、老中の松平定信(越中守)に願い出て、巡見使に錦帯橋見物をさせない確約をもらったと述べています。

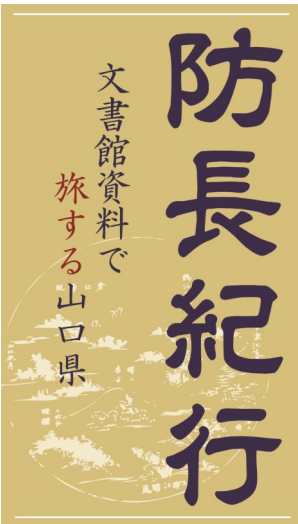
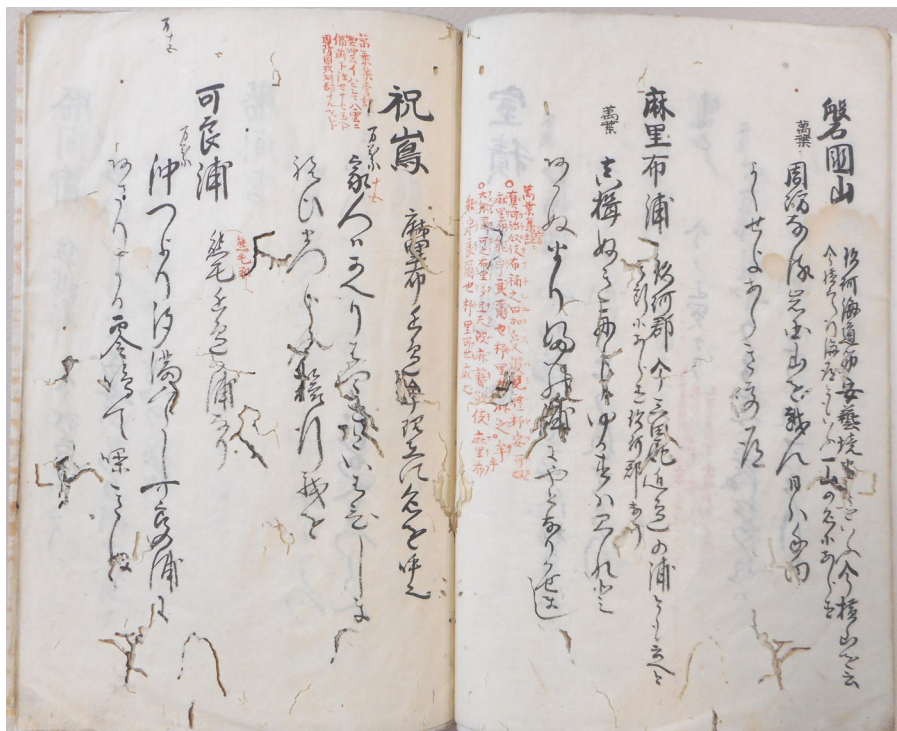
【出典：毛利家文庫2柳営10(5)の1 家斉公・家慶公御代替將軍宣下】

【表】萩藩への巡見使来訪

派遣年(西暦)	将軍(代数)
寛永10年(1633)	家光(3代)
寛文7年(1667)	家綱(4代)
延宝9年(1681)	綱吉(5代)
宝永7年(1710)	家宣(6代)
享保2年(1717)	吉宗(8代)
延享3年(1746)	家重(9代)
宝暦11年(1761)	家治(10代)
寛政元年(1789)	家斉(11代)
天保9年(1838)	家慶(12代)

人数罷越申候、左候而於柱野御昼休已後御出立、西氏方岩国道江被為入、川西通り錦見御越、錦帯橋江御懸り、橋を屋敷之方江御渡り、橋詰二有之駕籠置江御駕籠立テ、早速御三方とも此所二而御下乗、夫方御歩行二而橋を向地江御戻り、橋詰方河原江御下り、橋之下々之組物等御覽候而、又橋詰迄御上り候処二、其場所二御駕籠立場有之、かり屋茂有之、夫二者湯茶杯敷用意茂有之与相見、此所二而久兵衛其外岩国より出会之役人方是二而暫御休候様二との挨拶段々仕候得共御断二而、直二御乗輿、即時最前之道筋西氏江御帰り二て

【表面翻刻】



周防長門名所和歌（多賀社文庫19）

名所 ⑤

周防長門名所和歌をたどる(1)

《名所と歌枕》

「歌枕」というと、和歌に詠み込まれた土地のことを指すと思われる方が多いのではないかと思います。実際その通りなのですが、本来は、和歌に使われることば全般を指したそうです。次第に特定のイメージと結びつき、特定の使われ方をする地名を指すようになり、さらに、単に和歌に詠まれた地名や名所も指すようになっていったそうです。ある場所が歌に詠み込まれて歌枕になる、という感じでしょうか。

歌枕は、和歌を詠むうえで欠かせない知識の一つでした。これを頭に入れて過去の歌を解釈し、それを踏まえて新しい歌を詠むことが求められたのです。そのため、平安時代以降、歌枕をまとめたものが作られるようになっていきます。

そのような人たちにとって、歌枕の多くは、歌から抽出されたイメージで形作られる、どこか遠い地でした。それが、戦国時代以降、京都と地方との人の往来が頻繁になるに従い、歌枕は訪ねられる場所へと変化していきます。歌枕は訪れるべき「名

所」となり、江戸時代の地誌や名所案内にも掲載されるようになっていきました。

《防長の歌枕》

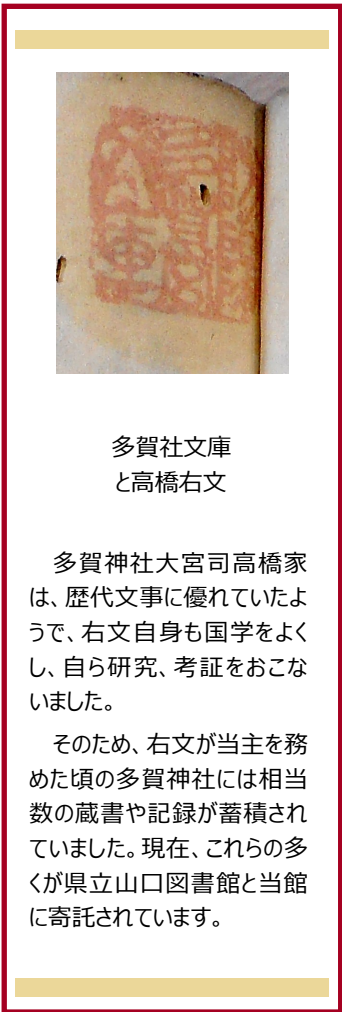
江戸時代の防長の人たちも、両国の歌枕に関心を持っていたようです。

上の写真は、防長両国の歌枕と主な和歌を書き出したものを、19世紀前半に多賀神社（現山口市）の大宮司を務めた高橋右文（有文）が書写したものです。

行頭から大きく、楷書気味に歌枕を書き、その下にどこがその地に該当するのか、考察を書いています。続いて主立った和歌と右肩に出典を記します。朱書は右文による註です。

次の頁に、この資料に書かれた歌枕と和歌、出典をまとめました。まずはクラシカルな防長の「名所」をお楽しみください。

主要参考文献：井戸美里編『名所の誕生—「名を与えられた風景」』、思文閣出版、2025年／高橋良雄『歌枕の研究』、武蔵野書院、1992年／樋口百合子『歌枕名寄』継承と変遷』、和泉書院、2024年、宮野恵基『歌人が巡る中国の歌枕 山陽の部』、文化書房博文社、2014年



多賀社文庫
と高橋右文

多賀神社大宮司高橋家は、歴代文事に優れていたようで、右文自身も国学をよくし、自ら研究、考証をおこないました。

そのため、右文が当主を務めた頃の多賀神社には相当数の蔵書や記録が蓄積されていました。現在、これらの多くが県立山口図書館と当館に寄託されています。

	歌枕	歌	出典
周防	① 大島	筑紫路のかたの大島しましくもみねは恋しき妹を置て来ぬ	万葉集
	② 大島鳴門	大島の鳴門を過るとなれや夜舟ちかき松風の声	為尹千首
	③ 室積	むろつみやかまとを過る船なれ八物をおもひにこかれてそ行	家集（俊頼集）
	④ 竈戸	室津見やかまとを過る船なれ八物をおもひにこかれてそ行	家集（俊頼集）
	⑤ 磐国山	周防なる岩国山を越ん日八手向よくせよあらしきその道	万葉集
	⑥ 麻里布浦	真楫ぬき舟しゆかすは見れとあかぬまりふの浦にやとなりかせまし (やとりせましを)	万葉集
	⑦ 祝島	家人八かへりは□□（やこ）といはひしま祝ひまつらん旅行我を	万葉集
	⑧ 可良浦	沖へより夕満くらし可良浦にあさりする鶴鳴て噪きぬ	万葉集
	⑨ 勝間浦	思ひいてよ千世の子日のけふ毎にかつまの浦の岸の姫松	万葉集 (清原元輔集)
	⑩ 勝間宮	千早振かつまの宮の姫小まつおひを手向てつかへまつらん	歌枕名寄
	⑪ 笠間島	あらしたに笠まのしまを吹やまはさバのこをり八薄く成なん	夫木和歌鈔
	⑫ 竹島	竹島の跡しらなミ八とよめともつれ八家おもふいほりかなしも	万葉集
	⑬ 氷室池	氷りにしひむろの池も冬なから東風ふくかせにとけやしぬらん	夫木和歌鈔
長門	(1) 長門島	君か代八長門の島の小松原かみさひて又若葉さすまで	千五百番歌合
	(2) 長門浦	乙女らか桶にたれたるうみをなす長門の浦に朝□（籬）に□満くるしほ のー余長く候二付略（長歌）	万葉集
	(3) 安武郡	長門なる安武のこほりの杣板は唐土人もすさめさりけり	新撰六帖題和歌
	(4) 安武松原	はかなしな心つくしに年おへていつともしらぬあふの松原	千載集
	(5) 豊浦宮	堤を八豊浦の宮につき初て世々をへぬれと水八もらさす	新勅撰和歌集
	(6) 豊浦里	しら波のたちなから□□（たに）長門なるに（衍）豊浦の里のとよら □（れ）よかし	後拾遺和歌集
	(7) 豊浦島	よそに見し豊浦の島の二夕心ありとときけ八さらに頼ます	新撰六帖題和歌
	(8) 門司関	旅人の心つくしの道なれや往来ゆるさむもの関守	続千載和歌集
	(9) 赤間	なみたゆへ袖も赤間の関なれやころは紅葉にもちかくせとも	拾玉集
	(10) 奥津借島	長門なる沖つかり島おきまゑて我思ふ君八千とせにもかも	万葉集
	(11) 時の浦	思ひいつる時の浦にもうき人八忘貝こそひろはれにけれ	歌枕名寄
	(12) 亀の頭	田鶴の居る亀のくひよりこき出て心ほそくもなかめつるかな	家集（俊頼集）
	(13) 麻利の岡	まりの岡何をか>りと思ふらんかたうつ浪の音はかりして	方（不明）
	(14) 阿胡海	あこの海の荒磯のさ>らなみ（下の句欠）	万葉集
	(15) 阿須波浦	こふれともあす八の原にさく萩の花とちりなん名こそほしけれ	類聚
	(16) 面影山	別れにしつらさや今も残るらんおもかけ山の有明の月	歌枕名寄

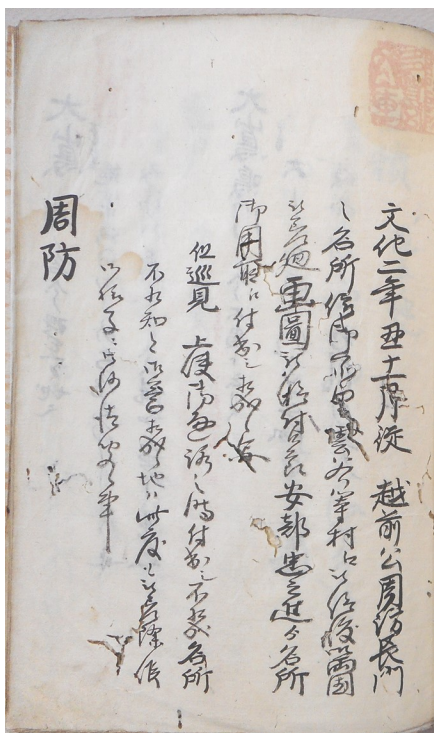
【凡例】「歌」欄は、異体仮名を常用にした他は原文ママとした。また、□は虫損による判読不能字を示す。／「出典」欄は原文が略称を用いていたため、元の名称を記した。／全体に、()は筆者による校訂、修正等を示す。

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

＊12

名所 ⑥



（朱印）「防陽／多賀宮／文庫」

文化二年丑十一月従 越前公、周防長門
之名所依御所望、雲谷等村江被仰渡、御両国
被差廻、画図被仰付候節、安部忠之進方名所
御用所江付出シ相成候写
但、巡見 上使御通路之時付出シ不相成名所
不相知と御答相成候地ハ此度も被差除候
御様子ニ御沙汰聞候事

周防

周防長門名所和歌（多賀社文庫19）

周防長門名所和歌をたどる(2)

《作成の経緯》

「周防長門名所和歌」はなぜつくられたのでしょうか。それがわかる記述が冒頭にあります(上写真)。

これによると、越前藩主松平治好から防長両国の名所の絵図を求められたことを受け、萩藩は藩の御用絵師である雲谷等村に藩内を調査し作成するよう命じました。その際に安部忠之進が作成した書き出しを、高橋右文が写したものがこの資料だということです。

これとほぼ同じことが、「密局日乗」(毛利家文庫19日記18)文化2年(1805)11月15日条にもあり、裏付けることができます。こちらによると、調査には一門益田家の絵師も随行したそうです。

この資料の末尾には、等村が山口に来た際に山口十境詩を写し取って行ったことなど、その時の対応が詳しく書かれています。また、右文が作成した周防・長門の歌枕に関する考証(メモ)ものこっており(「周防国名所和歌諸書引証」<多賀社文庫

20)、「長門名所和歌」(同22))、何らかの関わりを持っていたことが窺えます。

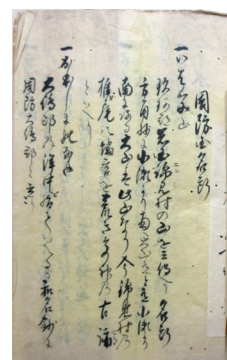
この資料はその縁で写されたものなのでしよう。

《歌枕はどこ？》

絵図にするのであれば、具体的な場所を示す必要があります。多くの歌枕は奈良～平安時代に蓄積されていったもので、19世紀初頭には所在がわからなくなっている場所もありました。防長両国の歌枕もこの例に漏れなかったため、シートNo.11で触れたように、所在地に関する考察を書く必要があったのです。

当時の萩藩による調査の結果を地図に落とししたのが次頁上段の図です。

かなり「所知れず」があったことがわかります。これに関しては現在も研究が重ねられており、文化2年とは異なる結論に至っているものもあります(『山口県史 通史編 原始・古代』、山口県、2008年)。一方で現在の見解と一致している地名もあり、地名研究の息の長さを感じさせます。



周防長門名所付
(県庁伝来旧藩記録791)

周防長門両国の歌枕についての考証および関連資料をまとめたものです。

不明のものについては所在地に照会を掛けたりもしており、巡見使受け入れにあたっての準備の様子も窺えます。

中の記述から、宝暦か寛政の巡見に関するものと見られます。

図：「周防長門名所和歌」歌枕比定地



《上使巡見と歌枕》

ここで前頁上の写真に戻り、後半部分を見てみましょう。これによると、幕府の諸国巡見使、もしくは国目付(シートNo.09・10参照)が来藩した際に所在地不明と答えたものについては、今回の絵図にも載せずに渡したのだそうです。幕府への回答と矛盾する内容のものを渡すわけにはいかなかったのでしょうか。

諸国巡見使・国目付関連資料の多くは、毛利家文庫2柳営や県庁伝来旧藩記録の交通に収められています。しかし、それらの中に、名所旧跡をまとめたもの、特に文化2年に最も近い寛政元年(1789)諸国巡見使や同4年の国目付来藩に関するものは見当たりませんでした。

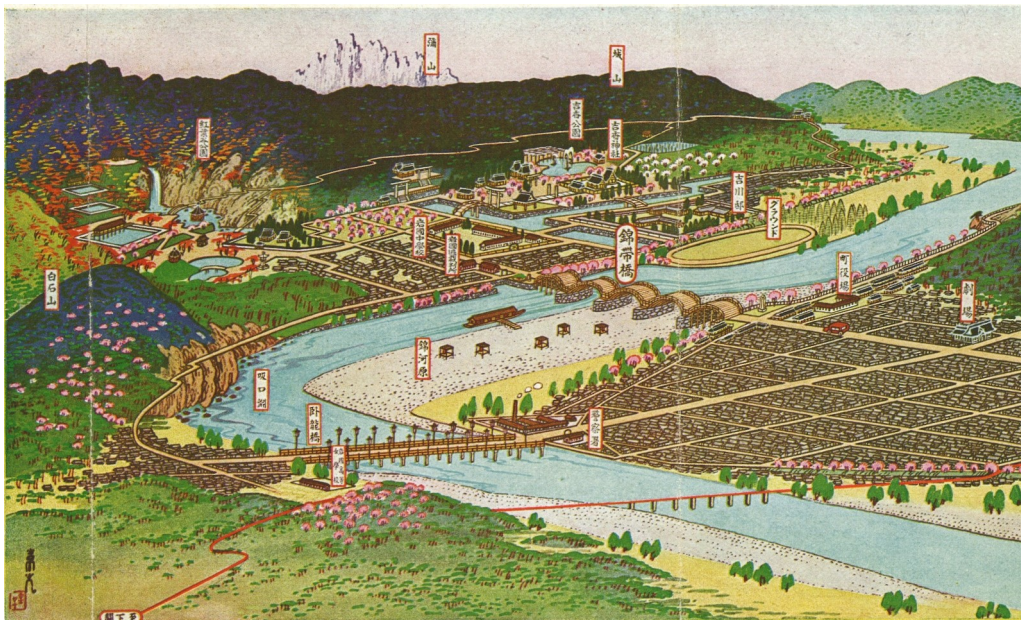
ただし、関係が深いとみられる資料が毛利家文庫遠用物にのこっています。「宝暦御尋之名所旧跡之事」(毛利家文庫遠用物近世後期3162)と「享保延享両国名所付」(同3163)です。回答は毎回見直されたく、これらと「周防長門名所和歌」、三者の間で見解が異なる場所があったり、排列順が違ったりします(例：右表)。

とはいえ、いずれも歌枕を「名所」「名所旧跡」と表現している点、そしてこの書付に歌枕しか記されない点は変わりません。歌ことばが「見どころ」、名所旧跡となり、地誌に必要な情報となっていたことが窺えます。

表 「麻里布浦」の場所と排列

年代	排列順	現在地の考察	出典
享保2年 (1717) 延享3年 (1746)	「磐国山」と「祝嶋」の間(玖珂郡)	今三田尻辺に有之浦をいふ、其所二あらず	毛利家文庫遠用物近世後期3163
宝暦11年 (1761)	周防部の一番最初、佐波郡部(勝間浦)の前	但、万葉集二者玖珂郡と有之候得共、今佐波郡三田尻近辺之浦を申習ハし候	毛利家文庫遠用物近世後期3162
文化2年 (1805)	「磐国山」と「祝嶋」の間(玖珂郡)	今三田尻近辺の浦とも云へと其所にあらず、玖珂郡なり	多賀社文庫 19

現在は岩国市にあったと考えられている「麻里布浦」について、宝暦度以外は玖珂郡にあったとしていますが、宝暦度では、今は三田尻近辺と言われているからと判断を保留しています。文化2年の記述から、寛政度は玖珂郡にあったと判断したと考えられます。



防長紀行

文書館資料で
旅する山口県

✳ 13

名所 ⑦

描かれた錦帯橋（「岩国町名所図会」雨村家文書65）

「映える」描かれた Yamaguchi

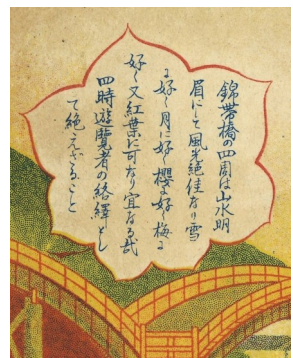
《鳥瞰図で「魅せる」》

大正から昭和にかけて、都市の発展や観光地のにぎわいをアピールするために作製された鳥瞰図。その流行のきっかけをつくったのは、「大正の広重」と呼ばれた吉田初三郎(明治17年<1884> - 昭和30年<1955>)でした。友禅染の図案師に学び、商業画家として活動していた初三郎は、鉄道省発行の『鉄道旅行案内』で風景画絵師としての地位をゆるぎのないものとししました。緻密な現地踏査に基づいて構図を決め、下絵を画房所属の弟子筋の絵師との合作により浮世絵風にきらびやかに仕立てました。主題をひきたたせるために大胆なデフォルメを用いたので、見えるはずのない東京や富士山、海の向こうの樺太や朝鮮が描かれることがしばしばでした。想像力と技能が昇華した作品であり、そのアクロバティックな構図が見る者を魅了しました。「楽しく美しくわかりやすい」「でかけてみたくなる」多彩なパノラマ絵図が次々と誕生することになりました。各地の夢と希望が凝縮された鳥瞰図は観光ブームを演出した「時代のアイコン」だったのです。

《「サクラで「映える」》

昭和初年製作と思われる「岩国町名所図会」は、初三郎の商売がたきと目されていた鳥瞰図絵師金子常光の作品です。名橋錦帯橋とともに、「関西一のサクらの名所」と称された吉香公園がかわいがり鮮やかに描かれており、その花模様が見る者を現地に誘います。彎曲する錦川の緩やかな流れもまた情緒豊かに錦帯橋を演出しています。

鳥瞰図に添えられた案内文には、「春の桜花」「夏の納涼」「秋の紅葉」「冬の岩国」として四季折々の風情が掲げられています。こうした潤色に関わっていたのが明治41年(1908)設立とされる岩国保勝会でした。名勝錦帯橋の保護を基軸としつつ、周辺全域を岩国公園として捉え、景観の維持向上に努め、錦帯橋の魅力をよりいっそう引き立てる努力が払われていたのです。林学者本多静六による指導助言もあり「文化的景観」の保全が意識され続け、錦帯橋周辺のたたずまいは、今もなお、貴重な観光資源となっています。



一度は御覧遊ばせ錦帯橋を
(一般郷土史料 B 170)

藤岡市助により明治42年(1909)に創業された岩国電気軌道株式会社作成の広告です。「名所図会」や「引き札」の雰囲気を感じることのできるチラシです。サクラとモミジをイメージした吹き出しに見える「雪・月・桜・梅・紅葉」が四季折々の錦帯橋の表情をあでやかに引き立て、旅情をかき立てます。



《モミジで「映える」》

長門峡観光の醍醐味は、阿武川沿いの渓谷美の探勝にありました。秋の山野を逍遙する「紅葉狩り」はそのクライマックスでした。長門峡の命名者である高島北海の百画会（作品頒布会）収入が長門峡保勝会による探勝路整備の資金にあてられました。

写真は、萩の書肆龍古堂発行の記念絵葉書の封筒（「天下ノ奇観 長門峡名勝 第二集」中村氏収集資料15、発行時期不詳）です。長門峡は県内有数のモミジの「映えスポット」としてその名を知られていました。

同じく龍古堂が昭和18年（1943）に発行した「探勝記念 絵巻長門峡案内」（折本、藤井家文書〈山口市1〉253）を展示しています。激流・奇岩・幽谷、それらを包みこむ山容がおりなす渓谷美の一大パノラマが、萩美術協会主宰の洋画家水沼兼雄によって描かれています。渓谷内の佳景地はモミジで萌えています。観光の魅力は、非日常を味わうことにあるとされます。描き出された別世界にひとびとは目を奪われるのでした。

絵巻裏面の案内文には、「緑り滴らんばかり」の春、「河鹿鳴き、若鮎・鯉の銀鱗が深淵の水面に踊る」夏、「全山の樹々其の梢は一度に紅葉し蜿蜒行路の眼下に荒れ狂ふ阿武川の千淵に映じては散り散つては映する」秋こそが「実に長門峡探勝の為めには第一の季節」とあります。

《海で「映える」》

山口県は三方が海に開けたロケーションにあります。海辺の景勝地は、青い海原、浮かぶ島影、砂浜と松原、荒波を打ち砕く奇岩などとともに描かれました。そこに繰り広げられた「エモい」情景はひとびとを海辺の観光地へと誘いました。

次に紹介するのは、大正14年（1925）に美祢線萩延伸を記念して製作された吉田初三郎画「萩名所図会」（佐倉谷家文書48）です。波音に包みこまれた指月山や菊ヶ浜、波間をたゆたう舟、夏ミカンとサクラ。海辺の城下町のイチオシの光景が、バランス良く色鮮やかに描かれています。

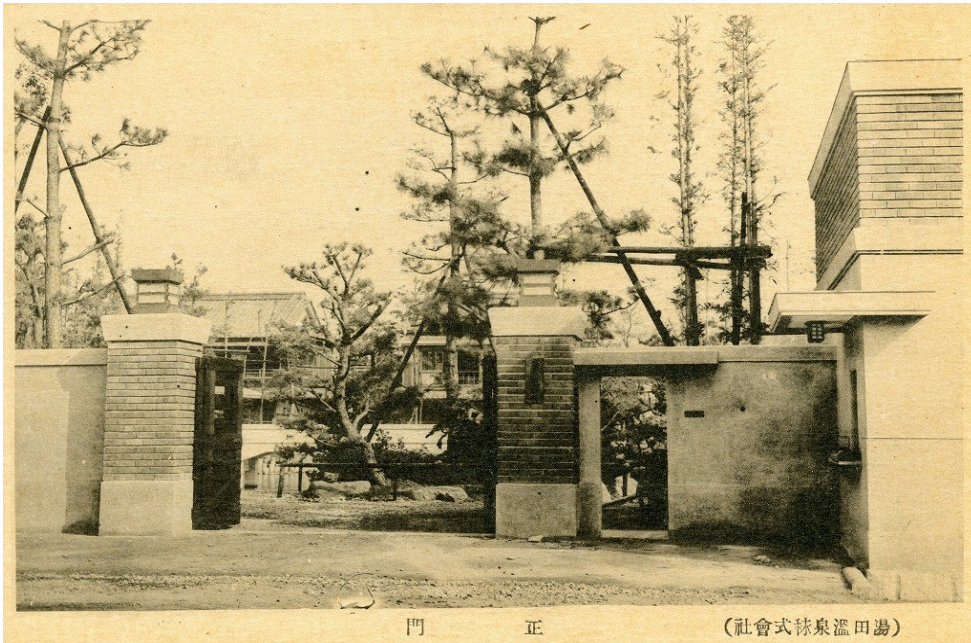


《描いて「映える」》

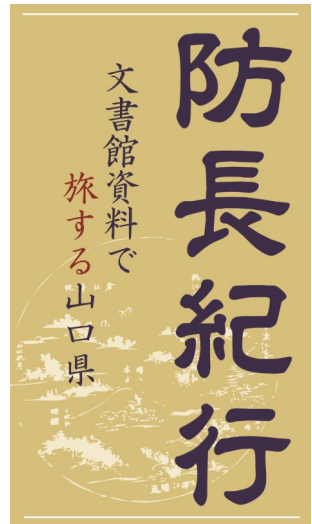
県下各地の風景は、このように、さまざまなかたちで描かれ再生産されていきました。地域の見どころや自慢の風景は魅力的に描かれ「映えて」いったのです。風景が地域の自慢のイッピンとして観光資源に昇華していたのです。

【関連資料】 ※シートNo.28紹介分は除く

- 「山口県大観」大正15年・金子常光画（一般郷土史料B8）
- 「秋穂観光霊場案内」（一般郷土史料B230）
- 「防長の観光」昭和10年か（一般郷土史料B16）
- 「新興仙崎 奇勝青海島周遊」昭和9年・堀自適画（一般郷土史料B208）
- 「名勝天然記念物須佐湾図絵」昭和3年・松仙画（一般郷土史料B287）
- 「周防岩国義濟堂図」明治15年（県史895）
- 「岩国を中心とする中国地方図」昭和12年（桑木正道収集資料13-86）
- 「長府名所古跡案内」大正3年（大島佐川家文書1199）
- 「長府名勝案内」大正14年・金子常光画（御園生431）



湯田温泉株式会社正門（雨村家文書306）



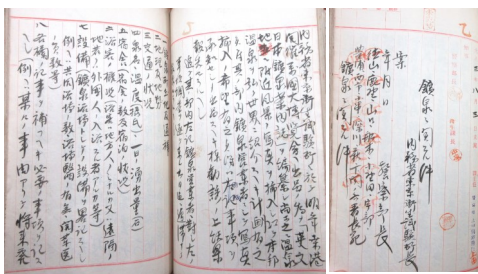
大正～昭和初期の湯田温泉(1)

鉄道をはじめとする交通網の発達に伴い、とりわけ大正期以降、温泉を訪れる人々の数は増加傾向を辿りました。これに伴い、湯治の場であると共に、観光地としての性格も顕著な温泉の姿が見られるようになりました。大正2年(1913)の山口線開通を追い風に入浴客数の増加をみた湯田温泉(山口市)も、そのひとつといえます。

《The mineral springs of Japanと湯田温泉》

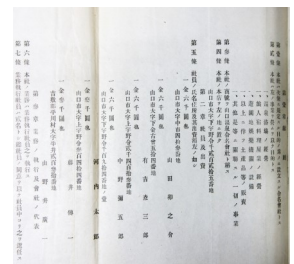
大正4年に内務省東京試験所(担当は技官の石津利作)が出版した“The mineral springs of Japan”は、同年にサンフランシスコ(アメリカ)で開催されたパナマ太平洋万国博覧会に出品するため、国内の主要な温泉の情報(泉温・湧出量・放射能など成分の分析結果・入浴客数・滞在日数など)を英文で纏めたものです。山口県内では、湯田・川棚・深川・俵山の各温泉が掲載されています。

当館所蔵の「鉱泉一件」(県庁戦前B1412)からは、大正3年に同試験所の依頼を受けた県が、「本邦温泉ヲ弘ク世界ニ紹介」という趣旨に基づき、温泉所在地の警察署を通じて進めた調査の様子が窺えます。回答した松田温泉旅館は、湯田温泉のアクセスの良さ(吉敷郡ノ南部小郡町ヨリ島根県ニ通スル国道線ニ沿ヒ、又山陽鉄道山口支線ニ沿ヒテ此村ノ一



▲県警察部長から各署長宛の調査指示文書
(「鉱泉一件」県庁戦前B1412)

「桑港開催万国大博覧会へ出品ノ為メ『英文日本鉱泉案内誌』ヲ編纂シ」と調査主旨を述べ、①鉱泉所在地及通称、②地理及地勢、③交通の状況、④泉名・温度(摂氏)・一日の湧出量(石)などの調査項目が挙げられています。



山口温泉合名会社
定款
(県庁戦前B1413
「鉱泉一件」)

昭和7年に湯田温泉株式会社から経営を譲渡された山口温泉合名会社の定款です(文書右端にある「山口温泉合名会社定款」の文字が簿冊に綴じこまれているため上の写真には写っていません)。事業として「温泉浴場ノ経営」の他に「遊園地娯楽機関ノ設備」も挙げられています。

端二湯田駅アリ、温泉所在地へ此駅ヲ距ツルコト十町ナリや、高い泉温・豊富な湧出量（食塩泉ニシテ其温度八四時一定セス、平均冬季ニ在リテ五十二度、夏時ニ在リテ八十五度ニシテ、而シテ全温泉地下丈余ノ処ヨリ汲ミ取ルモノニシテ湧出量ヲ量リ知ルヘカラス、而シテ四時共湧出量ヲ減少セス所謂其量ハ無尽蔵ナリ）をアピールしています。

《「西の宝塚」としての湯田温泉》

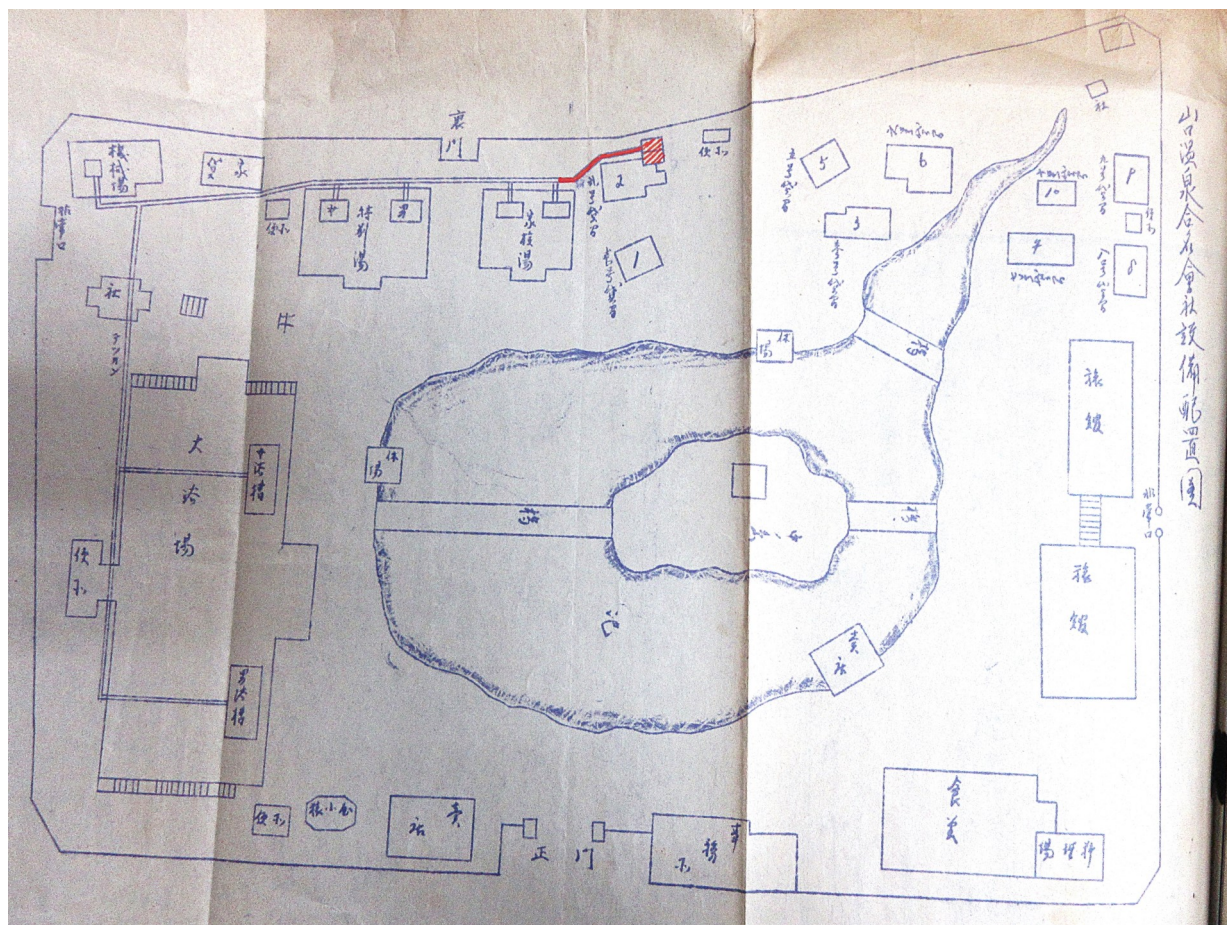
大正期に箕面有馬電気軌道（阪急電鉄の前身）が整備した新宝塚温泉（兵庫県）は、レジャー施設と一体型の温泉地として注目を集めていました。これになぞらえ、国内のみならず、海外からも多くの人々が訪れた湯田温泉は、「西の宝塚」とも称されていました（『防長新聞』昭和16年6月10日付、解説シートNo.28も参照）。その象徴的な存在が、湯田温泉株式会社経営（昭和7年から山口温泉合名会社に譲渡）の山口温泉ホテルです。当館では、同ホテル内に設けられた大浴場（千人湯）や美しい庭園、食堂、撞球場、温泉神社などの様子を伝える絵葉書を多く所蔵しています。



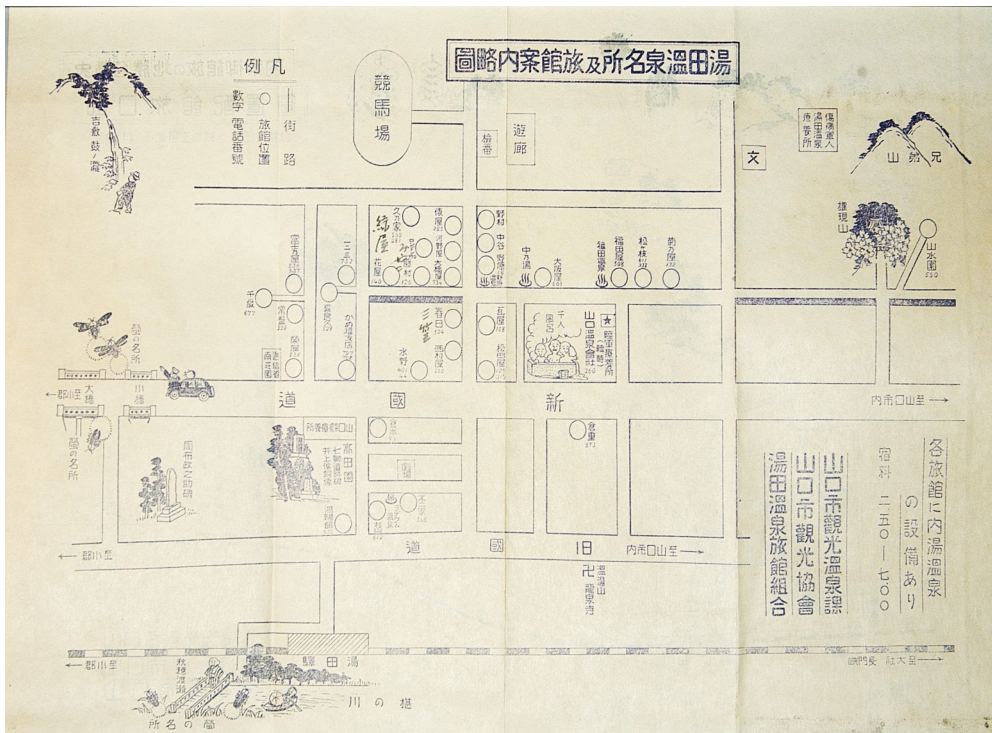
▲湯田温泉絵はがき 湯田温泉株式会社大浴場全景（雨村家文書306-2）



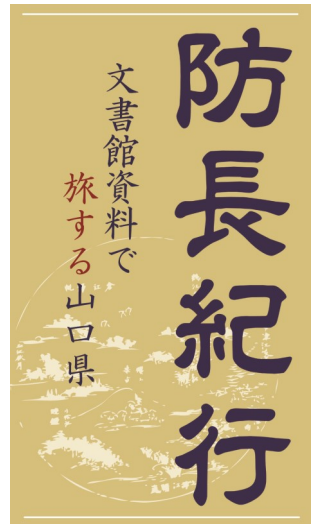
▲湯田温泉絵はがき 湯田温泉株式会社大浴場内浴槽（雨村家文書306-3）



▲山口温泉合名会社（山口温泉ホテル）設備配置図（「鉱泉一件」県庁戦前B1414）



湯田温泉名所及旅館案内図（土山家文書606）



大正～昭和初期の湯田温泉(2)

《泉源の保護と管理》

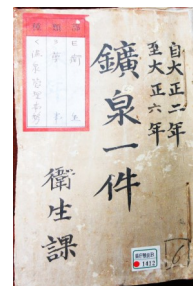
入浴客数の増加にあわせ、湯田温泉の旅館は客室や内湯の整備を進めました。昭和8年(1933)に水野旅館が内湯増設の許可を県に願い出た理由は「近時客室ノ増設並ニ団体客ノ増加ニ依リ従来ノ内湯一ヶ所ニテハ甚ダ不便多ク、殊ニ婦人客ニ対シテハ小ナル内湯設備ノ必要ニ迫ラレ出願シタル」(「鉱泉一件」県庁戦前B1414)というものでした。温泉地の旅館経営において、個人旅行から団体旅行への旅行スタイルの変化や、女性客増加への対応が重視されていたことが窺えます。

各旅館の内湯化が進むにつれて、「無尽蔵」と言われた湯田温泉の湧出量は、次第に枯渇や泉温低下が懸念されるようになりました。入浴客数が増加した大正～昭和初期は、県による泉源保護・管理が強化された時代でもありました。

大正12年(1923)に県が最初に制定した「鉱泉規則」では、鉱泉を「温泉

冷鉱泉」と定義し、鉱泉の試掘や鉱泉営業を許可制としました。その後、昭和10年の改正(山口県令第45号)で、新規穿掘は既設鉱泉より100m以上離すことや、公益上必要がある場合に県が鉱泉の湧出や揚泉の停止を命令できるよう定めました。さらに昭和12年の改正(県令第94号)では、鉱泉保護を目的とした組合の設立を認めました。

また、昭和5年には、温泉所在地の警察署に対し、年4回の湧出量・温度調査の実施を命じました。昭和8年に実施された調査では、湯田温泉について「現湧出地ヲ距離ニ依リ制限セントスルハ現湧出地余リニモ一方ニ偏倚シ居ルヲ以テ困難カト認メラレ強テ距離ニ依ラントセバ既設鉱泉ヨリ二百米位トセバ大ナル支障ナキモト認メラル」と山口署は報告しています。県内で最も多くの泉源が集中していた湯田温泉は、新規穿掘にあたり、他の温泉地よりも厳しい制限(既設鉱泉より約200mは離す)が必要とされていました。



鉱泉一件
(県庁戦前B
1412-1415)

大正期以降に県警察部衛生課所管で進められた温泉(行政用語としては「鉱泉」)の保護と管理に関する文書綴です。大正2-昭和9(1913-1934)までの4点を所蔵しています。

昭和8年に静岡県警察部から照会のあった「温泉場取締上最も困難ナル事項並之ニ対スル処置方法等」に対し、県は「山口市湯田温泉ノ如キ地下数尺ニシテ容易ニ温泉ヲ獲得シ得ベキ地域ニ於ケル温泉濫掘防止位ナリ、之ニ対シテハ鉱泉規則ニ依ルノ外、所轄山口警察署長ニ命ジスル違反行為ナキ様取締ヲ励行セシメツ、アルモ未ダ徹底ヲ欠グノ嫌アリ」と回答しており、県全体の泉源管理施策の中でも、湯田温泉の泉源「濫掘防止」は課題であったことが窺えます（「鉱泉一件」県庁戦前B1414）。

《傷痍軍人療養所の開設》

日清戦争以降、戦傷病者の療養のため、各地の温泉に陸海軍の臨時療養所が設立されるようになりました。昭和13年には、第五師団湯田臨時転地療養所が山口県電気局保健寮および山口温泉ホテルを借り上げて設置されています。一方、日中戦争の拡大を受けて、全国で10ヶ所の温泉地に軍事保護院傷痍軍人温泉療養所が開設されました。このうち、最初に開所をみたのが湯田温泉療養所です（昭和14年）。設立に至ったのは、山口市や湯田温泉関係者が熱心な誘致活動を行ったことや、市内に歩兵第四十二聯隊が駐屯していたことに加え、設置地の選定に際し軍事保護院が示した湧出量

や泉温に関する基準（供給し得る湯量が最低一昼夜650石以上、敷地内に到着した湯の温度は摂氏45度以上）に湯田温泉が適合した結果といえます。

定員75名の療養所内には各種浴場や電気治療が行える治療室、付添人用の居室や浴室なども設けられ、3495坪という広大な敷地には花壇や芝生、常緑樹が豊富に配置されていました（「傷痍軍人湯田温泉療養所建設一件」県庁戦前B3061）。大正期以降、歓楽地としての傾向が強まっていた湯田温泉にとって、傷痍軍人療養所は、兵士の傷病を癒す優れた療養地であるという「温泉報国」のイメージ戦略上の効果を期待できる存在でした。

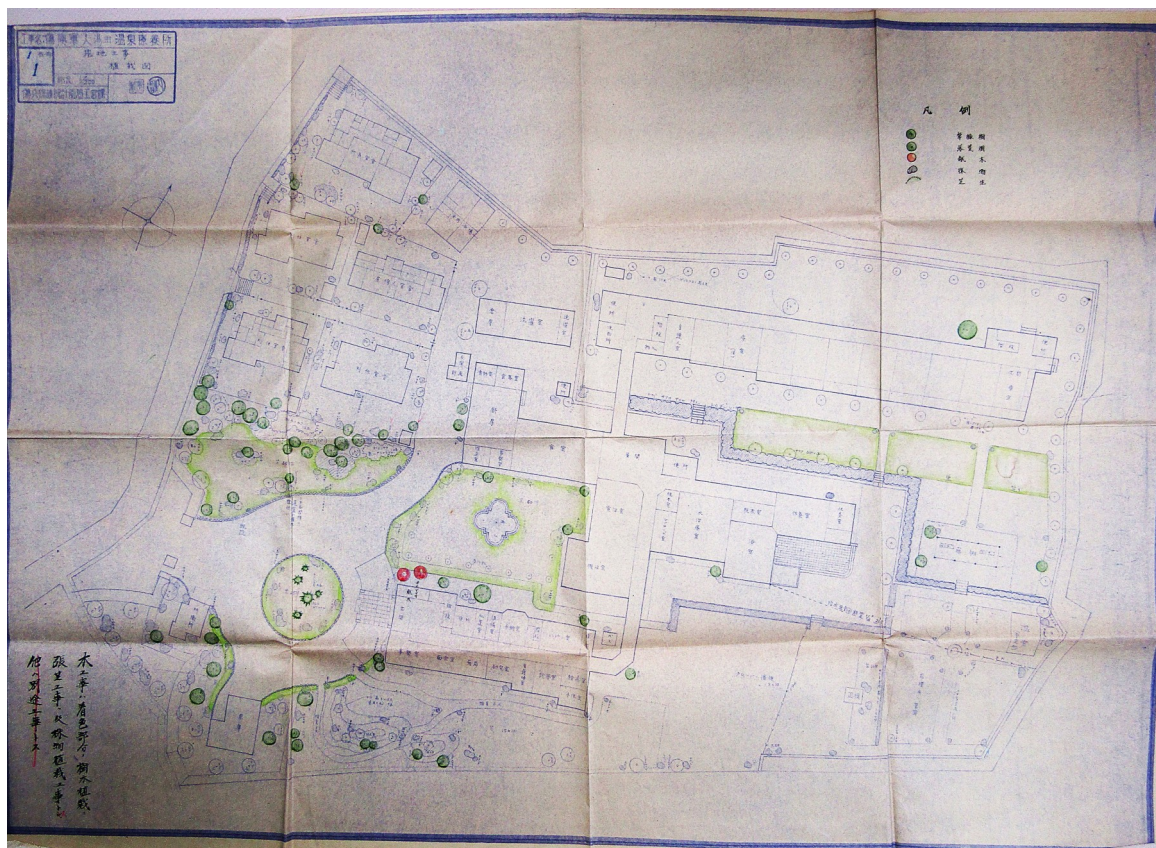
昭和19年に県健民課が作成した「湯田温泉の現状」（山口大学図書館蔵）は、湯田温泉の泉温低下の原因として、泉源の濫掘に加え、湯田温泉株式会社や第五師団臨時転地療養所による温泉使用量の増加、吉敷川の改修を挙げています。傷痍軍人療養所の開設もまた同様に影響を与えたと考えられます。

【参考文献】

笠井雅道「戦前の花巻温泉-観光開発から温泉報国へ」（『富士大学地域経済文化研究所研究年報』No.5、1997年）

関戸明子『近代ツーリズムと温泉』（ナカニヤ出版、2008年）

『山口市史 史料編 近代』（山口市、2012年）



▲傷痍軍人湯田温泉療養所平面図（「傷痍軍人湯田温泉療養所建設一件」県庁戦前B3061）



スキー案内（一般郷土史料B311）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

❄️ 16

名所 ⑩

山口県のスキー場

《観光とレジャースポーツ》

「旅先で、体を使った遊びをしてみたい」。例えば、ゴルフ、スケート、スキー、サイクリング、マリンスポーツ、海水浴、釣り、キャンプなどは、旅の目的の一つとなり、観光案内のパンフレット類には必ずと言ってよいほど、それらが楽しめる場所の情報が紹介されています。

三方を海に開かれ、カルスト台地、渓谷など豊かな自然を持つ山口県には、そのような場所が数多くあります。ここでは、ウインタースポーツの代表で、かつて「本州最南端のスキー場」のうたい文句でにぎわった県内のスキー場に関する資料を紹介します。

《山口県におけるスキーの勃興》

山口県スキー連盟が平成9年(1997)に刊行した『五十年史』によると、山口県における初のスキーは、大正14年(1925)12月のことで、嶺亮介(旧制山口高等学校講師)が十種ヶ峰で、山根一郎(後の嘉年村村長・山口県スキー連盟

顧問)が台山で実施、とされています。

その後、以下のようなスキー場が次々と開かれていきます。十種ヶ峰(大正15)、台山・伏馬山(昭和4(1929))、鉢窪(昭和6)、元山(昭和8)、船平山(昭和9)、地福・三谷・生雲・羅漢山(昭和10)、豊が原(昭和11)、地福富士・白井が原・物見岳・九鬼ヶ原(昭和12)。

スキー愛好者が次第に増え、旧制山口高等学校や嘉年小学校など、スキーを実施する学校も増えていきました。これに伴い、貸スキーの充実や、休憩小屋・売店の設置などスキー場が整備されていきました。また、スキー場へのアクセスを容易にするため、徳佐駅からスキー場まで馬ぞりが運行され、村役場や山口駅にはスキー場情報が掲示されました。さらに、国鉄山口線のスキー客の運賃を一般2割引・学生4割引のサービスや宿泊客のため民宿がオープンするなど、スキー客受け入れの環境が整えられていきました。

それらが実を結び、昭和8年1月29日には十種ヶ峰スキー場には200名、元山



十種ヶ峰元山スキーの菜
(一般郷土史料B261)

徳佐スキー倶楽部の発行で、年代は不明です。

積雪量、雪質、気温、スキー可能時期、ヒュッテや売店等の設備、宿泊所の案内、貸スキー、インストラクター、交通手段などの情報が記されています。

十種ヶ峰は頂上から1,200mの緩急に富むスロープで、初心者から上級者まで楽しむ、元山は平坦なコースで特に初心者、幼児や高齢者に最適としています。

スキー場には100名のスキー客が詰めかけ、昭和9年のシーズン中には、5,000名を超えるスキー客が十種ヶ峰スキー場を訪れました。

《広島鉄道局発行「スキー案内」》

前頁の写真は、「スキー案内」という資料で、昭和10年に広島鉄道局が発行した色鮮やかなパンフレットです。表紙には、冠雪に輝く山々を背景に、スキーウェアに身を包み、スキー板を両手に微笑むスキーヤーの姿が、中面には颯爽と滑る姿が描かれています。これらのイラストは、このパンフレットを手にした人々をスキーへと誘います。

また、中国・四国地方のスキー場について、国鉄の最寄り駅と駅からスキー場までの距離などの情報が書かれ、地図でその位置が示されています。山口県内のスキー場も十種ヶ峰周辺を中心に数多く紹介されています。

スキー場とともに県内の温泉地も地図に書き込まれています。「スキーを楽しんだ後には、冷えた体を温泉でしっかり癒してください」と言っているかのようで、観光面での相乗効果が狙われています。

《スキー割引切符の発売》

裏表紙には、スキーシーズン限定の国鉄の割引切符

発売情報が記されています。県内では三谷、生雲、地福、十種ヶ峰、台山の各スキー場が割引切符の適用を受けており、割引切符発売駅や該当スキー場への最寄り駅が示されています。案内図では、適用を受けるスキー場が赤色で着色されています。

《スキー場風景》

さらに、中国・四国地方のスキー場が写真で紹介されています。下の写真はパンフレット発行の前年、昭和9年にオープンしたばかりの船平山スキー場で、多くのスキーヤーで賑わっています。当時のグレンデの様子を窺うことができる興味深い写真です。なお、このスキー場は山口線のすぐ側に立地したことから、スキーヤー達からの強い要望により、昭和14年からは臨時駅が設置されました。



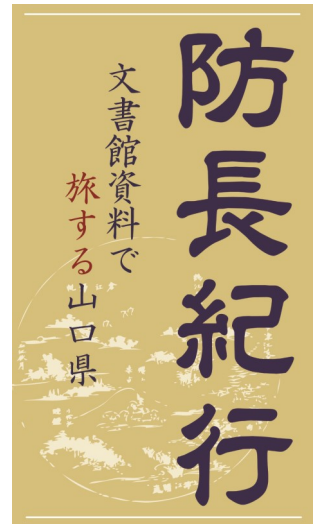
船平山スキー場(同資料)



中国・四国地方のスキー場(同資料)



八江萩名所図画（河野英男収集資料285）



いろいろな観光冊子

《冊子状の観光資料》

観光する場所を知る際に役立つのは、観光地について紹介している記事や地域を俯瞰する地図などを掲載したガイドブックです。当館は観光地や景勝地について記載した資料を多く所蔵していますが、そのなかでも冊子状になっている資料をいくつか紹介します。

上写真は、「八江萩名所図画」(河野英男収集資料285)です。縦15.7cm×横11.5cmの手のひら位のサイズで全6巻と付録が1巻あり、帙でまとめられています。著者は萩藩士木梨恒亮ですが、安政2年(1855)10月に起こった大地震により亡くなり、発刊にはあたりませんでした。後に同藩士の山縣篤蔵が補訂して明治25年(1892)11月1日に刊行しました。

萩の名所を、春夏秋冬の項目を立てて発行しており、内容は、1巻は春之部、長門国・萩・阿武郡の地名の起源について、萩城を中心として周囲の主要建物について等。2巻・3巻は夏之部、萩の南部

山治い地方。4巻・5巻は秋之部、金谷・橋本・浜崎方面。6巻は冬之部、松本・越ヶ浜方面が描かれています。附録には新明倫館・好生館・姥倉掘割について詳細に記載されています。

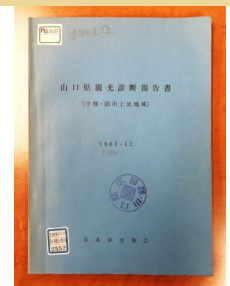
《明治の観光冊子》

「山口名勝旧蹟図誌」は、明治26年(1893)～明治27年頃に近藤清石が著した、山口県の名所や旧跡を描いた地誌です。宮川博古堂(宮川臣吉が山口中

市で営む書店)から出版され、大内氏関連をはじめとする歴史的景観や遺跡が詳細に記録・図解されており、今日では地域の歴史研究における重要な資料となっています。正篇、続篇、次篇で構成されています。



山口名勝旧蹟図誌
(吉田障堂文庫771)



山口県観光診断報告書
(宇部・錦川上流地域)
(1960年代各種団体
2552)

日本観光協会が調査員を派遣して行った観光地診断の結果をとりまとめた報告書です。診断対象の地域はいずれも工業都市であること、工業関連地区の周辺地域です。対象地域の現状からはじまり、西中国地方観光圏からみた観光ルートの策定、各地域の観光開発に対する基本的な構想、開発についての調査員からの助言が図を交えつつまとめられています。

《昭和の観光冊子》

「趣味の山口」(御園生文庫411)は、従来の「山口案内」の非芸術的表現から脱却するために、執筆刊行されました。編集は防長史談会の、御園生翁甫、小川五郎、石川卓美の3名です。内容は山口に関する民謡、写真、詩、史跡紹介、名勝由来、物語などで、巻末には山口の史跡名勝を巡覧できる行程表及び各交通機関の運賃表が掲載されています。

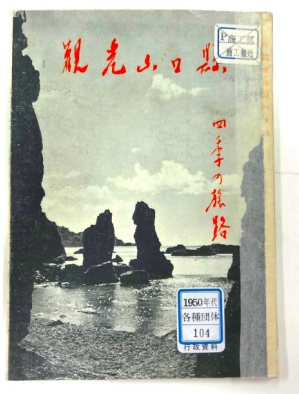


趣味の山口
(御園生文庫411)

「山口県名勝写真案内」(一般郷土史料B151)は、徳山防長少年会が編集、昭和9年(1934)2月25日に発行しました。多色刷りで表と裏の表紙に駅印があしらわれています。山口県の名勝が写真で紹介され、名勝所在地および写真掲載数は144景に及びます。写真は地域ごとに載せられており、その地域ごとに有名な商店や旅館の広告が複数頁分掲載されています。広告の多さと編集後記から、広告収入で発行されたことがうかがえます。



山口県名勝写真案内
(一般郷土史料B151)



観光山口県四季の旅路
(1950年代各種団体104)

「観光山口県四季の旅路」(1950年代各種団体104)は、県の観光事業の発展を願うとともに、観光地の紹介宣伝の一助とするために山口県議会事務局と山口県観光協会が昭和25年6月15日に編集発行しました。

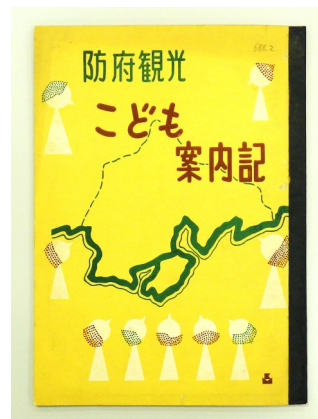
山口県の名物、山岳や温泉、伝説や歌謡等を県内の各地域ごとに紹介しています。特徴的なのは、観光バス「防長号マイクの旅」という項で、実際にバスガイドが案内しているかのように話し言葉で書かれています。巻末には昭和25年時の国指定史跡名勝天然記念物一覧、国宝一覧、国宝の中から抽出された国宝建造物一覧が掲載されています。

《風変わりな観光冊子》

「ふくと下関」(1930年代市町村61)は、亀山八幡宮の近くに「河豚の銅像」が建立されたことを機とするともに、伊藤春外套が昭和10年10月22日、小倉放送局の依頼により、「河豚を語る」と題して放送した講演が、「懇切微細を極む」のものであったことから、下関観光協会の依頼により、伊藤春外套が講演草稿に加筆修正したものです。内容は、ふぐの歴史、相場、学問的にみたふぐ、呼称の考察、関連する歴史人や文芸、毒、料理等、下関市とふぐについて様々なテーマを網羅しています。巻末にはふぐに関する俳句集が採録されています。冊子内の広告は亀の甲煎餅の江戸金や下関料理組合等、全て下関市内の店です。

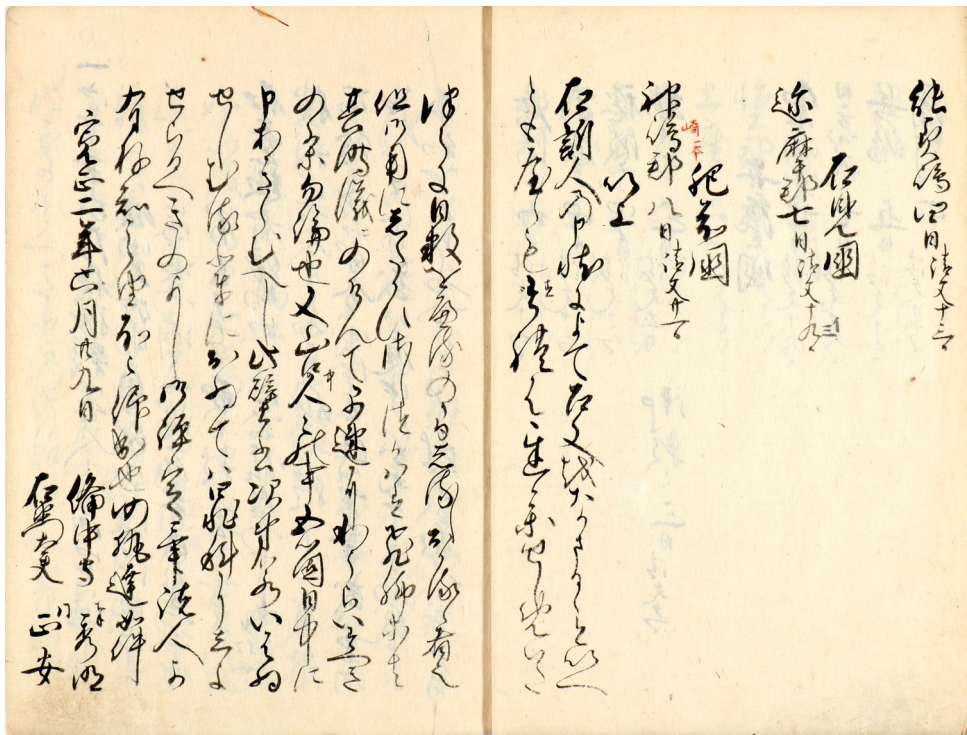


ふくと下関
(1930年代市町村61)

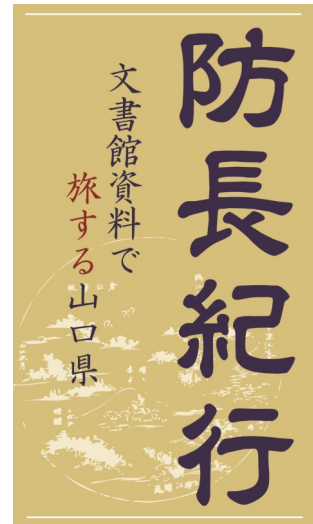


防府観光こども案内
(一般郷土史料B164)

「防府観光こども案内」(一般郷土史料B164)は、昭和30年9月に防府市観光協会が発行しました。こども向けに作られた観光冊子で、防府市の主要な観光地を紹介しています。見開き頁に防府観光案内図があり、冊子内で紹介している施設が赤字で表記されています。巻末にはメモ欄が数頁あり、書き込みができるようになっています。裏表紙には学年と名前の記入枠があり、児童生徒向けの冊子です。



大内家掟書 (近藤清石98〈28の15〉)



The road to 中世山口 ～業務報告編～

《はじめに》

「大内氏掟書」(以下、「掟書」)には、「山口より御分国中において行程日数事」と見出しをつけた法令が載せられています。これは、寛正2年(1461)における、大内氏の本拠地である山口から当時の大内氏領国(分国)までの移動日数を箇条書きにまとめたものです。

ここに記されている7国41郡は、上記の「御分国」、つまり当時の大内氏支配圏を意味しています。

郡名の下には、「〇日」と日付が書かれています。これは、山口⇄各国各郡の移動にかかる日数を示しています。

《移動日数》

山口⇄各国各郡間の行程日数については、裏面の表に記載をまとめています。これによれば、移動の最短日数は吉敷郡(現山口市)・佐波郡(現防府市)・美祢郡(現美祢市)・阿武郡(現萩・山口市)の一部の1日間とされ、反対に最長日数は肥前国神埼郡(現佐賀県神埼市・佐

賀市一部)の8日間とされます。

防長(現山口県)内での移動に限れば、おおむね7日間以内に山口までの移動を可能とさせるインフラの整備状況であったことがうかがえます。

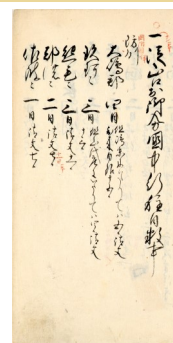
防長を離れると、行程日数はおよそ倍の時間がかかったようで、渡海を要する九州方面は、最短でも3日かかりました。

《業務報告書の提出》

さらに、この法令には、「請文」の提出日数も記載があります。「請文」とは、命令に対する報告書のことです。つまり、大内氏から業務指示を受けた各地の者たちは、ここに記載された日数内に報告をしなければならぬわけです。

行程日数と請文の提出日数をみてみましょう。たとえば、熊毛郡の場合、山口間の片道が3日、請文提出が11日とされます。つまり、往復で6日を要しますから、業務指示を受けて報告をするまでの時間は5日間であるということがわかります。

他の地域で計算してみても、微差はあ



山口までの行程日数
大内家掟書 (近藤清石98〈28の15〉)

裏面の表でまとめているように、当時の人びとは、山口を中心にして、国や郡をまたぐ場合には複数日をかけて移動しました。

「掟書」には季節や天候の但し書きはありません。猛暑であっても、豪雪であっても、人びとは定められた日数内に歩かねばならなかったのでしょうか。

りますが、おおむね請文の提出期限は、山口⇄各郡の往復日数に5~6日を足して定められていたとわかります。

《裁判の時には》

この法令の末には、裁判における出頭の日数について文章が載せられています。大内氏は、訴状が届いた場合には遅参することなく参上することを求めており、山口在住者の場合は、「五箇日中に申あきらむへし」とあって、5日以内に弁明するように定められました。

この5日以内という日数は、先ほど確認した請文提出までの日数とも符合します。加えて、大内氏は罰則規定も設けており、この定めた日数に背く者がいたならば、罪科に処すとされました。

このことから、大内氏は広域となった領国支配を滞りなく推進していくために、厳密に日数を定めて、家臣らに業

務にあたらせたことがわかります。

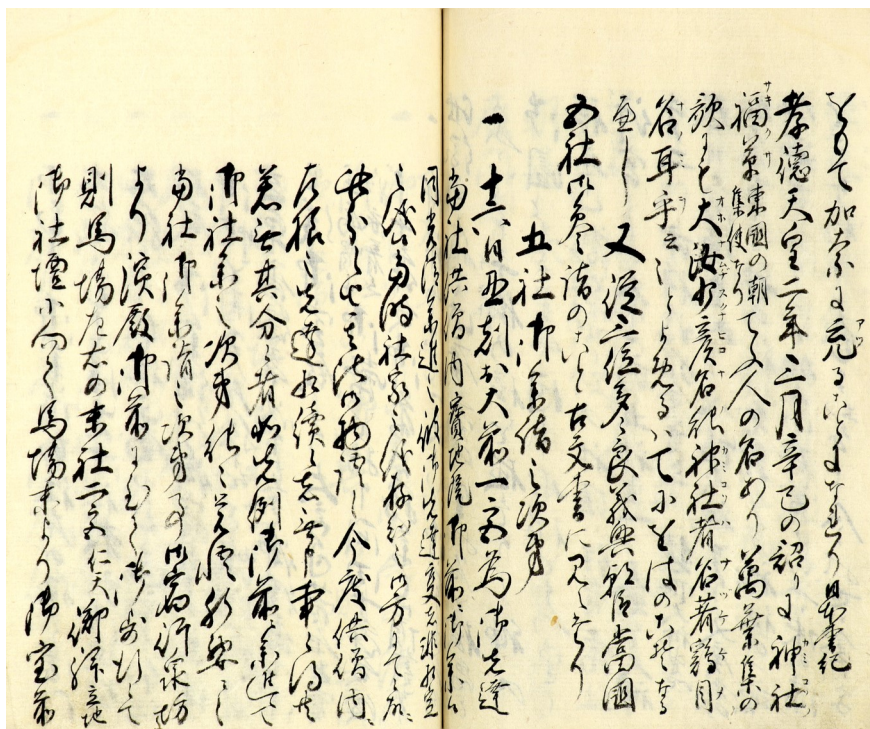
《おわりに》

今日的な感覚では、ずいぶんと移動に時間がかかるように思えます。しかし、当時は徒歩が移動手段の基本であること、道路の整備状況のこと、さらに夜間照明の有無のことなど、諸々の部分で現代とは環境が異なります。

そのため、大内氏の時代、とくに「捷書」にみえる寛正2年段階では、山口⇄各国各郡の多くは、宿泊を要するほどの距離感覚であったとみることができます。

表 寛正2年における大内氏領国と山口間の行程日数

国	郡	山口までの日数	請文の提出日数	国	郡	山口までの日数	請文の提出日数		
周防国	大島郡	4日	15日	豊前国	宇佐郡	6日	7日 (11日イ)		
	島末地域	5日	15日		上毛郡	5日	15日		
	玖珂郡	3日	13日		下毛郡	5日	15日		
	山代	4日	13日		京都郡	4日	12日 (13日イ)		
	熊毛郡	3日	11日		仲津郡	4日	13日		
	都濃郡	2日	7日 (11日イ)		築城郡	4日	13日		
	佐波郡	1日	7日		田河郡	4日	13日		
吉敷郡	1日	7日	規矩郡		3日	11日			
長門国	大津郡	2.5日	11日		筑前国	怡土郡	7日	19日	
	豊東郡	2日	9日			上座郡	6日	17日	
	豊西郡	宇賀	2.5日			11日	下座郡	6日	17日
		河棚	2.5日	11日		三笠郡	5日	15日	
		厚狭郡	2日	11日		糟屋郡	5日	15日	
	津布田	津布田	2.5日	11日		那珂郡	5日	15日	
		埴生	2.5日	11日		席田郡	5日	15日	
		豊田郡	2日	11日		嘉麻郡	4日	13日	
	神田	神田	2.5日	11日		鞍手郡	3日 (4日イ)	11日	
		阿川	2.5日	11日		御牧郡	3日	11日	
		粟野	粟野	2.5日	11日	安芸国	東西条	7日	19日
			吉田郡	2日	7日		日高島	7日	19日
	福田	福田	2日	11日	呉島		5日	15日	
		小河	2.5日	11日	蒲苺島		6日	17日	
		椿	1日	7日	能美島		4日	13日	
	阿武郡	三見	1日	7日	石見国	迦摩郡	7日	19日 (13日イ)	
		地福	1日	7日	肥前国	神埼郡	8日	21日	
		得佐	1日	7日		【備考】			
		生雲	1日	7日	本表は山口県文書館蔵「大内家捷書」(近藤清石98<28の15>)より作成した。()内のイは、資料中に示されている異本の記述を表す。				
	厚東郡	1日	7日						
美祢郡	厚保	1.5日	8日						



風土注進案 桜島村（県庁伝来旧藩記録4風土注進案220）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

* 19

移動 ②

The road to 中世山口 ～周防国五社参詣編～

《はじめに》

明応6年(1497)4月16日、時の大内氏当主大内義興は、周防国の五社参詣を実施しました。

この場合の五社とは、玉祖神社(一宮。現防府市大崎)・出雲神社(二宮。現山口市徳地)・仁壁神社(三宮。現同市三の宮)・赤田神社(四宮。現同市吉敷)・朝田神社(五宮。現同市矢原)のことです。

義興一行は、玉祖神社を始めて、順に朝田神社までの間を移動し、それぞれ参詣しました。

この参詣はわずか1日で終わることができましたが、いったいどのくらいの時間と距離を要したのでしょうか。当時の記録から確認をしてみましょう。

《玉祖神社》

丑刻(午前1～3時)、一行は、玉祖神社に到着して参詣しました。ここでは、本社および数ヶ所の末社に巡拝しました。さ

らに神楽が行われ、大内氏から玉祖神社に神馬の奉納と百疋の寄進がなされました。

《出雲神社》

巳刻(午前9～11時)、一行は出雲神社に到着しました。ここでも神馬の奉納と神楽が行われました。

《仁壁神社》

午刻(午前11～午後1時)、一行はいったん仁保に立ち寄り、ここで一献が催されました。

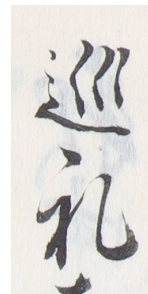
一行は、申刻(午後3～5時)に仁壁神社に着きました。ここでも、神馬の奉納と神楽が行われました。

《赤田神社》

仁壁神社と同刻に、一行は赤田神社を参詣し、神馬の奉納と神楽が行われました。

《朝田神社》

酉刻(午後5～7時)、赤田神社を離れ



巡礼の規則

大内家諸掟留書(毛利家文庫27諸家4)

「大内氏掟書」には、「巡礼者、当所之逗留可為五ヶ日、過五ヶ日者、不可許容事」という巡礼に関する法令が確認できます。

これは、大内氏が巡礼のための「当所」への滞在期間を五日以内と定めた内容で、さらに、これを過ぎるような滞在は不許可としています。

た一行は、朝田神社を参詣し、ここでも神馬の奉納と神楽が行われました。ここでは酒肴が振舞われ、義興の従者らは庭上で飲食しました。

《時間と距離》

ここまでのかかった時間を確認してみましょう。

最初の玉祖神社には午前1～3時に到着しており、つぎの出雲神社には午前9～11時に着いています。滞在と移動の時間配分ははっきりとしませんが、資料に記される時間から、出雲神社到着までには6時間ほどの時間を要したとみることができます。

出雲神社を出発した一行は、仁保を経由しています。仁保に着いたのは午前11時から午後1時の間ですから、この間の移動時間は1～2時間ほどだったとわかります。

仁壁神社に到着したのは午後3～5時とあり、仁保からの移動時間も1～2時間ほどとみられます。

赤田神社には「同刻」に到着とありますので、仁壁神社からの移動は1時間程度と考えられます。

最後の朝田神社には、午後5～7時に着いており、赤田神社から1時間弱の移動であったとみられます。

玉祖神社到着を午前1時とみて、朝田神社に午後7時到着とみると、五社参詣は約18時間におよぶ行程ということになります。

そしてその距離は、「今日路次行程及十七八里」と記されています。つまり、今回の五社参詣は約70kmの移動となりました。

《おわりに》

昔の人びとがいかに健脚であったとしても、この距離を一日で移動するにはたいへんだったようです。資料には、「各辛勞御憐察之故也」とねぎらいの言葉が載せられているように、やはり体力を消耗する旅だったといえるでしょう。

そうしたきつい行程であったからか、一行は疲労と達成感を共有し、「上和下睦之砌万民之快樂、可謂此節者乎」（上の者が平和であれば下の者も睦まじくなり、万民は幸せに暮らすことができるようになるというが、こういうことをいうのだろう）と感想までしたためられました。

旅が終わって、この文書を記す4月19日までに、北部九州をめぐる大内氏と争っていた少弐政資とその一類が退治された旨の報告が大内氏に届けられました。大内氏はこれを「一段神慮感応」と、さっそく参詣の効果が表れたと大いに喜びました。

今回の義興の五社参詣は、義興の信仰心に基いて行われたと同時に、義興が家督を相続して約2年後と間もない時期であったことから、新当主のお披露目の機会として国内主要五社をめぐるというパレード的な側面もあったものとも考えられます。

実際、この参詣をみるために民衆が群集したとされているので、大内氏は、五社参詣をお忍び的に計画・実施せず、領国に新大内氏当主である義興の存在を印象付けることをねらったものとみられます。

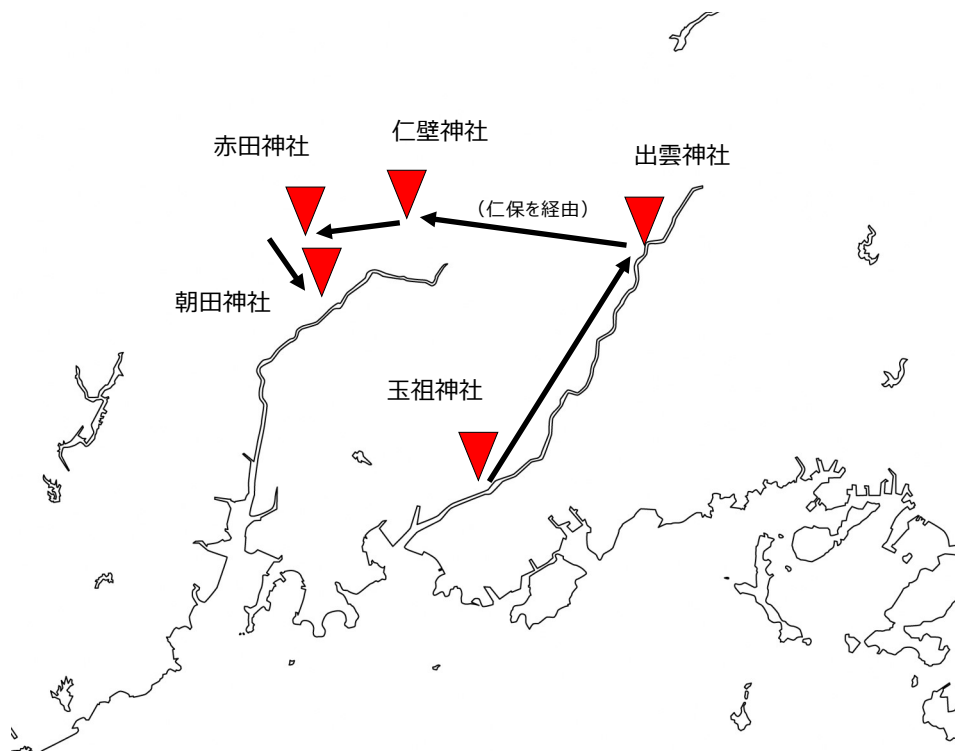
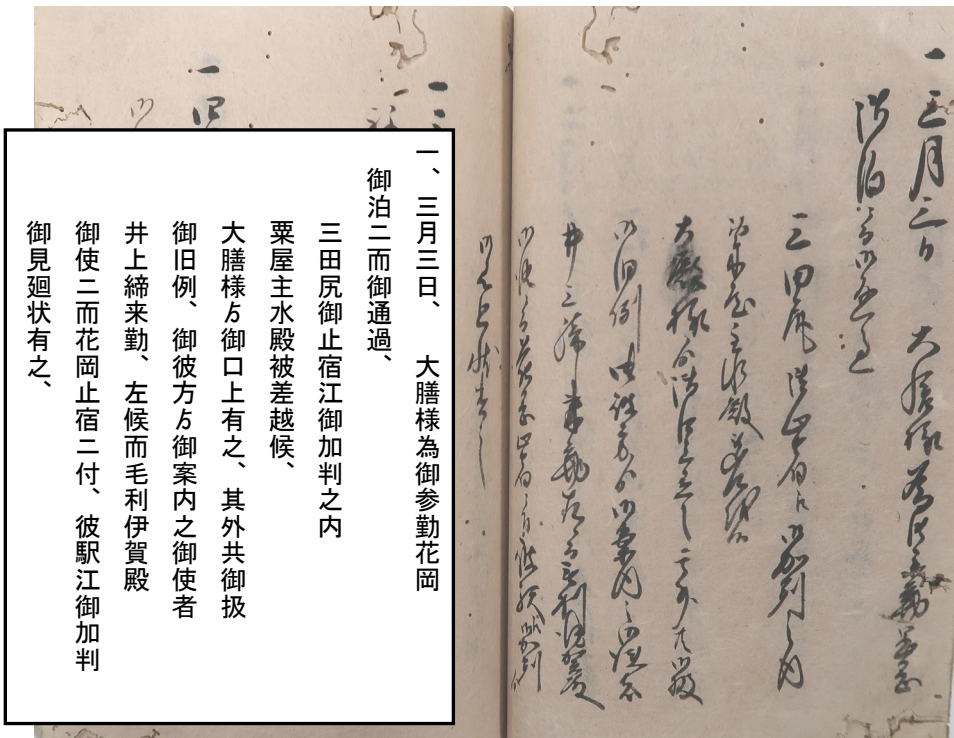


図 大内義興の五社参詣ルート



移動 ③



一、三月三日、大膳様為御参勤花岡御泊二而御通過、
 三田尻御止宿江御加判之内
 粟屋主水殿被差越候、
 大膳様方御口上有之、其外共御扱御旧例、御彼方御案内之御使者井上締来勤、左候而毛利伊賀殿御使二而花岡止宿二付、彼駅江御加判御見廻状有之、

御通過録（徳山毛利家文庫 寺社町方22）

徳山を行き交う人々と徳山藩(1)

《徳山藩領と山陽道》

江戸時代、萩藩の支藩として約4万石を領した徳山藩。その領内には、陸路の大動脈である山陽道が東西に貫いています。その街道には、藩主居館のあった徳山をはじめ、福川(以上、現周南市)、富海(現防府市)などには宿場があり、人々はしばしの休憩をとったり、宿を求めたりしたのでした。

そうした人々の中には、九州の諸大名や、長崎奉行などの幕府役人(幕吏)なども含まれます。ここでは、それらの人々と、それを送り、迎える徳山藩の様相を紹介します。

《文化2年の例》

ここでは、文化2年(1805)の例を見えます。

徳山毛利家文庫「御通過録」(右コラム参照)によれば、14の事例が記録されています。その事例は裏面の表に一覧化しています。No.1の熊本藩主、No.5の福岡藩主、No.9の鹿児島藩主といった、九州屈

指の大大名が、江戸へ向かう参勤、あるいは国元へ下る下向の途次に、徳山藩領で休泊している様子が窺えます。No.4は萩9代藩主毛利斉房です。彼は参勤のため、3月3日朝に三田尻(現防府市)を出立し花岡(現下松市)へ向かう途中、徳山藩領を通過したのでした。このほか、No.3は肥前国平戸(現長崎県)藩主の嫡子、No.5は肥前国佐賀(現佐賀県)藩主の嫡子、No.6は肥前国島原(現長崎県)藩主、No.10は肥前国唐津(現佐賀県)藩主、No.12は豊前國中津(現大分県)藩主といった、九州の小・中規模大名の名が見えます。

これに加えて、目付である遠山金四郎(No.2・7)、や長崎奉行(No.13・14)といった、幕府の役人たちが徳山藩領を通過しているようです。彼らは、用務により江戸から長崎へ向かったり、奉行として任地に赴いたりしたのでした。ここで出てくる「遠山金四郎」は、有名な人物の実父です。

これらの人々に、徳山藩はどのような対応をしたのか見ていくことにしましょう。



「御通過録」
 (徳山毛利家文庫 寺社町方22~24)

徳山毛利家文庫「寺社町方」に含まれる「御通過録」は、山陽道を往来する大名や幕府役人に対して、徳山藩がどのような対応をしたかを記した記録です。上図左上から時計回りに、寛政6年(1794)~文政4年(1821)、文政5年~嘉永6年(1853)、嘉永7年~文久3年(1863)の3冊が伝存します。

例えば、No.9の薩摩藩9代藩主島津齊宣(なりのぶ)は、4月25日、領国薩摩国(現鹿児島県)へ向かう途中、福川町に宿泊するため、徳山藩領を通過しています(詳細はシートNo.21)。

この時徳山藩では、町奉行の岡部伊右衛門を派遣すると共に、「火廻り役」(火事をはじめとする宿所の警衛を行う役人)を福川町に送り、安心して宿泊できるよう手配しています。

文化2年の例において、このような使者が派遣された事例は、No.9のほか、No.1・2、No.4～No.10、No.13・14です。最も厚礼なのはやはり本家である萩藩主に対するものです。毛利齊房は徳山藩領には宿泊し

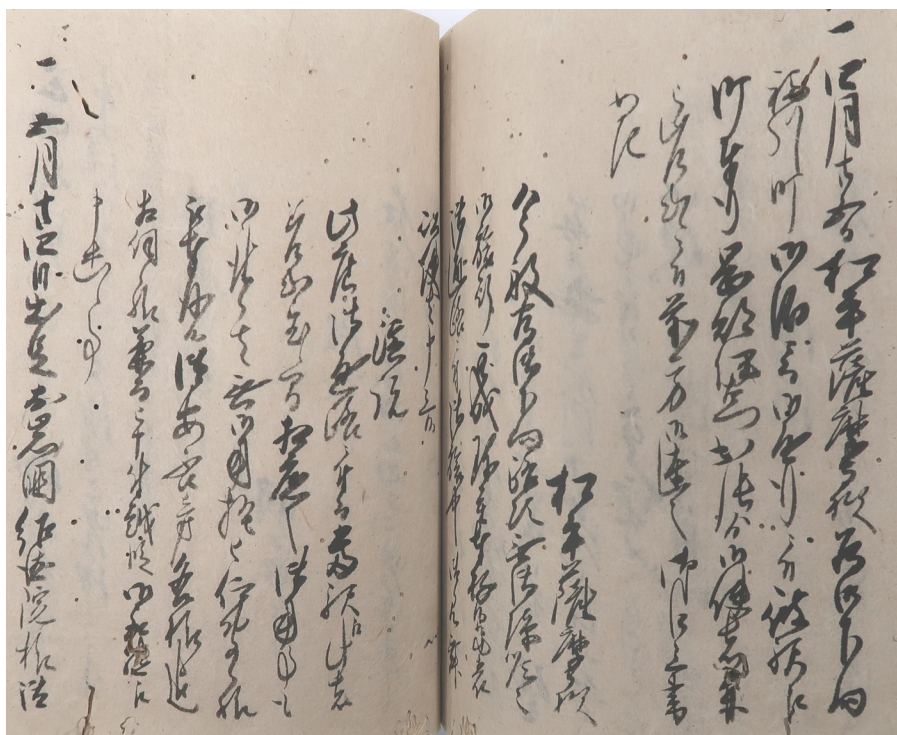
ないにもかかわらず、彼に対しては、前日の宿泊地である三田尻へ徳山藩加判衆のひとりである栗屋主水が出向いたのに加えて、次の宿泊地である花岡に、齊房に随行していた毛利伊賀に対して、徳山藩加判衆から見舞いの書状が送られています(表面参照)。

また、特徴的なのは、No.2・7・8・13・14のような、幕府役人(目付や長崎奉行)への対応です。大名とは異なり、使者が進物(蕨粉)を携えています。

一方で、No.3、No.11・12は対応がありません。No.12の奥平氏への対応がない理由はわかりませんが、No.3と11は、大名本人ではない(その子息)であるために、薄礼の対応にとどまったのではないかと今のところは推測しています。

【表】「御通過録」文化2年に見える大名・幕府役人

No.	月日	人物	理由	行動	対応
1	2. 1	細川越中守(熊本藩主)	参勤	前夜福川町泊	当町西の下馬所へ町奉行岡部伊右衛門出張
2	2. -	御目付遠山金四郎(幕吏)	長崎出役	上関着船	使者中嶋喜作、蕨粉1捲進物
3	2. 晦	松浦壱岐守嫡子肥前守(平戸藩主嫡子)	参勤	花岡泊のため通過	対応なし
4	3. 3	毛利大膳大夫(萩藩主)	参勤	花岡泊のため通過	三田尻止宿へ加判栗屋主水派遣 その他旧例通り 御案内使者井上締来勤
5	3. 28	松平左衛門佐(佐賀藩嫡子)	参勤	福川町泊	当町西の下馬所へ町奉行岡部伊右衛門出張
6	4. 1	松平主殿頭(島原藩主)	下向	福川町休み	対応なし 客屋取次役として町奉行岡部伊右衛門差出 御案内使者渡辺伴大夫来勤
7	4. 6	御目付遠山金四郎	帰府	福川町休み	福川へ使者羽仁伝蔵派遣(葛粉1捲進上) 御用頼のため町奉行岡部伊右衛門出張
8	4. 7	長崎奉行成瀬因幡守(幕吏)	帰府	福川町休み	福川へ使者栗屋勇派遣(蕨粉1捲進上) 対応を前例とおり
9	4. 25	松平薩摩守(薩摩藩主)	下向	福川町泊の	福川へ町奉行岡部伊右衛門派遣 その他火廻り役など派遣
10	5. 12	水野左近将監(唐津藩主)	参勤	福川町泊	当町西の下馬所へ町奉行岡部伊右衛門出張
11	5. 15	細川越中守二男長岡職五郎	御下	福川町泊	御扱向一切なし
12	閏8・17	奥平大膳大夫(中津藩主)	下向	花岡泊、17日富海休のため通過	御扱向一切なし
13	9. 25	長崎奉行成瀬因幡守(幕吏)	長崎出役	福川休み	福川へ使者井上彦太郎派遣(蕨粉1捲進上) 御先取合等諸事旧例
14	10. 20	長崎奉行肥田豊後守(幕吏)	帰府	福川町休み	福川へ使者飯田代次郎(蕨粉1捲進上) 御先見合等諸事旧例



御使者口上録（徳山藩毛利家文庫 外礼方60）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

＊21

移動 ④

徳山を行き交う人々と徳山藩(2)

《島津斉宣の事例》

シートNo.20でも出てきた、薩摩藩主島津斉宣への対応を、徳山にあった記録所の目を通して、具体的に見ていきましょう。参照する資料は、徳山毛利家文庫記録所日記606です。

4月21日、徳山藩の記録所に、島津斉宣が、24日に花岡で休息の後、福川町で宿泊すること、その対応として、先例に基づき、宿泊地へ町奉行が使者として出向くこと、また現地で薩摩藩との取次役も派遣すること、の3点の情報がもたらされました。

これを受けて、翌22日、記録所は当役方に対し、使者の口上書を作成・提出すると共に、関係各所へ対応の指示を出すよう依頼します。この時の口上書は、上の画像のとおりです。斉宣に対しては、道中の無事と領内通過の見舞いを述べ、家臣には、何かあった際には遠慮なく派遣している徳山藩士に申し出るよう伝えていきます。儀礼的かもしれませんが、移動中の薩

摩藩士にとって、少し安心ができたことでしょう。

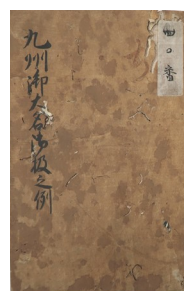
23日は目まぐるしく状況が変化します。

24日が斉宣の福川到着と聞いていたので、当日の取次役の当番であった熊谷四郎左衛門に福川出張が、その代役には、粟屋幸次郎が当たるよう命じられました。また出張する熊谷に随行する人員の差配についても当役方に依頼しています。

そうした最中、斉宣の福川到着は25日に変更との報が入ります。途中の川が増水し渡河できなかったため、予定よりも遅れが生じたようです。そのため、熊谷の福川出張を取り消し、後任には岩崎平三郎が命じられました。

斉宣到着前日の24日も、慌ただしい1日でした。福川への出張予定であった岩崎が体調不良を訴えたため、代わりに玉井右源太へ命じています。

肝心の25日における対応の様子をこの日記からは直接窺えません。しかし、6月3日、薩摩藩家老衆から徳山藩家老衆に



「九州御大名御扱之例」
(徳山毛利家文庫 外礼方52)

九州の諸大名に対する対応を調査した記録です。この記録は、徳山藩の政治の注進にあった「御蔵本」の組織のひとつ「上御用所」に含まれる「外礼方」という、幕府や本家(萩藩)関係、その他諸藩等との関係を司る部署が所蔵していたようです。徳山毛利家文庫には、同じものが3部、時代が異なるものが1部伝存します。

対して、礼状が届いています。その文面から、齊宣は徳山の対応に満足し、何事もなく福川での一夜を過ごし、鹿児島へ旅立ったことがわかります(下図参照)。

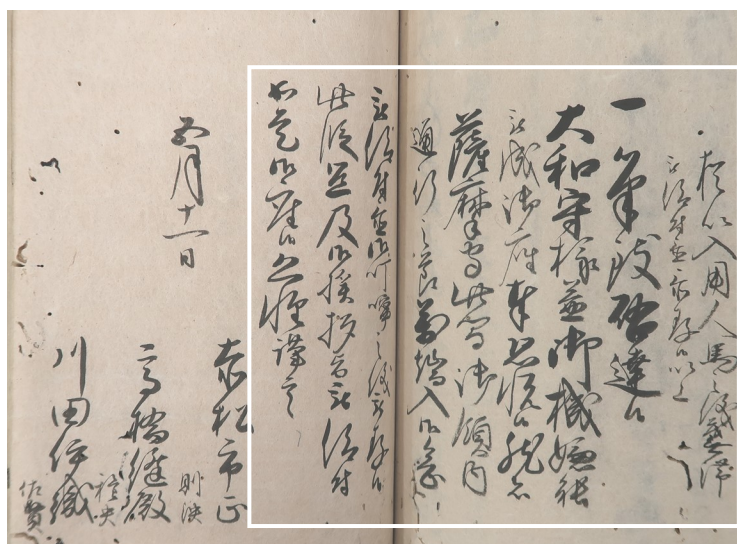
《大名への対応》

ここでは、大名が徳山藩領を通過、休泊する事前の対応について見てみましょう。

「九州御大名御扱之例」(徳山毛利家文庫 外礼方52)は、今回取り上げた文化2年(1805)より前、天明4年(1784)から同8年までの5ヶ年間の記録を探索し、寛政元年(1789)にまとめたものです(表面コラム参照)。ここからは一つの定型があったことが窺えます。列記すると、大名が領内を通過・休泊する前に、①領内の往還筋を

清掃する指示をすること、②領内の「一刀」が先払いをすること、③惣門の下番に中間2人を充てること、④徳山町の検断2人が先払いに出ること、⑤大名の休泊する客屋へ使者と取次役を、通い式台番に「名字持」を、玄関番に中間を、それぞれ差し出すこと、⑥大名の休泊地へ人馬払が先導を兼ねて差し出すこと、の6点です。②の「一刀」の詳細は不明ですが、類似の記録ではこの部分を「地町之役人」とあるので、地方や町方の役人を指すものと考えられます。また④は、徳山町通過時の対応です。大名は山陽道を移動することから、その途中にあって、藩主の居館(居城)のある徳山での対応は、別にあったことが窺えます。

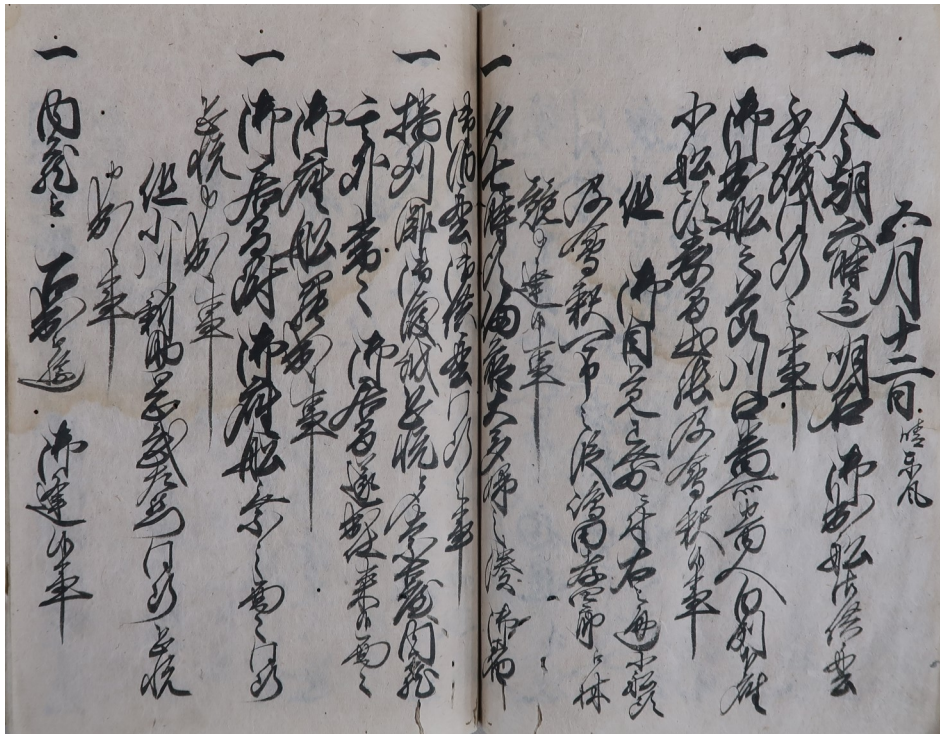
こうした基本的な対応に加え、徳山藩と相手藩との親疎関係を踏まえて、対応が変わっていったようです。



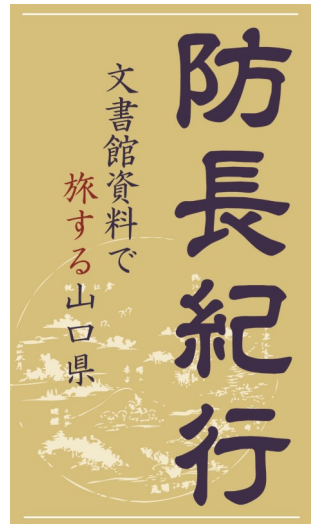
猶以入人馬之儀茂無滞
被仰付置、忝存候、以上、
一筆致啓達候、
大和守様益御機嫌能
被成御座奉恐悦候、然者
薩摩守此間御領内
通行之節、万端入御念
被仰付置、御叮嚀之儀被存候、
此段宣及御挨拶旨被仰付
如是御座候、恐惶謹言、

▲薩摩藩家老衆からの礼状の写。画面にはありませんが、徳山藩家老衆へ宛てたものです。文意は、大和守(毛利広鎮)の安泰を喜び、また薩摩守(島津齊宣)が徳山藩領通過に際しての気遣いに謝意を表したものです。

【表面翻刻】
一、四月廿五日、松平薩摩守様為御下向福川町御泊二而御通行二付、彼馭江町奉行岡部伊右衛門出張方御使者兼被差出候二付、前方御達之御口上書如左、
松平薩摩守様
今般為御下向路次無御障順々御旅行可被成珍重奉存候、当表御通路二付、御旅中御見舞以使者申上候、
演説
此度御通路二付而、当馭江此者差出置候間、相応之御用事も御座候者、無御用捨被仰聞候様被奉存候、御安否旁各様迄相伺候様兼而被申付越段御取継江申述候事、



御下向海陸路日記（徳山毛利家文庫 道中日記140）



徳山藩主の海路下向(1)

《毛利広鎮、徳山へ》

文化11年(1814)4月17日、幕府老中から翌日の江戸城への登城を命じる書面が徳山藩江戸屋敷に届いたことから、翌18日、徳山藩8代藩主毛利広鎮(ひろしげ)は、登城します。江戸城黒書院へ通された広鎮に対して、幕府は徳山への下向を許す旨伝達しました(徳山毛利家文庫 記録所日記678 文化11年4月17日、同18日条)。

2日後の4月20日、広鎮は江戸を出立、徳山へ向けた旅が始まります。その旅程は裏面のとおりで、中山道を一旦北上し、倉賀野(現群馬県)から進路を西にとって、伏見(現京都府)へと向かいました(5月5日到着)。

これまでであれば、この後は淀川を下って大坂(現大阪府)に至り、今度は山陽道(中国路)を通して徳山へと向かうのですが、この年は大坂から海路、徳山に向かうのでした。この時の様相を記録した「御下向海陸路日記」(徳山毛利家文庫 道中

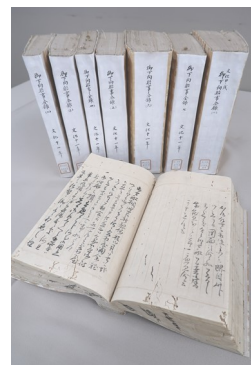
日記140)によれば、海路の利用は「百余年も御中絶」(5月4日条)とあって、久しぶりの実行だったのでした。

広鎮は伏見で休憩を取った後、淀川を下って大坂に至り、5月6日に網島で待機していた御座船に乗り換えます。天候の関係で、大坂から離れたのは5月10日、以後瀬戸内海を西へと向かったのでした。

5月15日には宮之洲(現下松市)に着岸したものの、悪天候で16日も待機、天候が回復しなかったことから、17日には陸路で徳山に到着しました。なお、上の画像は5月12日、明石(現兵庫県)を出発した際の記事です。

《作られる記録》

「百余年も御中絶」とありますので、徳山藩主が参勤交代に海路を使ったのは、藩が再興する享保4年(1719)以降にはなく、藩が一時断絶する正徳6年(1716)より前ということになります。藩の断絶により、記録類は相当数散逸したものと推測され、先例の調査は難航を極めたことで



御下向船事全録
(徳山毛利家文庫 道中日記197~204)

文化11年の藩主による海路下向にあたり、後年の参考となる事項をまとめたものです。全8冊。作成者の小川新助は、当役座筆者役、御蔵本記録役などを歴任しています。記録作成に精通した彼の実績と、海路下向の御用掛という立場から、充実した記録が作成されたと言えるでしょう。

しょう。

そこで、文化11年の海路下向にあたっては、今後に備えるため、様々な記録が作成されました。

「御下向船事全録」(徳山毛利家文庫 道中日記 197～204)は、兩人役であった小川新助が作成した記録です(表面コラム参照)。小川はこのたびの海路下向の「御用掛」を拝命し、その実務を司った人物です。そうした立場から、後年に必要な情報をとりまとめたと考えられます。内容は、1巻から4巻が各種指令、5巻と6巻が江戸や大坂からの書簡集、7巻が先例を集めたもので、徳山藩主のみならず、藩主子女の海路利用事例、また九州の大名の状況、8巻が各種会計報告で、前年の文化9

年の陸路下向と、文化13年の海路下向の支払いも比較のために記録されています。こうしたことから、この記録は文化11年の海路下向から完成までに数年を要したものと推測されます。

〔御船令之記〕(徳山毛利家文庫 船手6)は、文化11年3月1日から12月22日までに出された指令をまとめたものです。船を使うことによって新たに生じた船員への待遇、提灯や蠟燭の定めなどが載ります。また、藩主出立前に江戸で出された指令なども附記されています。

こうした文字による記録に加え、図示された記録(シート No.23参照)も作成されています。後年の参考となるよう多くの記録をしっかりと作成・遺すことで、将来に備えたことが窺えるのです。

【表】御下向海陸路日記にみえる文化11年の徳山藩主下向の宿泊地

月日	泊地	月日	泊地
4月20日	大宮	5月5日	(川船船中泊)
4月21日	熊谷	5月6日	(網島繫留船中泊)
4月22日	倉賀野	5月7日	(網島繫留船中泊)
4月23日	軽井沢	5月8日	(網島繫留船中泊)
4月24日	芦田	5月9日	(網島繫留船中泊)
4月25日	下諏訪	5月10日	見穂木
4月26日	奈良井	5月11日	明石
4月27日	須原	5月12日	備前大多婦
4月28日	中津川	5月13日	備前下津井
4月29日	御嶽	5月14日	芸州志波浦
5月1日	加納	5月15日	宮之洲
5月2日	柏原	5月16日	宮之洲
5月3日	武佐	5月17日	徳山着
5月4日	大津		

五月十二日 晴 東風

一、今朝六時過明石 御出船、御供船
不残同断之事、

一、御出船之節、川口番所番人白洲下座、
小船頭表間出張及会釈候事、

但、御目覚已前二付、右之通小船頭
及会釈可申之段嶋田孝四郎江林
競申達候事、

一、夕七時頃、備前大多婦之湊 御着、
御泊船、御供船同断之事、

一、播州灘御渡越恐悦とシテ、奈古屋内蔵
其外常々 御居間遂出仕来候面々、
御座船罷出候事、

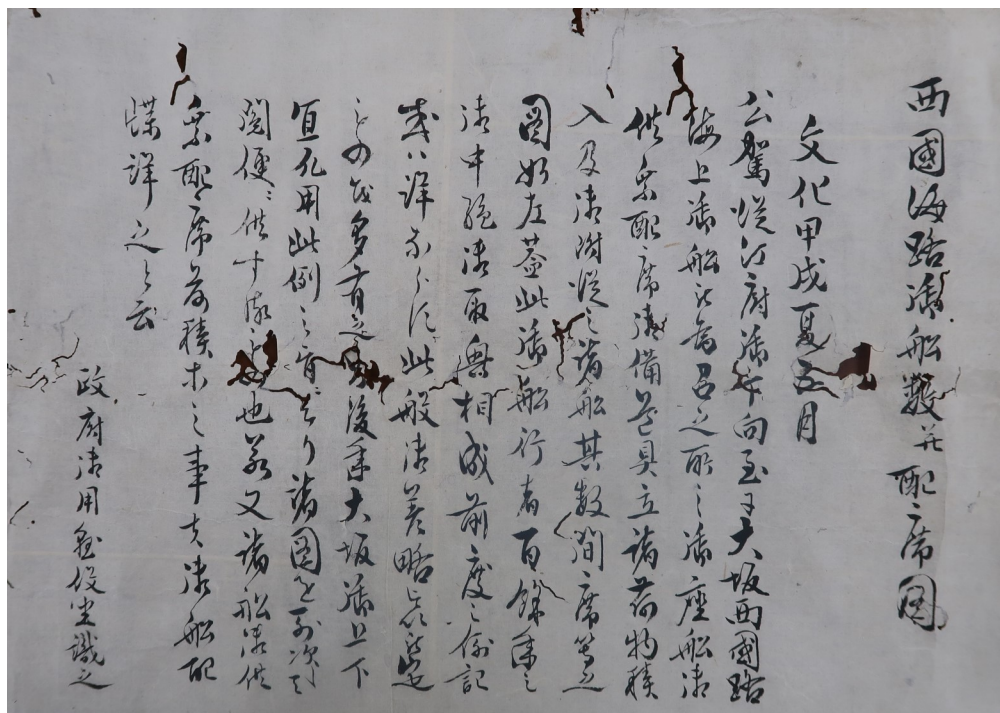
一、御居間附 御座船乗之面々同断、
恐悦申出候事、

但、小川新助・岡武左衛門同断、恐悦
申出候事、

一、内蔵被 召出、被遊 御逢候事、

【表面翻刻】

※「船」は全て「船」としてきます



西国海路御船数并配席図（徳山毛利家文庫 絵図 164）

移動 ⑥

徳山藩主の海路下向(2)

《西国海路御船数并配席図》

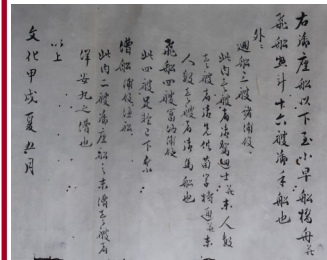
徳山毛利家文庫のシリーズのひとつである「絵図」の中に、「西国海路御船数并配席図」という資料があります(請求番号164)。幅27.8cm、長さ約16.5mの巻物で、これをひも解いて見ると、上の画像にある文章が冒頭に記されています(翻刻は裏面)。これによれば、文化11年(1814)夏、藩主が江戸から徳山に下向する際、大坂から海路を進む御座船(藩主乗船用の船)などを図示したものとあります。つまり、徳山藩第8代藩主毛利広鎮の海路下向で使用された船の図と言えます。そしてこの図は、今後、瀬戸内海を藩主が船で移動する際の参考とするものだ、とも言っています。文字だけではなく、図でも記録を遺す姿勢は、100余年ぶりに海路の利用を復活させるにあたり、過去の記録の探索に苦勞した人々の実感から出てきたものと言えます。

この資料には、まず「御座船大鵬丸御屋形并惣席図」が示されます(裏面)。これは船内の間取りを示した図で、藩主の

「御座間」などが描かれています。また、「板戸」や「障子」といった仕切りが色分けされています。この船には、御船奉行や大船頭・小船頭なども同乗していました。

この後には、御座船の「矢倉図」、「夜寝図」(船を上から見た図)、「簀板下荷積図」(米や味噌といった食料品や薪などの燃料の保管スペース)、が続き、御座船の外部はもちろん、内部構造の概要も窺えます。時には、上部構造がわかるような付箋も見えます。

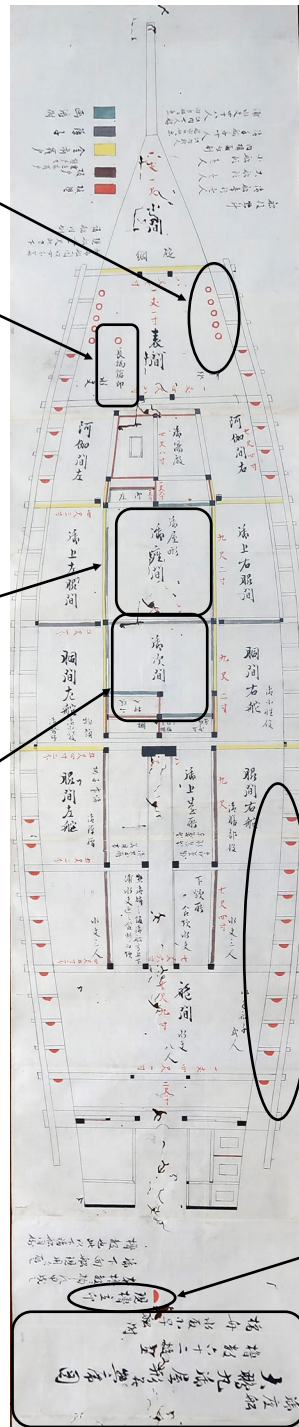
御座船のほかには、「御通船」など、「御座船」に随行した諸船の図が続きます。これらについては御座船よりも簡便な描かれ方で、内部の間取りや各区画のサイズが記されています。



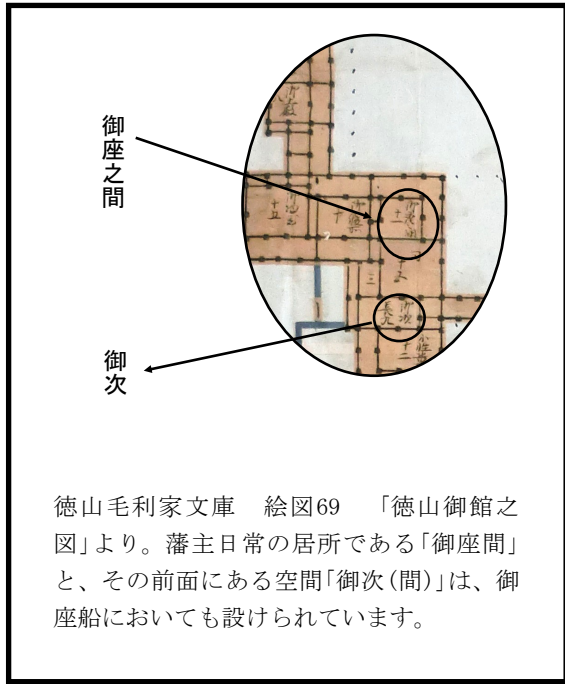
西国海路御船数并配席
(徳山毛利家文庫 絵図164)

上の画像は、この軸物の最後に書かれているものです。文化11年の海路下向に際し、御座船以下16艘が「御手船」とあります。そのほか、廻船3艘、飛船4艘、漕船2艘が従ったとあります。これらの船に身分や役割に応じて分乗したのでした。

赤丸は長柄鑓を並べたことを表しています



赤い半円は檣の位置を表しています



徳山毛利家文庫 絵図69 「徳山御館之図」より。藩主日常の居所である「御座間」と、その前面にある空間「御次(間)」は、御座船においても設けられています。

西国海路御船数并配席図
文化甲戌夏五月、
公駕從江府御下向至に大坂、西国路
海上御船被為召之所之御座船・御
供乗配席、御備道具立、諸荷物積
入及御附從之諸船其数間席等之
図如左、蓋此御船行者百余年之
御中絶御取興相成、前度之例記
或ハ詳ならず、此般御差略を以被定
もの茂多有之間、後年大坂御上下
宜凡用此例之旨ニより、諸図を例次して
閱便ニ供するもの也、若又諸船御供
乗配席・荷物等之事者、御船配
牒詳之と云、
政府御用懸役座識之

【表面翻刻】

御座船
大鵬丸御屋形并惣席図
檣数六十二艇立
附
橋船 水取小早船



防長島々絵図（県庁伝来旧藩記録169）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

* 24

移動 ⑦

藩政時代の島々をめぐる絵図

《「防長島々絵図」とは》

「防長島々絵図」は萩藩が作成したもので、防長海上に浮かぶ島々を描いた彩色絵図です。石見・長門国境に位置する阿武郡田万村(現萩市下田万)沖の伊島に始まり、日本海、響灘の島を描いた後、下関を回って瀬戸内の島へと進み、安芸・周防国境、岩国沖の甲島で終わります。支藩領の島も描かれています。ただし、萩沖の見島、大島郡の屋代島はこの絵図には描かれていません。

折本形態で、閉じた状態での大きさは縦27.5cm、横14.5cm、厚さは2.0cm。1丁開いた状態での幅は29cmです。全部で63丁あり、すべて展開した場合は、18.3mにも及びます。

奥書には「以上、嶋数百五十八ヶ所、内、長州六十二ヶ嶋・防州九十六ヶ嶋」とありますが、絵図で実際に数えてみると、長門国内71島、周防国内101島、計172島が描かれています。郡別では、島数の多い順に、大島47、阿武30、大津

25、都濃21、豊浦16、吉敷13、玖珂8、佐波5、熊毛4、厚狭1、ほかに阿武・大津郡境1(三見・通沖の壁島)、長門・周防境1(鍋島)です。

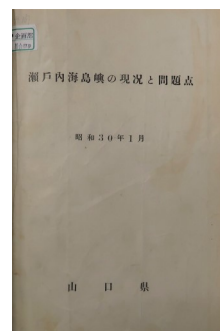
《絵図に記される島の情報》

各島には、①東西南北の距離、②陸地からの距離、有人島であれば、③家数、④田畠石高、⑤寺、神社、御堂の有無が記されています。島の説明として、「岩山(岩)」「松山(小松山)」「松茅山」「木山」「茅山」「草山」「柴山」「竹山」「雑木山」「野山」「篠山」などの表現があります。阿武郡木与村(現阿武町)沖の野島、萩沖の大島、相島は「隼ノ巢所有之」と記されており、また、都濃郡下松西市沖の古島には「島内二水池有之」とあり、島内に池らしきものが描かれています。

簡潔ながら、各島の特長、島で手に入る資源など、島の有用性に関する情報が盛り込まれている点が注目されます。

《絵図にみえる有人島》

図に描かれた有人島は32あります。もっ



全国・山口県の島数

国土地理院によれば全国の島数は14,125、このうち本土を除く離島が14,120、有人島が417、無人島が13,704です(国土地理院HP)。山口県内の有人離島は、橋でつながる角島を含め22島です(県中山間・地域振興課HP)。上掲写真は昭和30年山口県編『瀬戸内海島嶼の現況と問題点』(行政資料50総務85)。

とも家数が多いのが青海島(現長門市)の250軒、以下100軒以上が住む島は、平郡島(現柳井市)190軒、長島(現上関町)184軒、彦島(現下関市)124軒、角島(同)100軒です。一方、家数10軒以下の島には、大島郡立島2軒、都濃郡竹島3軒、豊浦郡小通島が5軒、阿武郡尾島7軒、都濃郡杵島9軒があります。

《作成時期と経緯》

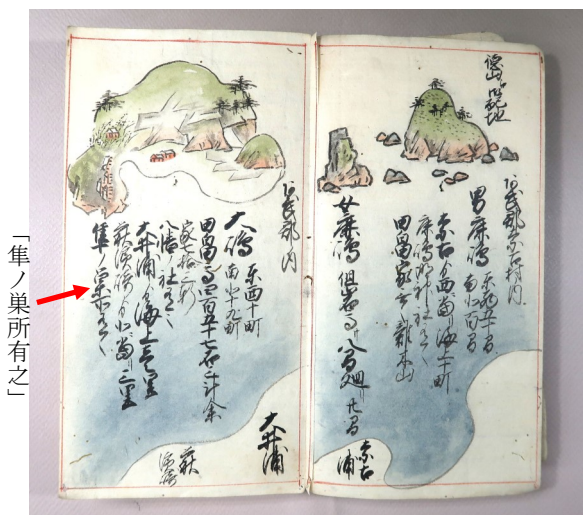
絵図はいつ作成されたものでしょう。明和元年(1764)作成の萩藩絵図方の所蔵品目録(9諸省40<17の6))の中に、貞享元年(1684)作成の「島々図折本」がみえており、これにつき絵図方は次のように説明しています。

「3代藩主毛利吉就様が御国廻り(貞享元年9~10月)を終えられた後、当職毛利市正様に『防長両国内の嶋々絵図を作成するように』と命じられ、これを受け毛利市正様から代官中へ指示が下り、各宰判から(島々絵

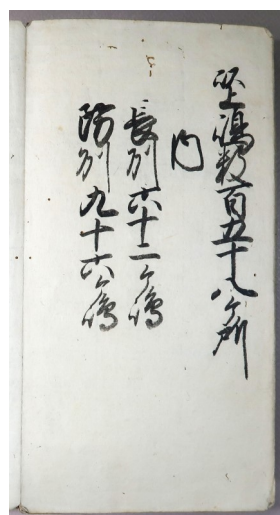
図の)下書が提出され、これを絵図方で折本に仕立て、上程したものの控です。」

現在残る「防長島々絵図」は、ここにみえる絵図方作成の「島々図折本」にあたるようです(山田稔「萩藩絵図方関係年表(図版編)」『山口県文書館研究紀要』第39号)。絵図に各島の詳細な情報が盛り込まれていることも、代官の指示で地元から提出された「下書」を元に作成されたとすれば納得できます。この絵図は、18世紀中期の地誌「地下上申」より約半世紀早い、17世紀後期の島々の様子を示す資料なのです。ただし、吉就がこの絵図を求めた理由は不明で、これは今後の検討課題です。

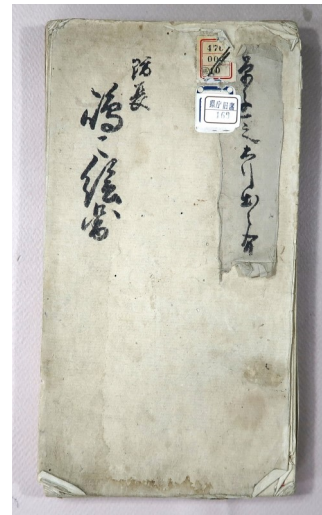
なお絵図中には、正徳元年(1711)6月、5代藩主吉元が、大島郡内の祝島・牛島・佐郷島・馬島・八島に関し、上関代官へ追加情報の提出を求めたことが追記されています。絵図作成後も藩主により活用されていたようです。



大井浦沖の大島(左)と奈古沖の男女鹿島(右)



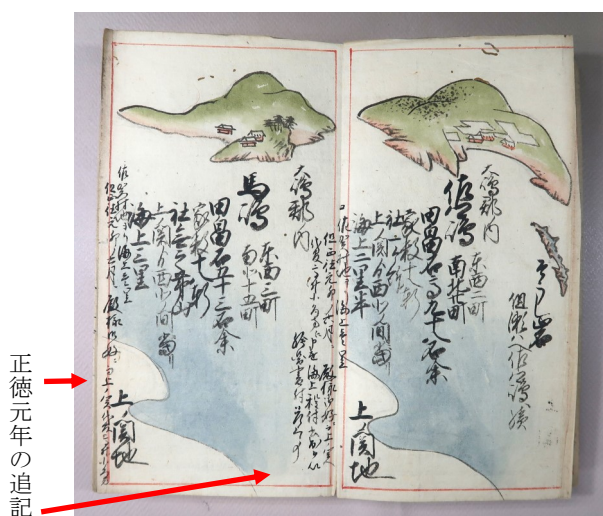
奥書



表紙

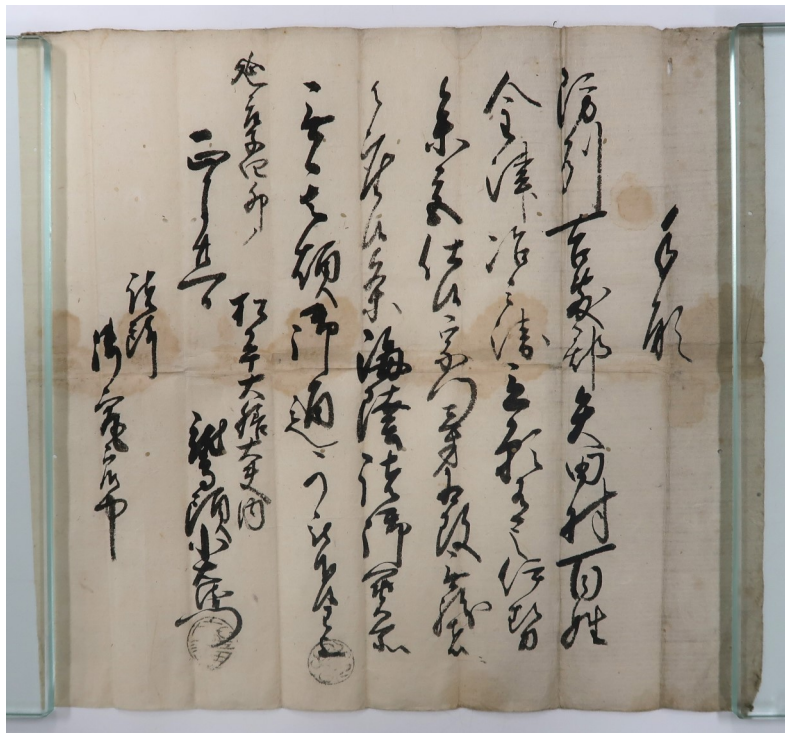


六蓮島(左)と蓋井島(右)

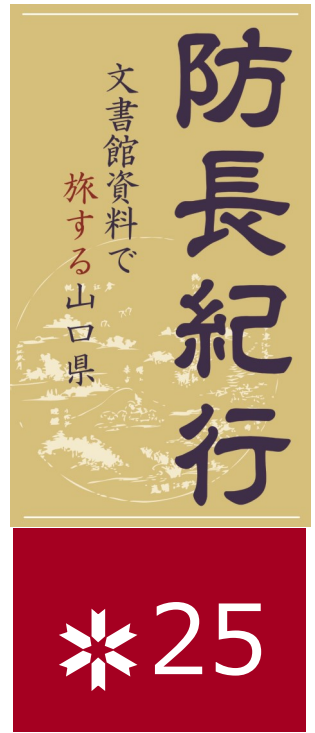


正徳元年の追記

馬島(左)と佐郷島(右)



【史料1】往来手形 延享4年(1747) (金津家文書400)



萩藩領の往来手形（1）

《萩藩のルール》

江戸時代、17世紀後期～18世紀前期になると、百姓・町人ら庶民もさかんに寺社参詣や物見遊山の旅に出るようになりました。その際、身元を証明する往来手形の携帯が必要でした。

萩藩では、17世紀中期、2代藩主毛利綱広の時代に定められ、「萩藩の憲法」とも称される「万治制法」の中に、他国行の「手形」に関する規定がみえています。万治3年(1660)9月14日付け毛利綱広条々(『山口県史』近世史料編2・三-281)、および同4年2月9日付け萩藩加判衆連署覚(前同298)がそれに該当します。これらの中に、町人・百姓が他国へ出る際には藩が発給した「手形」が必要と定めた条文があります。

特に後者の条文では、他国へ行く場合、その理由、行先、期間を示し、町方は町年寄、在方は庄屋らが奥書した書類を藩に提出し、問題が無ければ「都合人」(代官・町奉行の意)から「手形」を出し出

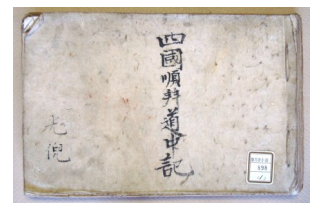
国させると定めています。萩藩の場合、他国行きの「手形」は代官・町奉行の発給が原則でした。

ただし、国境近くの百姓や商人が諸用や商売で国境を越える場合、その度に藩の許可を得ると手間がかかるので、庄屋らが承知し、本人の請状を取り、後日庄屋から藩に報告する形でもよいとされていました(寛文元年8月「奉候候事」二十八冊御書付6(『山口県史料 近世編法制上』))。

《藩が発給した往来手形》

シート冒頭にあげた史料1は、延享4年(1747)に山口代官鷲頭小右衛門が吉敷郡矢田村(現山口市)の百姓金津治兵衛に発給した往来手形です。治兵衛が伊勢参宮の旅に出ること、宗旨に問題ない(キリシタンではない)者なので、関所通行を許可してほしい旨が記されています。この往来手形は、当館所蔵するものの中で最も古いものです。

史料2は、明治元年(1868)、山口代



当館所蔵の
江戸時代の旅日記

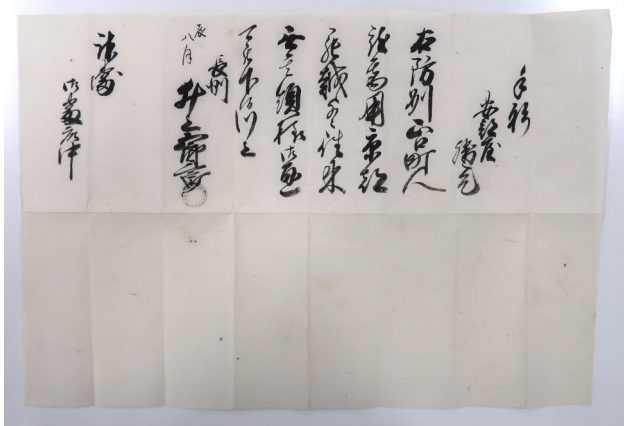
当館が所蔵する諸家文書の中には、文化2年(1805)の山口町人安部家の奥州旅日記、文政5年(1822)の柳井津町小田家の四国旅日記など、江戸時代、防長各地の百姓・町人が記した旅日記が多数残されています。当館主催の古文書講座のテキストとしたものもあり、その成果物(釈文)9件をウェブサイトに掲載しています(上掲写真は柳井市金屋小田家文書898)。

官が山口町人安部屋勝之允へ発給したものです。商用で京都に行くに際して発給された往来手形です。史料1の往来手形が縦紙形式であるのに対し、史料2は折紙形式です。代官発給の往来手形でも形式はさまざまなものがあつたようです。

商用などで短期間、領内を移動する場合には、史料3、4のような、簡単な証明書が藩から発給される場合もありました。この2通は山口町奉行所が発給したものです。史料上では「往来手形」と区別して、「提札」と表記されています。

手形
防州吉敷郡矢田村百姓
金津治兵衛立願有之伊勢
参宮仕候、宗門旁相改無紛者
御座候条、海陸諸御関所
無其煩御通可被下候、已上
延享四卯ノ 松平大膳大夫内
正月廿一日 鷺頭小右衛門 ㊦
諸所
御衆中

【史料1】(釈文)



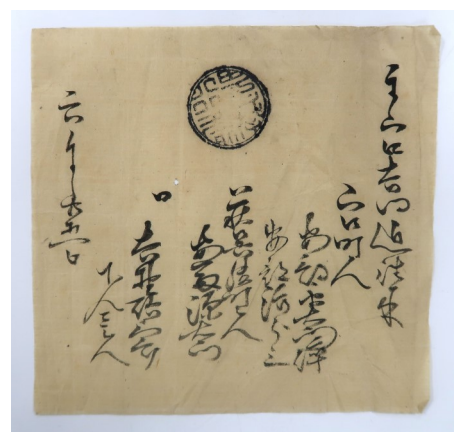
手形
安部屋
勝之允
右防州山口町人
就商用京都
罷越候条、往来
無其煩様御通
可被下候、以上
辰八月 長州 井上五郎三郎 ㊦
諸處
御番衆中

【史料2】安部家文書537



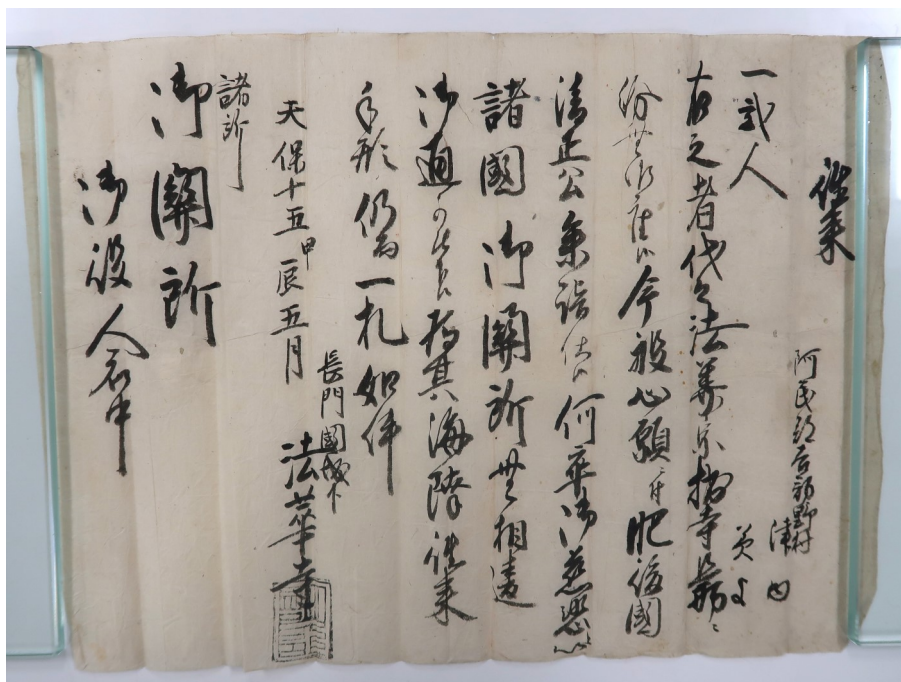
山口町人
安部次郎藏
下男壱人
山口
町奉行處 ㊦
卯正月十四日

【史料3】(安部家文書538)



自山口吉田迄往来
山口町人
安部平右衛門倅
安部治郎三
萩呉服町々人
安富源右衛門
同
吉野啓三郎
下人壱人
六月廿五日

【史料4】(同左)



文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

* 26

【史料1】 往来手形（木村家文書152）

移動 ⑨

萩藩領の往来手形（2）

《旦那寺が発給した往来手形》

当館に残る萩藩領の往来手形のうち、数が多いのは、旦那寺が発給したものです。檀家が他村へ転居や寄留する際、寺が寺請証文（宗旨送状）を発給することから、この制度が準用され、往来手形も発給するようになったと考えられます。

史料1は天保15年(1844)、萩の法華寺が阿武郡吉部野村(吉部村の誤りか)のつゆ・みよに発給したものです。2名の身元証明(居所、檀家)、旅の目的を記し、関所通行の許可を依頼する内容です。

一方、同じ法華寺が文久3年(1863)に発給した史料2(裏面)の場合、身元証明、旅の目的のほか、一宿の提供など旅行中の加護を依頼する文言があります。さらに、本人病死の場合、地域の作法に従い埋葬されて構わないこと、処置後その旨を連絡してほしいことが記されています。

史料3(裏面)、文化4年(1807)に佐波郡真尾村(現防府市)の普明寺が発給した往来手形にも、病死の際には地域

の作法に従い埋葬されて構わないとありますが、この手形では、その後の連絡も不要と記しています。こうした文言のある往来手形は「捨往来」とも呼ばれます。

《庄屋が発給した往来手形》

史料4は、宝暦7年(1757)、阿武郡江崎村(現萩市江崎)の庄屋が、同村なお等4名が四国巡礼に出るに際し発給した往来手形です。身元証明、旅の目的、諸国通行の許可依頼からなる基本的な形式です。

史料5は、慶応2年(1866)、前山代宰判の鹿野上村(現周南市鹿野)庄屋が、同村の勝間田家下男が諸用で4日間徳山領富田・福川へ行くにあたり発給した簡略な往来手形(「提札」)です。国境近くの百姓・商人の場合、庄屋が了承し、本人の請書提出があれば、諸用や商売のために他国へ出ることが認められていました(シートNo.25参照)。この原則を準用し、他国に出向くための往来手形を庄屋が発給するケースもあったようです。

広島城下の医師の往来手形

小野家は、江戸時代、奥阿武宰判江崎村(現萩市江崎)に居を構え、庄屋や浦年寄を務めた家です。同家伝来文書に、天保6年広島城下の医師杏庵に発給された往来手形2通が残っています。

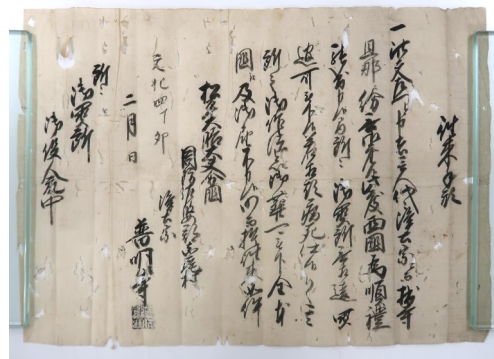
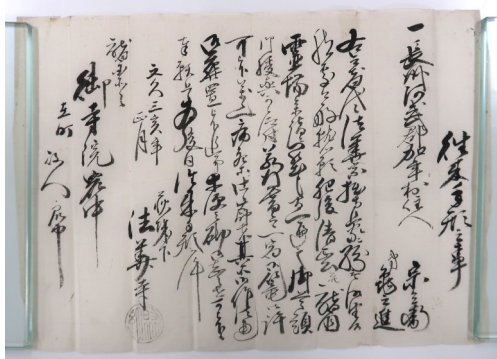
1通は旦那寺、1通は広島町の大年寄が発給したものです。手形には、彼が長崎まで医業修行に向かうとあります。彼の手形が江崎浦に残された理由は不明です(小野家文書424)。

《往来手形と藩》

藩上層部は、旦那寺や庄屋が発給する他国行の往来手形は原則から外れるものと考えていました。享保7年(1722)藩重職である当職は、代官宛ての通知の中で、寺発給の往来手形で百姓らが旅に出ることを「甚不謂事」(はなはだけしからんことだ)と批判しています(「二十八冊御書付」4<『山口県史料 近世編法制上』>)。一方、百姓・町人からすると、藩に往来手形を発給してもらう形だと手間がかかって面倒なため(「支配方相願候儀、事六かしく相心得」)、旦那寺に往来手形を発給してもらうことが多かったようです。この状況は以後も続き、藩上層

部は文政9年(1826)にも寺による往来手形発給を問題視する通知を出しています(「御書付其外後規要集」20<『山口県史料 近世編法制下』>)。

とはいえ、多くの百姓・町人が旅に出ようとする中で、代官・町奉行がそのすべてを吟味し、往来手形を発給することは業務負担となります。藩は17世紀後期から、庄屋も不承知のまま百姓が伊勢参宮などのことを「抜け参り」として問題視しています。原則を言い立てる藩上層とは異なり、現場に向き合う代官らは、百姓らが「抜け参り」するより庄屋や旦那寺発給の往来手形でも所持させた方がよいと考え、その発給を黙認する面があったのではないのでしょうか。

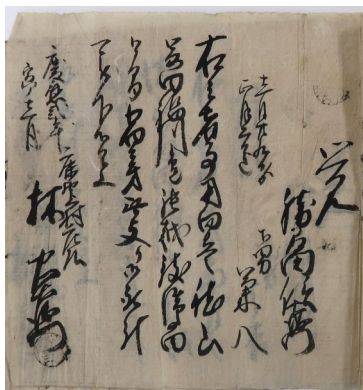
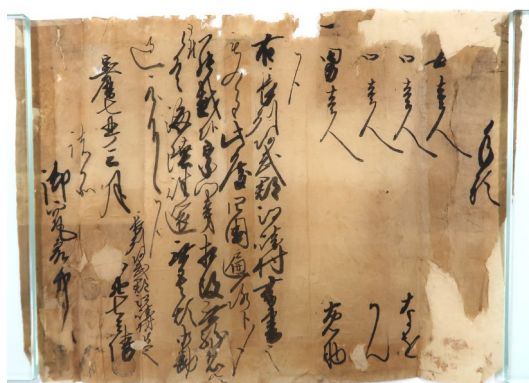


往来手形之事
 一長州阿武郡加年村住人 宗兵衛 弟亀之進
 右之者代々法華宗拙寺且家二紛無御座候、然處今般就心願肥後清正公并諸国霊場参詣二罷出申候間、一返之御首題御授与可被仰付、若行暮之一宿御籠御許可被下、万一病死等仕候節者其所御作法通御葬置被下、追而幸便之砌御しらせ可被下候奉願上候、為後日往来手形如件
 萩城下 法華寺 ⑨
 文久三亥年正月
 諸国所々 御寺院衆中 在町役人衆中

往来手形
 一此文左衛門と申者老人、代々浄土宗二而拙寺旦那二紛無御座候、此度西国為巡礼罷出申候間、所々御関所無相違間過可被下候、若相煩病死仕候ハ、其所之御作法を以御葬可被下、全本国江及御届不申候、仍而捨往来如件
 松平大膳大夫分国 周防佐婆郡真尾村 浄土宗 普明寺 ⑩
 文化四丁卯 二月日
 所々 御関所 御役人衆中

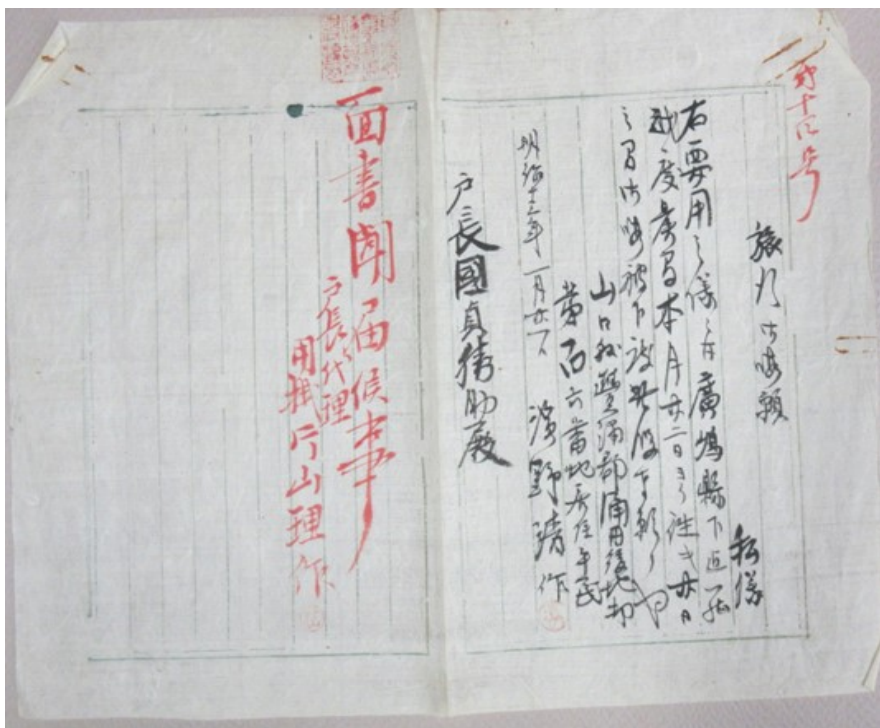
【史料2】(木村家文書153)

【史料3】(尾崎家文書9)



左:【史料4】(小野家文書426)

右:【史料5】(勝間田家文書910)



旅行御暇願（片山家文書〈下関市豊浦〉1339）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

＊27

移動 ⑩

明治初期山口県の旅の手続き

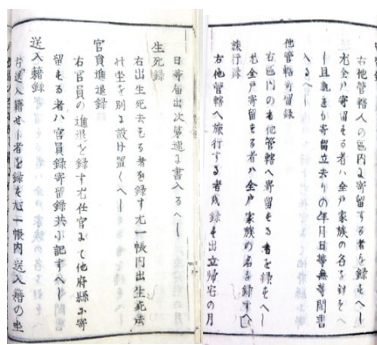
《戸籍法と旅の手続き》

明治時代に入り、旅に必要な手続きは江戸時代と比べて大きく変化しました。明治2年(1869)に関所は全廃となり、解説シート25・26で示されたような往来手形も不要となりました。しかし、ただちに事前の手続きなく国内を自由に移動できるようになったわけではありませんでした。明治4年4月に公布された戸籍法は、旅行など短期間(90日以上は「寄留」扱い)の移動に際しては、①戸長役場に届け出ること、②「鑑札」(氏名・住所など旅行者の身元を示す情報を記載したもの)の携帯、③「鑑札」不携帯者の止宿禁止、を定めました。

《旅行届の提出》

戸籍法公布の翌年、山口県は、人々の「出生死去出入等」を遺漏なく把握するため、戸籍簿とは別に、旅行録ほか寄留録・他管轄寄留録・生死録・官員進退録・送入籍録の6種の記録簿を戸長役場に常備し、それぞれの届出内容を記

録するよう「戸籍仕立并加除規則」を定めました(県庁戦前A総務1988)。旅行録については、「他管轄へ旅行する者を録す、出立帰宅の月日等届出次第速に書入るへし」と記載されています。旅行に際しては、出発前に行き先・用件・出発日・帰宅予定日を戸長役場に届け出る必要があり、戸長役場も遺漏がないよう「速に」所定の記録簿に記録するよう、正確な管理が求められていました。



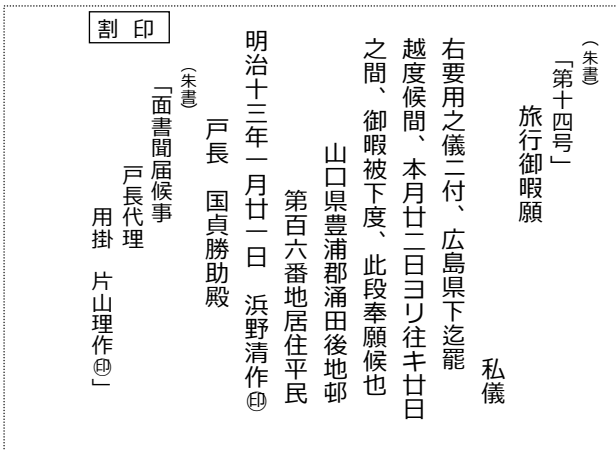
▲戸籍仕立并加除規則 (明治5年/県庁戦前A総務1988)



寄留旅行雛形鑑札
〔太政官日誌24 明治四年〕
明治期政府布達類21)

戸籍法の制定当時に政府が示した「鑑札」の雛形です。縦2寸5分(約7.5cm)×横1寸8分(約5.4cm)のサイズで、表面には旅行者の氏名・族籍・職業を記載し、裏面には府藩県庁の焼印が押される仕様となっていました。

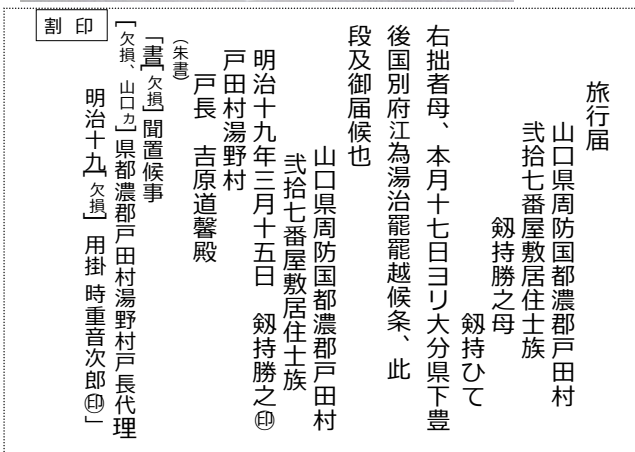
当館所蔵の旅行届(名称は様々、ここでは「旅行届」で統一)のひとつが冒頭の写真「旅行御暇願」です。下記のように、明治13年(1880)に豊浦郡涌田後地村(現下関市)の住民が、旅行先は広島県下、目的は「要用」、旅行出発日は1月22日、旅行期間は20日間という内容の文書を、出発前日に戸長に提出しています。こうした旅行届は、本来、戸長役場文書として伝来する文書ですが、これは戸長代理として受理した片山家で保存されたため、当館の諸家文書に含まれています。



次の資料は、明治19年、都濃郡戸田村(現周南市)の住民が、母の旅行について提出したものです。戸主以外が旅行する場合の旅行届は、その家の戸主が提出しました。旅行先は大分県の別府、目的は湯治とあり、別府温泉に出かけたものとみられます。旅行期間の記載がないことから、届出制度の緩みが窺えます。



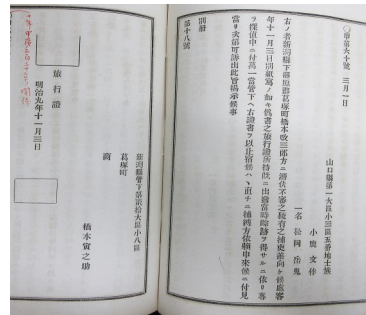
旅行届
◀(明治19年) 剣持家文書497



山口県が届出廃止を決定した正確な時期は不明ですが、同年に内務省が改めて示した戸籍法第五則の届出内容に旅行が含まれていなかった(内務省令第19号)ことと整合します。

《「旅行証」の発行》

戸籍法で定められた「鑑札」の発行や旅宿での提示義務は、同法公布の約3か月後に早くも廃止となりましたが、以降も引き続き府県によっては「鑑札」に代替する証書類(「旅行証」など)の発行が行われました。山口県もそのひとつです。「山口県布達達書」には、そうした証書類の取扱いをめぐる布達が多数みられ、紛失した際には届出が必要であったことが分かります(明治11年県布達甲第219号など)。次の資料は偽の「旅行証」を所持している者の通報を指示する布達です。「右証書ヲ以止宿」とあるように、明治10年時点でも、旅宿利用の際には「旅行証」の確認が行われていたことが分かります(同年県布達甲第60号)。

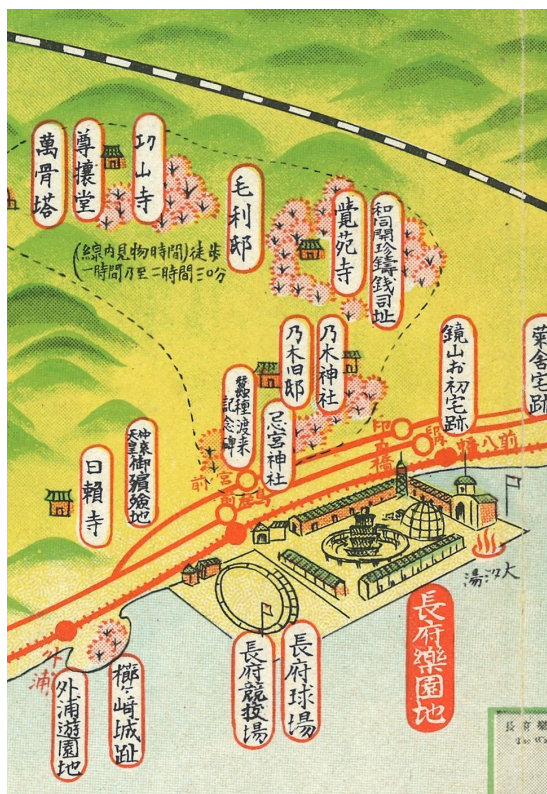


山口県布達達書 明治一〇年
(明治期山口県布達類27) (類題)

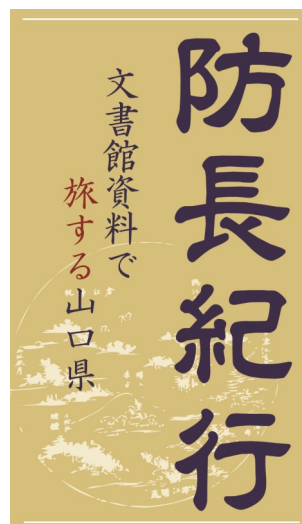
『岩国市史 史料編三-二 近代現代』(2004年)には明治11年の「旅行証」が2点収録されており、第二大区第六小区(現岩国市)の戸長役場が発給した旅行証は縦17.5cm×横24.1cmのサイズであったことが示されています。県内で証書類が発行された年代の下限を確定できませんが、明治17年に至っても吉敷郡平井村黒川村戸長役場は発行していました(『山口市史 史料編近代』2012年)。

明治政府が「鑑札」の発行義務を撤回した翌年、京都府は政府に対し、「往来券」所持の義務化を提言しています。その理由のひとつは、旅行中の病気など非常時への対応でした(「自儘ニ他方へ罷出病氣或ハ変死等之事アランニ他所ニ何等之者トモ何処住所ノ者トモ不相分、管轄之地方へ掛合ハ素ヨリ速ニ親類縁者ニ通達之道モ絶果処置方如何不相成哉」/参考文献の福島正夫編著p339)。明治期、旅行中に人々が携帯した証書類には、解説シートNo.26で紹介されたような、病死の際の対応に関する文言はありません。しかし、旅行者の不測の事態への対応を担った地方行政機関にとって、人々の移動やを管理する制度や身元を把握し得る証書類は必要性が高かったと考えられます。

【参考文献】
福島正夫編『「家」制度の研究 資料篇Ⅱ』(東京大学出版会、1962年)
奥須磨子「明治前半期・旅の法制的環境」(『東西南北』2015、2015年)
中川未来「近代移行期における人の国内移動管理と四国遍路」(『部落問題研究』235、2020年)



山陽電軌沿線案内（戸島家文書1〈27の26〉）



「つなぐ」「めぐる」鉄道と観光

《「鉄道沿線案内」の世界》

観光や旅行が庶民の生活文化のひとつのジャンルとして定着したのは、大正から昭和にかけてのこととされます。経済的な閉塞状況に覆われていたとされる当時の時代相を思い浮かべるならば、「観光」や「旅行」のブームに浸ることができたのはごく一部の国民層であったようにも思われます。しかし、鉄道網の拡充に象徴される交通の近代化が、観光や旅行といった明るい時代の雰囲気をもたらしたことは事実です。

鉄道の延伸にあわせて、鉄道会社は経営を安定させるために、さまざまな集客戦略を張りめぐらせました。鉄道各社の「沿線案内」には、そのような戦略が見え隠れしますが、あわせて、鉄道を歓迎した地域の熱狂ぶりも感じ取ることができます。「沿線案内」は、当時のトレンドであった鳥瞰図風の沿線ガイドMAPに案内文が添えられ、横長の折れ本、ハンディサイズで発行されました。「景勝地を体感する、神社仏閣や史跡名勝をめぐる、湯に浸かる、舌鼓を打つ」など、非日常に身をゆだね、旅情を満喫するすがそこには述べられています。

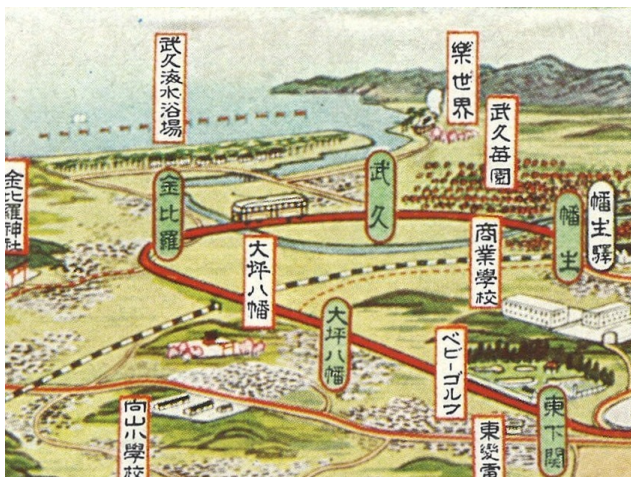
《山陽電気軌道（山陽電軌）》

昭和戦前期、欧亜連絡の拠点としての繁栄を見せていた下関。その喧騒の別世界として熱視線を集めていたのが、「奥座敷」川棚温泉、「歴史に富んだ城下町」長府でした。山陽電軌は、大正期に川棚温泉株を購入、昭和に入るとレジャーランド「長府楽園地」の経営に乗り出し、観光の創出に腐心していました。山陽電軌の経営路線(電車とバス)が案内図中に赤く示されており、下関近傍との交通ネットワークが形成されていたのです。日和山公園、功山寺、覚苑寺、乃木神社などのサクラの名所が華やかに紹介されています。別の「沿線案内」には、海水浴・汐干狩りの好適地、納涼夜釣り(「小門の夜焚き」)、さらに、苺園・植物園・遊園地・浴場・競馬場・球場などのレジャースポットも記されています。こうした集客戦略のモチーフは、小林一三率いる「阪急電車」にあるとされます。鉄道沿線に、温泉・海水浴場・登山道・動物園・植物園・遊園地を整備して鉄道利用を促したのです。「長府楽園地」が目指したのは、「西の宝塚」でした。



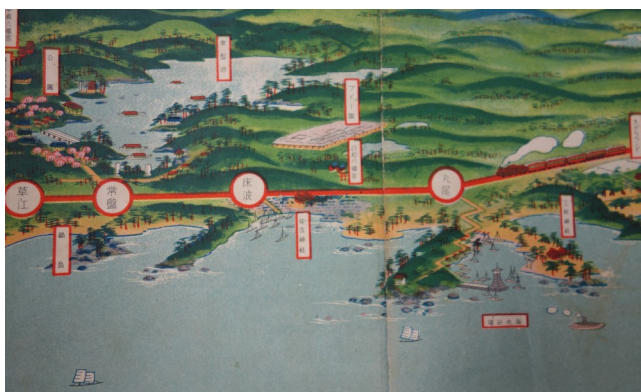
防長の観光
(一般郷土史料B16)

「溪谷美の絶景」長門峡、「奇岩怪石の偉観」青海島、「東洋一の洞窟」秋吉瀧穴。これら「三大奇勝」に、温泉(湯田・依山)や歴史(萩・山口)の魅力を添えた鉄道旅行案内が、門司鉄道局や防長観光協会から数多く発行されました。



▲「下関長府名勝案内」（雨村家文書75）

《宇部鉄道》



▲「宇部鉄道沿線名勝案内」（大島佐川家文書1510）

大正15年(1926)9月の宇部鉄道(現在のJR宇部線)の全通記念で発行された「沿線案内」です(金子常光画・日本名所図会社発行)。「炭都」から県下の工業都市へと成長を遂げた宇部市の殷盛の様子に加えて、宇部鉄道沿線の見所が紹介されており、休日の都市近傍の「ちょっとしたおでかけ」がそこから連想できます。近傍の常盤池の様子を眺めてみると、ボートの浮かんだ水辺には桜が描かれています(県内有数の桜の名所として知られていました)。案内図裏面に印刷された紹介文には、常盤池の四季折々の美観は「展望絶佳観桜夕涼秋月観雪」と紹介され、市街地近郊の観光・行楽のスポットとして意識されていたことがわかります。

また、沿線の海沿いには松原が描かれており、砂浜にはいくつかの海水浴場も開かれていました。阿知須南方の日の山山頂には眺望施設として「パノラマ台」が描かれています。対岸の朝日山真照院も含めて、ハイキングによって、瀬戸内海に浮かぶ「しまなみ」の穏やかな眺望が得られたのです。車窓に繰り広げられる「秀麗明媚な周防灘」と「雲烟模糊とした両豊」の眺望に「映える」ことが宇部鉄道の旅の楽しみとされていたようです。

《長門鉄道》



▲西日本保勝会設立趣意書（一般郷土史料B143）

昭和11年(1936)4月に長門鉄道の関係者を中心に設立された「西日本保勝会」の創立記念座談会の広告です。長門鉄道の利用促進を図る目的で、沿線の観光振興の気運を高めるべく総決起集會が開かれたのです。

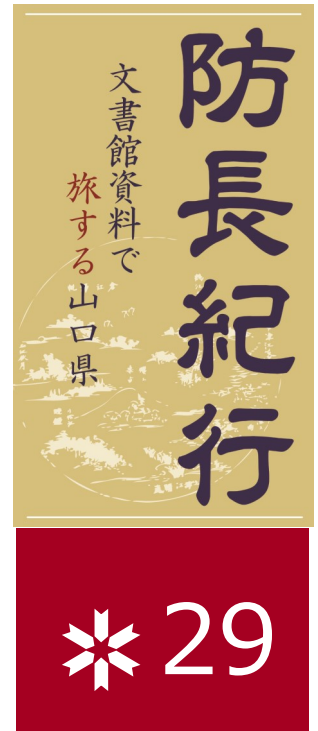
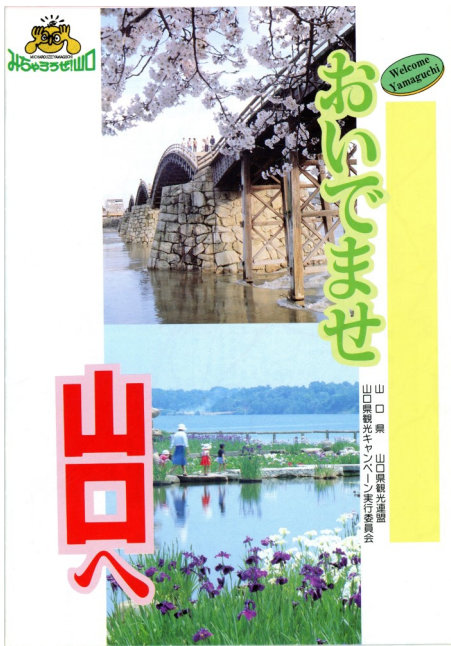
この広告は、大正7年(1918)に小月・西市間で開業した長門鉄道の「沿線案内」でもあり、景勝地・史跡(東行庵・靈峰華山・石柱溪・大寧寺・青海島など)に加えて、「青松白砂」の浜辺、「月景色」に彩られた古刹、滝・淵などのビューポイントの数々、さらには、「船遊び」「潮干狩」「川船遊び」「蛸狩り」「鮎狩り」「松茸狩り」など、自然のなかに人々を誘導する数々の仕掛けが紹介されています。また、座談会への参加費を元手に、サクヤやモミジの植樹も計画されていたようです。そこには、鉄道旅行を軸に展開された、戦前の観光開発の完成形を見て取ることができます。

《観光地としての山口県》

昭和10年に刊行されたと思われる山口県防長観光協会「防長の観光」(一般郷土史料B16)には

本土の西端防長の地は、南は静かな瀬戸内に面し、北は荒れ狂ふ日本海に臨み、南北の中僅かに九里、自ら其処には変化に富む景勝地を生んで居る。天下の三大奇勝長門峡、秋芳洞と青海島がそれであるが加ふるに史蹟に富む山口と萩、其の上旅塵を払ふに豊富な温泉点在し観光には最適の地である

とあります。鉄路がつかない多彩な観光地をそこに見ることができます。



おいでませ山口へ（リーフレット昭和62・27・28） **集客 ②**

「おいでませ山口へ」はいつから？

《山口県観光のキャッチフレーズ》

山口県の観光のキャッチフレーズとして親しまれている「おいでませ山口へ」。今回の山口県観光キャンペーンでの使用はもちろんのこと、平成23年(2011)に山口県で開催された2度目の国民体育大会の愛称が「おいでませ！山口国体」であったように、今や、山口県への来県を促す言葉として定着しています。

それでは、この山口県の方言「おいでませ」を取り入れたキャッチフレーズは、いつごろから使われ始めたのでしょうか？

このことについて、言語学者の井上史雄氏は、次のように指摘されています。「『おいでませ山口へ』は昭和39(1964)年に誕生しました。東京オリンピック、新幹線開通の年です。……当時方言を使ったのが新鮮で、その後の方言復権のきっかけになりました」。その後、全国各地で類似の観光歓迎方言が使われていったとのこと。中国地方の例としては、岡山県の「おいでんせえ岡山へ」や広島県の「ようき

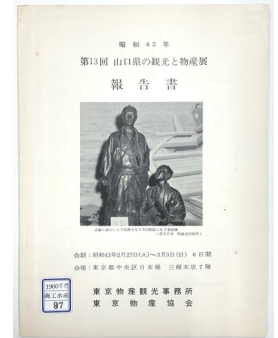
んさったのう広島へ」などが、紹介されています(「観光歓迎方言「おいでませ山口へ」の系譜 西日本編」『WORD-WISE-WEB』)。

《「おいでませ山口へ」の思い出》

「おいでませ山口へ」が全国初の観光歓迎方言だったとの指摘には驚かされます。昭和40年生まれの筆者の記憶では、「おいでませ山口へ」を初めて耳にしたのは中学1年生の時でしたから、1970年代の終わり、昭和53年のことです。その後、この言葉を次第に耳にするようになっていったように思います。

正直なところ、山口県に生まれ育った者としては、あまり耳慣れない言葉であったせいか、「おいでませ山口へ」に少し違和感を覚えた記憶があります。

当時は、本州と九州をつなぐ関門橋が架かり(昭和48年)、山陽新幹線が博多まで開業(昭和50年)、SLやまぐち号の運行開始(昭和54年)、中国縦貫自動車道全線開通(昭和58年)、など県内の交



昭和43年 第13回山口県の観光と物産展報告書(1960年代商工87)

昭和43年3月開催の「山口県観光物産展」の報告書です。「山口へおいでませ」の使用例を見ることができます。

通インフラが続けざまに整備された時期でした。それに加え、昭和52年にNHKで放送された大河ドラマ「花神」の影響もあり、山口県への観光が脚光を浴びた時期でもありました。

昭和52年発行の当館所蔵のポスターにも、「一枚のきっぷから おいでませ山口へ 山陽路の再発見 山口県・防府市」、「香り高い山陽路の史都 花神のふるさと“防府”」などと書かれています。

前頁の2枚の写真は昭和62年に山口県・山口県観光連盟・山口県観光キャンペーン実行委員会により発行された観光キャンペーンのリーフレットです。そこには「みちゃろうぜ！山口」、「おいでませ山口へ」のキャッチフレーズが使われています。錦帯橋や須佐のホルンフェルスの写真が見えます。このころになると、「おいでませ山口へ」がしっかりと根付いた感があります。

《昭和40年代の「おいでませ山口へ」の使用例》

それでは、もう少し時代をさかのぼって昭和40年代の使用例を当館所蔵の資料から見てみましょう。

下の写真は、列車内に掲げられた車内広告です。「おいでませ海・山岳の山口へ」のキャッチフレーズが見えます。写真には秋芳洞が使われています。「山口県の観光と物産展」という文字が読めますが、この広告からだけでは年代がはっきりしません。しかし、右下に「万国博は新幹線ひかり号で」という広告がありますので、大阪万博が開催された昭和45年のものと分かり、この広告は同年に東京で開催された「山口県観光物産展」の宣伝のためのものであることが分かります。



「山口県観光物産展」は毎年実施されましたが、第13回の報告書が当館に残っています（「昭和43年第13回山口県の観光と物産展報告書」〈1960年代商工水産87〉）。これによると、東京物産観光事務所（現山口県東京事務所の前身）および東京物産協会の主催により、昭和43年2月27日から3月3日にかけて三越本店で第13回山口県観光物産展が開催されています。

右上の写真は、物産展の様子で、「山口においでませ」のキャッチフレーズが見えます。また、関連イベントとして三越劇場で開催された観光映画と郷土舞踊の上演では、最後に「山口県へおいでませ」と呼びかけられ、満

員の会場から限らない拍手が送られたと記されています。



《観光課の設置》

山口県では、昭和44年に、立ち遅れていた観光施策に力を注ぐため、それまでの商工観光課から独立する形で「観光課」が設置されました。

さっそく7月に、「これからの山口県の観光開発」をテーマに、有識者による座談会が開催されました。そこでは、他県に比べ、遜色のない観光資源があるにもかかわらず活かされていない現状や、道路や駐車場の整備の遅れ、点ではなく線として各観光地を結び付ける観光戦略の構築、山口県に是非立ち寄りたくなるような魅力的なキャッチフレーズの必要性、などの提言がなされています（「座談会記録これからの山口県の観光開発」〈1960年代商工水産87〉）。

また、この年には、初めての試みとして、抽選付きの山口県観光絵葉書が作成されました。「年賀状は観光絵葉書で」と宣伝され、抽選により、差出人と受け取り人のペアに山口県観光2泊3日の旅行がプレゼントされました。下の写真は広報資料「県政の動き」に掲載された抽選会の様子で、このページにも「山口県へおいでませ」と記されています（「広報資料『県政の動き』昭和44年10号」1960年代企画221）。

このように、昭和30年代の終わりに誕生した「おいでませ山口へ」は、40年代に徐々に広まり、50年代に定着し、現在に至っているようです。





絹本着色吉田松陰像(自賛)肖像部分（吉田松陰関係資料164）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

✳️ 30

集客 ③

山口県のイメージと吉田松陰 ～肖像の利用傾向から～

《山口県、幕末、といえば…？》

山口県、幕末、というと、吉田松陰を連想される方は多いのではないのでしょうか。

吉田松陰の自賛付肖像は6点存在していますが、どれも風貌等の特徴は共通しており、見れば吉田松陰とわかるのではないかと思います。上に示したのが当館所蔵のもので、当館所蔵資料の中で最も画像利用が多いものの一つです。

ここでは、過去5年間の利用傾向を見ながら、吉田松陰肖像と山口県のイメージの結びつきを考えてみたいと思います。

《当館所蔵資料の画像利用》

当館所蔵資料の画像の書籍・テレビ番組への使用にあたって、料金はいただいております。また、令和6年度からは承認制から届出制となり、より簡便にご利用いただけるようになりました。

当館所蔵資料の中でも、「吉田松陰肖像」や「特命全権岩倉使節一行」(右参照)等、特にご利用が多いものは、「[高画質画像ダウンロード](#)」にまとめてあります。

《吉田松陰肖像の利用》

そのようなこともあり、吉田松陰肖像の使用件数は、例年、その年の届出(申請、以下「届出」に統一)件数の1割超です。当館の収蔵資料点数(約58万点)や書籍やテレビ番組の多様性等を考えると、少なくない数と言えるでしょう。

《県内か、県外か》

吉田松陰肖像は、利用者の居住地・所在地が山口県内(以下「県内利用者」)か、山口県外(以下「県外利用者」)かで利用傾向が変わります。

次頁のグラフは、県内利用者と、県外利用者、それぞれの吉田松陰肖像利用件数を、掲載媒体の内容・目的別に整理したものです。

まず、利用件数の県内:県外比を見ます。県内利用者による利用件数は、多い年は35%ですが、それ以外の年はほぼ10%台です。掲載届出件数全体の県内:県外比はおよそ3:7なので、県内利用者が少ないと言えます。



特命全権岩倉使節一行
(毛利家文庫81
写真史料97)

当館所蔵資料の画像のなかで特に利用の多いものも一つがこちらです。歴史の教科書などで見たことがある方も多いのではないでしょうか。

教科書や副教材のほか、視聴者の「見たことある」を活かして、明治維新のイメージ画像として様々なテレビ番組に使用されることが多いようです。被写体に山口県と縁のある人物が少ないためか、観光等にはあまり使われません。

《内容とターゲット》

ついで、掲載コンテンツの性格を考えてみましょう。県内・県外とも教材・歴史・観光その他に分けてあります。

県内は年によって状況が異なりますが、県外は安定して歴史関係のコンテンツへの利用が中心です。これは、関連書籍や雑誌、テレビ番組等への利用が多いためです。

県内利用者と県外利用者との大きな違いが教材への利用です。教科書等を発行する大手出版社は県外にありますので、それが数字に反映しています。

一方、観光その他のコンテンツに使われる場合は、県の内外問わず一定の割合を占めます。ただし、県内利用者の利用先を見ると、当県を会場とする全国的なイベントのポスターや、県内諸団体が作成する観光パンフレットが中心です。つまり、県外の方に、山口県や県内の特定地域のイメージを伝えるツールとして使われているのです。

《画像に乗せるイメージ》

教科書をはじめ学習教材に掲載された図は、多くの人の目に留まります。そして、案外記憶に残るものです。それをテレビが使うことで、関連情報とともにその資料の認知度も上がっていきます。吉田松陰肖像も、この流れの中で

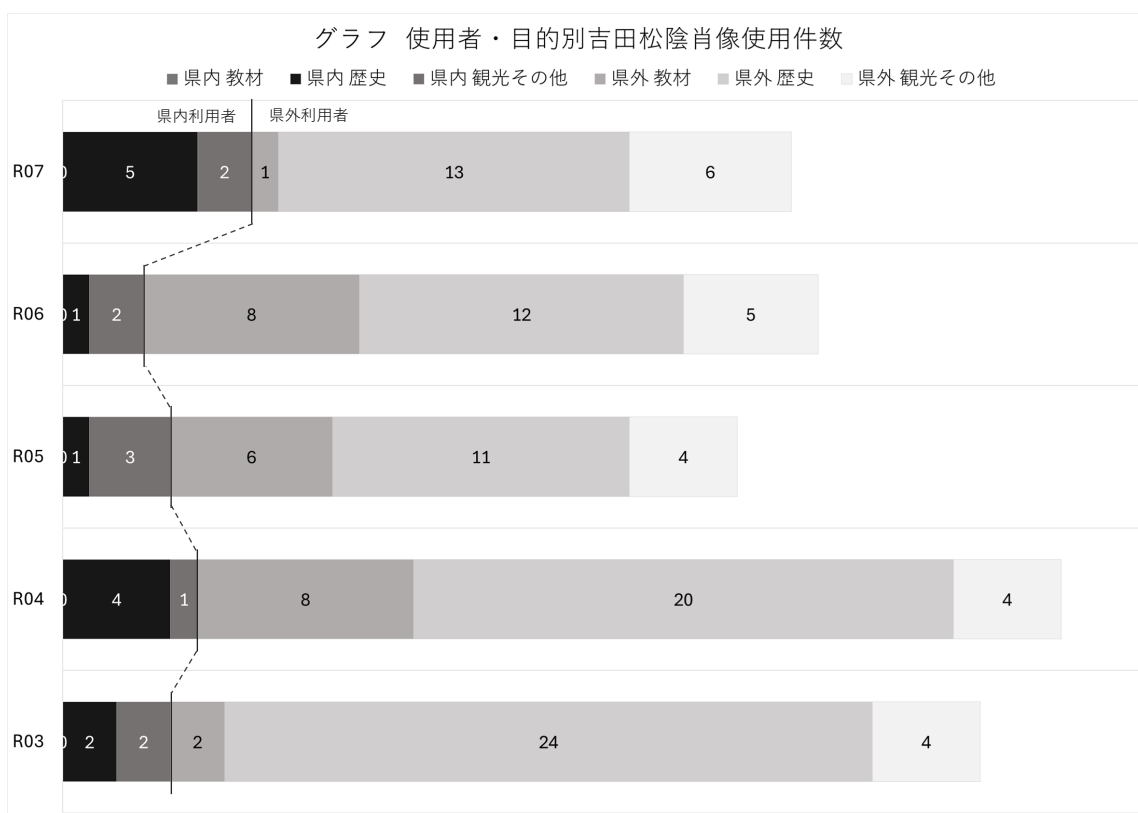
利用が増えていった資料と言えます。

加えて、松陰自身が山口県の幕末・維新期に深く関わる人物であったこと、また当県の観光資源に幕末関係の史跡が多くあることから、関連情報と肖像の画像がセットで流れるたびに、山口県のイメージと吉田松陰肖像が結びついていったのでしょうか。

前頁の画像を見て「あっ」と思える程度に、そして、山口県と聞いて連想されるものの上に吉田松陰肖像が挙がるであろう程度に、吉田松陰肖像と当県のイメージは紐づけられています。その背景には、吉田松陰顕彰の歴史も含め(例：シートNo.06)、単に山口県にとって重要な存在だから(=県・県民の心情に基づく)というだけではない、イメージ定着の仕組みがあったのではないのでしょうか。一方、「よく知っている何か」に紐づけられた県のイメージを、県民に対して改めて提示する必要性の低さが、県民向けコンテンツへの同肖像の利用件数の低さに繋がっているのでしょうか。

参考文献：山田稔「吉田松陰自賛肖像考」(『山口県文書館研究紀要』37、2010年)

【参考】拙稿「山口県文書館所蔵資料の掲載・放映等の利用について」(『山口県文書館研究紀要』51、2024年)



【凡例】

- ・教材：教科書、問題集、副読本等
- ・歴史：歴史をテーマとしたテレビ番組(バラエティー番組含む)、書籍等
- ・観光その他：ガイドブック、パンフレット、歴史以外のイベントポスター等

※県内 教材は毎年使用件数0

山口県文書館第 21 回中国四国地区アーカイブズウィーク
アーカイブズ展示「防長紀行～文書館資料で旅する山口県～」
解説シート

令和 8 年 6 月 発行
編集・発行：山口県文書館

山口県
文書館

